

公共政策決定過程におけるアメリカ大統領 及び議会の機能位相(二)

目次

- I 行政部政党の優越性
 - (一) 最高の立法者としての大統領
 - (二) 政党指導者としての大統領
(以上 第二十二卷第一号)
- II 原理と利益の妥協
 - (一) 沿革
 - (1) 大統領—原理
 - (2) 議会—利益(以下次号)
 - (i) 実業代理機関としての議員
 - (ii) 「走り使い」としての議員
 - (二) 方法と限界
 - (1) 現代公共問題の特質

竹
尾
隆

- (2) 公共問題の解決様式
- (3) 問題解決様式の限界

II 原理と利益の妥協

(一) 沿革

現代アメリカにおける民主・共和両党は、政権獲得の場合、いずれも、大統領を軸心とする行政部政党に、政策機能の遂行責任を課している。「議会が連邦政府を支配していた一九世紀一般とは異なり、二〇世紀は、最高の立法者ならびに議事日程決定者としての大統領の出現をみるに至っている⁽¹⁾」。この場合、国民全体から選出される「国民の指導者・最高の伝道者」(Leader of the People and Chief Preacher)⁽²⁾としての大統領が、自己に向けられた現代に特有の複雑な公共問題の解決を求める民意の期待や要望を、具体的な立法計画に転換し、これらを実施することによって、民意の期待や要望に現実的效果を付与してゆくためには、峻厳な権力分立制の下で法律制定の憲法上の権能が議会に固く掌握されている以上、大統領による与野党双方の議員の協力と支持の調達が、不可欠の条件となる。けれども、この条件の充足は、現実には決して容易ではない。そのことの一端は、一九八一年における社会福祉施策費の削減を争点とする共和党大統領と下院民主党との底深い対立の一挿話に覗かれる⁽³⁾。すなわち、一九八一年の春、共和党大統領と下院民主党とは、連邦予算案の規模と形式をめぐる熾烈な攻防を繰り広げていた。R・レーガン(Ronald Reagan)大統領及び議会(Capitol Hill)における彼の盟友は、ともに、社会福祉施策費に対する大幅な削減の断行を決意しており、そうした決意は、そこにおける南部民主党の一派によっても支持されていた。レーガン大統領は、自らが提案した政府出費の削減案に必ず民主党支配下の下院予算委員会(the Democratic-controlled House budget committee)の努

力に不満を表明し、一九八〇年における大統領選挙の圧倒的勝利（国民の直接選挙における得票率五〇・八％、大統領選挙人獲得数四八九）の事実によって背景を支えられつつ、彼自身による当該案件に関する若干の最終改正事項の提示を決定するに至った。「現在、下院予算委員会で審議されている予算案の少なからぬ立法文言に代替すべき文言を当該委員会に上程し、それについて票決して戴く機会を、私に与えられたい」旨、大統領は、当時の下院議長T・P・オニール（Thomas P. O'Neill）（民主党）（マサチューセッツ州選出）に対して電話で申し入れた。さらに、大統領が、「下院は、これまで、手際よく職務を遂行してきた。しかし、それは十二分に成功したとはいえない。私は……」とこまごま述べたとき、下院議長は、その発言を遮り、「閣下は、権力分立制を御存じなかったのでしょうか。政府出費の決定に責任を有しているのは、常に合衆国議会である」と反駁した。⁽⁵⁾ これを受けて、レーガン大統領は、即座に、「私は、合衆国憲法を熟知している」と、憤然として応答したのである。⁽⁶⁾

そればかりではない。大統領を頂点とする行政政党が、自ら樹立した具体的立法計画に対する立法部《与党》の信徒と一体化・共鳴と受容を確保することすら、多大の困難を伴う。大統領が与党における「統治のなかの政党」、とりわけ、立法部政的な支持を獲得していたとしても、こうした支持の獲得が、与党における「統治のなかの政党」、とりわけ、立法部政党に対する大統領の長期的指導の確立に、決して直線的に変移するわけではない。極言するならば、前者の支持の獲得と後者の長期的指導の確立とは、互いに無関係に並置される。従って、大統領が、野党よりもむしろ与党における議会指導者の言動によって、失態を演じたり、あるいは、挫折を蒙る場合が、少なくない。⁽⁷⁾ このことは、J・F・ケネディ（John F. Kennedy）大統領の次の短い一句に如実に示される。⁽⁸⁾

「党に対する〔与党議員の〕忠誠感や責任感は、ほとんど全く、何の意味ももたない。これ故、大統領は、何よりもまして、まず、自己の職務を自らの力で処理してゆかねばならない。」（「」内引用者）

同じく、L・B・ジョンソン (Lyndon B. Johnson) 大統領も、これと同じことを、彼の特別法律顧問 (special counsel) であったH・マックファーンソン (Harry McPherson) に向って、次のように語っている。⁽⁹⁾

「大統領が、どのような種類の多数者の支持を得て当選したかは、全く問題とならない。彼ら〔下院多数者、民主党下院議員〕が、大統領を正当に遇するのは、僅か一年間であり、彼らが再選による自己の政治生命の延長を気づかいはじめる以前の期間に限られる。任期の第三年には、大統領は、採決の賛否表示において破れる。……任期の第四年には、大統領は、彼らとの駈引に終始する。議会の半数がいかにして大統領を打ち負かすかを考えているときに、大統領は、何ものも議会を通過させることができない。そこで、大統領は、一年待たねばならない」。

また、ジョンソン大統領は、次のようにも述べている。⁽¹⁰⁾

「彼らは、大統領と行動をともし、暫時、大統領の望むほとんどすべてを、彼に与える。しかし、次に、彼らは、急に大統領に対して敵対する。これが、彼らの常態である。彼らは、大統領が過誤を犯すのを気長に待ち続ける。そして、大統領が、過誤を犯す。その際、彼らは、大統領に、ほとんどすべて与える。この後、透かさず、彼らは、大統領に、その代償を支払わせる」。

右に述べたように、行政部政党と立法部政党の間には、一種異様な不協和音が奏でられるのが、普通である。なぜなら、大統領と議員とは、権力分立制の結果として、その選挙方法の相違から、それぞれ、政治的志向性を異にするからである。⁽¹¹⁾ アメリカ国民一般の平均的な政策選好の原基を形づくる原理の輪郭のなかに、自己の全国選挙区内にある多様な諸利益を収斂させるところの、大統領の原理志向性と、自己の特定選挙区内における支配的諸利益を優先的に配慮するところの、議員の利益志向性が、すなわち、これに当る。

それ故、大統領は、自らが志向する原理を原初的・原型的な核質部として自己の具体的立法計画を構成することを

試みる。この意味において、大統領は、『原理の信託者』(the trustee of principles)と称してよい。これに反し、議員は、原理の輪郭を打ち壊し、こうした大統領の立法計画を、自らの代表利益という各々に独特の漆喰を以って可及的に塗り固めようとする。従って、議員は、『利益の代理機関』(the agent of interest)といふことができる。あるいは、大統領が、『政策首唱者』(policy promoter)であり、議員が、『政策改作者』(policy adapter)であるといふこともできよう。⁽¹²⁾ここに、『大統領—原理』と『議員—利益』という明確な対比軸が設定されるであろう。公共政策決定過程は、このように相互に反極を構成し遠く隔てられた対角線の両端に位置する二者の間に、層々と連続して展開される妥協・調整・取引によって、進捗することになる。⁽¹³⁾

その際、大統領は、後述するように、自己の代表原理の原底にまで下降し、立法権の担い手である議員に対してある程度の譲歩を行ない、彼らの利益要求の少なからぬ部分を社会的に実現することによって、自己が最重要視する公共問題についての具体的立法計画に対する議員の協力と支持とを喚起し彼らの共感を確保してゆくのが、通例である。⁽¹⁴⁾それ故に、大統領が負荷するいわば『縦の原理』の垂直的ベクトルは、議員が付帯する『横の利益』の多様性への譲歩と取引を通して、水平的ベクトルに置き換えられ、こうしてはじめて、大統領は、自己の主張を社会に貫徹させ発展させ得ると考えてよからう。あるいは、アメリカにおける公共政策決定過程は、大統領の負荷する『原理』と議員の付帯する『利益』という力学的に配置された二項対立的な二つの焦点を基点として描写される楕円形を構成するといつてもよい。いずれにせよ、前者の『原理』は、後者の『利益』との相関関係において意味づけられる。

(1) 大統領—原理

それでは、大統領が代表するといわれる原理とは、いったい、何であろうか。それは、進歩主義(Liberalism)の政

策・イデオロギー体系を指すと考えてよい。⁽¹⁵⁾ 大統領が代表する原理が進歩主義であるとしたら、次に、進歩主義は具體的にいかなる内実を有しているかが、問題となる。それは、大要、次のようになる。⁽¹⁶⁾

すなわち、進歩主義は、アメリカ社会に、いまなお広く深層にまで浸潤しているこの国に特有の伝統的な《自由主義》(liberalism)の正当な嫡出子であり、その本質的な主題を現代に変奏したものにほかならない。この《自由主義》は、既に他において指摘した通り、⁽¹⁷⁾「アメリカ社会における基本的事項への合意」を意味し、「憲法秩序の擁護」と「資本主義制度の維持」を両極として構成された信念体系である。現代における進歩主義(modern liberalism)は、現代の保守主義(modern conservatism)と並んで、こうした「アメリカ社会における基本的事項への合意」という一つの根から生れてた二つの鮮やかな大輪の花に譬えることができるであろう。このことを、自由企業資本主義制(corporate capitalism)の環境に及ぼす政府諸活動の効果という視角位相からアメリカ政治体系を鋭く分析したE・S・グリーンバーグ(Edward S. Greenberg)教授(コロラド州立大学)(University, of Colorado, Boulder)の説くところにしたがい叙述するならば、以下のようになる。⁽¹⁸⁾

すべての政治・経済・社会秩序の安定した社会(stable society)は、政治・経済・社会生活において何が正当であり何が至当であるかに関する普遍の信念体系(widely disseminated sets of ideas)によって、結び合わされ、維持されている。アメリカ社会も、もとより、この一般原則の例外ではない。アメリカ社会の地層には、一般に《自由主義》(liberalism)と称される「精緻な、首尾一貫した、信念体系」(an elaborate and coherent system)⁽¹⁹⁾が、跡切れざる底流として伏在し、これが、アメリカ社会における政治行動のなかに噴きあびてくる。これ故、アメリカ社会における政治行動は、《自由主義》と呼ばれるこの国に固有の信念体系によって、その進むべき方向を制御され、その態様を規制されている。従って、何よりもまして《自由主義》の意味内容を把握しない限り、アメリカ政治に対する理解と評価は、至難とな

るであろう。なぜなら、いうまでもなく、「《自由主義》の様々な観念、価値観、そして、前提が、アメリカ社会の隅々にまで余すところなく浸透しており、アメリカ人が、個人的に、あるいは、集合的に行う、事実上のすべての社会的・経済的・政治的な意思決定の上に、色濃く影を落している」⁽²⁰⁾からである。《自由主義》が、「典型的なアメリカのイデオロギー」⁽²¹⁾(*the American ideology*)、あるいは、「アメリカ史全体」⁽²²⁾(*the whole of American history*)と、指称される所以である。また、著名な歴史学者L・ハーツ(Louis Hartz)は、アメリカを、「自由主義文明」⁽²³⁾(*a liberal civilization*)の国家と規定している。いうところの「自由主義文明」の中枢を走るのは、個人主義(*individualism*)の擁護、私有財産権(*Private Property*)の保障、自己規制的な市場(*self-regulating market*)の堅持、権力の限定された政府(*limited government*)の支持、以上の諸観念にほかならない。こうしたことから、アメリカにおける政治・経済・社会体系に対する理解を深めようとする場合、《自由主義》に対する理解が、まず何よりも必須の前提となる。《自由主義》は、政治、経済生活、そして、究極的には、アメリカ人自身、以上に関する彼らの主要な諸観念の最深部に沈降し、これらの諸観念を根底から支えている。この意味において、《自由主義》は、いわば、アメリカ的生活様式における神経中枢の役割を果たしているといえよう。

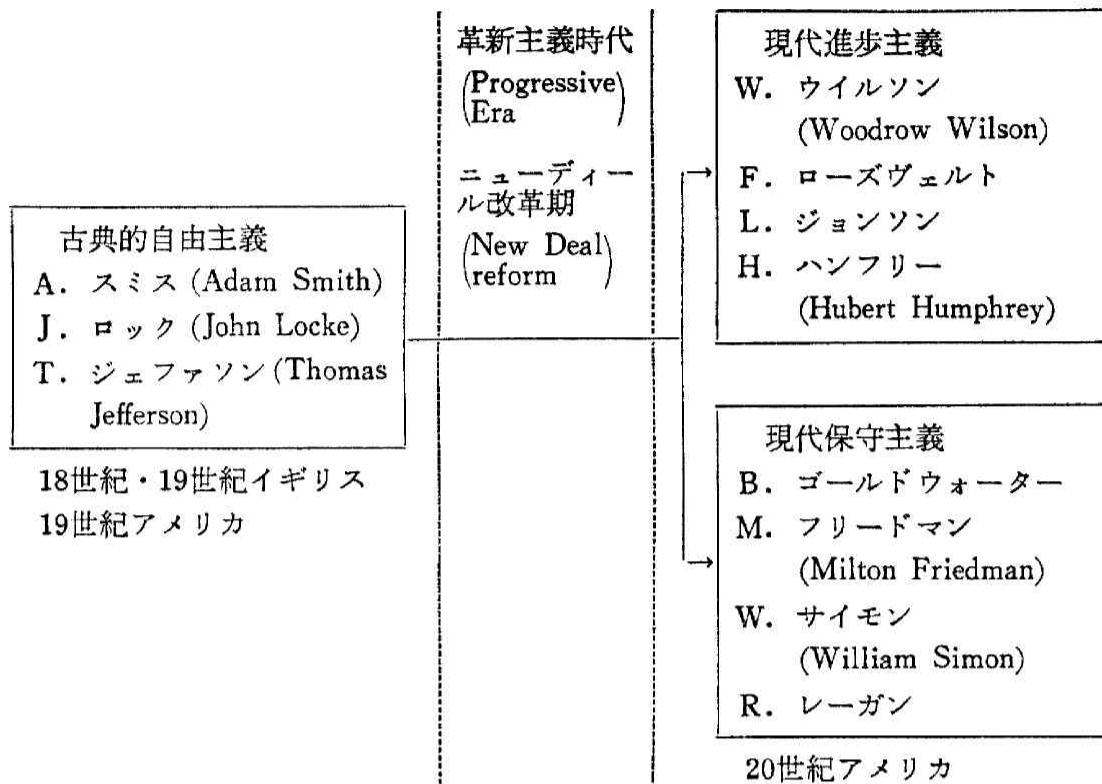
こうして、《自由主義》は、アメリカにおける信念体系として無比の存在であり、恰も絶対者のごとく君臨している。けれども、《自由主義》は、必ずしも明晰な意味内容を有しているわけではない。《自由主義》を統一的に構成する諸観念は、広く一般化され、アメリカ社会の地底にまで根を張り、しかも、アメリカ人のより深い無意識の底層にまで達し、彼らの生活と分ち難く絡み合い、その一部に変成するに至っている。このため、これらの諸観念は、所与のものとして日常化され、一般人が共通に所有すべき通常の知識・判断力・思慮分別として常識化され、さらに、その妥当性において、普遍的であるようにおもわれる。こうして、これらの諸観念は、アメリカ人の思考・生活空間に

において、「審査無用の、疑問の余地ない前提」(the unexamined and unquestioned premises)⁽²⁴⁾となるに至っている。《自由主義》を構成する諸観念の総体は、広く一般化されているために、アメリカ人が、このような総体について慎重な考慮を払うという事態は、稀有に属する。さらに、重要なことは、このような諸観念の総体に内包される諸価値への帰依が、彼らの現実生活にいかなる影を落しているかについて、彼らが真剣に顧慮したことがないという事実である。

現代における進歩主義と保守主義(modern liberalism and modern conservatism)とは、ともに、右に述べた《自由主義》という系図上の始祖を同じくする。すなわち、現代における進歩主義者「F・D・ローズヴェルト(Franklin Delano Roosevelt)からT・P・オニール及びE・ケネディ(Edward Kennedy)に至る」ならびに保守主義者「R・タフト(Robert Taft)＝B・ゴールドウォーター(Barry Goldwater)からR・レーガン＝W・F・バックリー(William F. Buckley)に至る」は、その言葉の伝統的な意味において《自由主義》的である。表1に明示されるように、⁽²⁵⁾現代における進歩主義と保守主義とは、同一の血脈に繋がり、「総体的な古典的自由主義の伝統の内部における二つの潮流」(two currents within the general classical liberal tradition)⁽²⁶⁾を形づくっている。比喻を用いるならば、進歩主義と保守主義とは、相互に異質の別の二要素ではなく、原子番号が同一で原子量が異なる同位元素ということになるであろう。

ところで、現代進歩主義者は、国民の社会経済生活における政府の役割を積極的に評価し、次のように論ずる。⁽²⁷⁾すなわち、彼らによれば、社会経済生活の現実に対する政府の積極的な介入と生活機能全般への規制、政府による様々な社会諸用役の提供と諸種の社会給付の供与、これらは、失業者・生活困窮者などの不遇者集団や黒人・少数人種団体的ごとき被差別集団を、社会経済上の桎梏から解放し、彼らを経済生活の主流に参加させることを可能にする。また、彼らの確信するところに従うならば、政府は、現代世界の錯綜した諸問題を首尾よく解決するために、社会におけるあらゆる資源を動員する決定的な行動を起さねばならない。さらに、現代進歩主義者は、脆弱・優柔不断・無能

表1 現代における進歩主義と保守主義



の政府のなかに、民主主義を崩壊に導く危険性の強力な萌芽を見出す。なぜなら、F・D・ローズヴェルトが指摘したように、「独裁制は、問題解決能力を十分に具備する強力な政府から派生するのではなく、弱体かつ無力の政府から生じるという事実を、何よりも歴史が立証している」⁽²⁸⁾からである。

他方、現代保守主義者は、政府は社会経済生活においてより限定された役割を果たすべきであると主張する。なぜなら、一つに、国民の生存配慮を目ざす政府諸施策は、必ずしも所期の効果をあげ得ないからであり、二つに、社会諸給付をなし得るほど強大な政府は、同時に、国民から権利と自由とを収奪し得るほどの無双の強者に変貌し得るからである。保守主義者は、国民に信頼される権力は危険であると確信する。なぜなら、人口に膾炙したアクトン卿 (Lord John Emerich Edward Dalberg-Acton) の言葉に明らかなように、「権力は腐敗する傾向にあり、従って、絶対的権力は絶対的に腐敗する」からである。人々は、生存配慮の責任主体としての政府の権力と叡知

とを同一視する。しかし、これは、きわめて危険な誤解である。R・W・ヘマソン (Ralph Waldo Emerson) が指摘したように、「統治することが少ない政府であれば、それだけ、善であり、法的規制も少なくなり、権力への人々の信頼も一層少なくなる⁽²⁹⁾」。このヘマソンの一言が、現代保守主義の核髄を貫徹していると考えてよからう。

《自由主義》の伝統のこのような二つの現代潮流の構成員は、政府の活動と責任の双方における適切な規模とはいかなるものかについて、絶えず二つの分極した形で争論を展開する反面、彼らは、私有財産権・自由市場・個人主義のごとき民主主義的な諸価値を連帯して守護しつつ、双方の一致点に凝縮してゆく。これ故、《自由主義》は、今日、現代進歩主義と現代保守主義の二面を対極とする振幅を有している。さらに、《自由主義》は、現代進歩主義と現代保守主義とを含み、現代進歩主義と現代保守主義とは、《自由主義》を支えるという、三者の共属性が成立する。そして、現代進歩主義と現代保守主義とは、《自由主義》の伝統的な諸価値や諸目標を積極的に実現してゆくための方法についてのみ、意見を異にするにすぎない。双方は、結束して、このような諸価値や諸目標そのものに、欽仰の念を抱く。アメリカ社会が、「自由主義文化」(liberal culture)の社会と称される所以である⁽³⁰⁾。

T・ファーガソン (Thomas Ferguson) (テキサス州立大学) (University of Texas, Austin) と J・ロジャーズ (Joel Rogers) (マイアミ大学) (University of Miami) の両教授は、《自由主義》を基層として成り立つ現代における世論を、その起源の相において疑視するとき、そこには、「イデオロギー的に『保守主義的』であると同時に施策の面で『進歩主義的』である」(both ideologically “conservative” and programmatically “liberal”)⁽³¹⁾ という地肌が露出していると述べ、このような「自由主義文化」の特性を、政策の現実態の視角から論じている⁽³²⁾。

「抽象的に、アメリカ人は、『巨大政府』(“big government”)に反対し、競争的資本主義の神話と象徴とに好意的に対応する。しかし、特定の政府諸施策や経営企業体の現実行動を評価すべき事態に立ち至ると、彼らは、様々な内政分

野における政府出費を支持し、巨大実業に対して深い懐疑を抱く。同じく、アメリカ人は、強力な反共産主義者であり、総じて、ソ連に対して敵愾心をもつ。けれども、彼らは、合衆国の外交政策諸目標の追求に当って、武力を行使することにきわめて慎重であり、ソ連邦との平和共存を切望する。このような基本的な意見構造は、精神分裂病的であるようにおもわれる。しかし、少なくとも、内政問題に関する限り、それは、そこにおける政府が干渉主義的ではあるが社会主義的ではないところの、政治体系に対する投票者の適応の正確な反射像にほかならない。ともかく、この基本的な意見構造は、少なくとも、一世代の間、安定性を示してきたのである」。

こうして、伝統的な『自由主義』が、革新主義の時代とニューディール期という二つの媒質を通して現代の映写幕に結像するに至った進歩主義は、F・D・ローズヴェルト大統領の言動に表象されるように、次のごとき三原理を一身に集めた複合体を構成している。⁽³³⁾ ①すべてのアメリカ人は、健康にして文化的な最低水準の生活を享受する資格を、平等に保有している。②このような最低水準を自己の力で維持し得ない人々に対して、当該水準の維持を保障するのが政府の義務である。③そうした保障義務を担う第一次責任は、連邦政府に帰属する。以上の三原理が、葡萄状に集積し、一つの多面体を組成している政策・イデオロギー体系は、いかえれば、公共哲学 (public philosophy) は、漠然と、しかし、広く、進歩主義と呼称されてきた。

一九三〇年代以来の時間軸にそって成立したいずれの政権の場合にも、恰も地層のなか一条の閃光を走らせる鉞脈のように、その政権運営の中核を貫通しているのが、顯然・穩然の別を問わず、進歩主義の公共哲学である。⁽³⁴⁾ もとより、政権ごとに、このような公共哲学の解釈の仕方や強調点の打ち方が、多様に変曲されることは、いうを俟たない。例えば、D・D・アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower)・R・M・ニクソン (Richard M. Nixon)・G・フォード (Gerald Ford) の、各共和党政権は、実業の奨励と均衡予算の堅持とを、施策の焦点とする。二〇年の空白期間の後に

民主党からの政権奪還に成功したアイゼンハワー大統領についてみるならば、アイゼンハワーは、均衡予算の達成、ドル価値の維持、連邦政府活動の縮減などを、とりわけ力説した財政保守主義者 (fiscal conservative) である。このため、彼は、連邦準備制度理事会 (the Federal Reserve Board) に、貨幣供給量 (money supply) の緊縮政策の決定を任せた。その結果、一九五三年—一九五四年及び一九五七年—一九五八年の二度にわたり、少なからぬ景気後退が、もたらされた。この時期に、失業率は七%に上昇した。(因みにトルーマン大統領の在任期間中の平均失業率は四・三%である) その結果、一九五八年の議員選挙において、共和党は、大敗を喫した。「下院—民主党二八三(四九増)・共和党一五四(四七減)、上院—民主党六六(一七増)・共和党三四(二三減)」アイゼンハワー政権は、こうして、確かに、正統な保守主義的な経済諸政策を追求した。けれども、アイゼンハワー政権は、ニューディール期に設定された基本的な政策路線の踏襲を、必ずしも放棄したわけではない。アイゼンハワーは、ニューディール政策の社会的経済的枠組を現実に受容した《現代共和主義》(modern Republicanism) ないし《動態的保守主義》(dynamic conservatism) を、提唱した。事実、アイゼンハワー政権の下において、老齢・失業に関する社会保障給付の適用範囲は拡大され、教育厚生省 (the Department of Health, Education and Welfare) も設置された。加えて、アイゼンハワー政権は、アメリカ史上における最大の公共事業計画の実施に、着手している。経済の活性化を促し、アメリカ人の生活様式全体に大きな影響力を与えた、州際幹線道路網 (the Interstate Highway System) の建設、及び、セントローレンス川 (St. Lawrence) と運河によって大西洋と五大湖を結ぶ全長三、七六九キロに及ぶセントローレンス水路 (the St. Lawrence Seaway) のアメリカ・カナダ共同開発が、これに当る。こうした意味では、アイゼンハワー政権は、ニューディール政策路線の進歩の道程を、一層推し進めたといつてよい。他面、アイゼンハワーは、一九五四年に、大幅な減税を断行した。しかし、彼の在任期間八年のうちの三年まで、予算に剰余金が生じている。アイゼンハワーの在任中、二度にわた

る深刻な景気後退があったにもかかわらず、彼が離任したとき、合衆国の実質的な国民総生産 (Gross National Product) (GNP) は、その就任時に比べ、二〇%増大しており、また、在任期間中における失業率は、平均四・九% (一九五三年—一九五六年四・二%、一九五七年—一九六〇年五・五%)、インフレーション率は平均一・四% (一九五三年—一九五六年〇・六%、一九五七年—一九六〇年二・一%) であった。⁽³⁵⁾

共和党政権とは逆に、H・S・トルーマン (Harry S. Truman)、J・F・ケネディ、L・B・ジョンソン、J・カーター (Jimmy Carter) の、それぞれの民主党政権は、国民に対する連邦政府による生存配慮の保障水準の引き上げと、その保障範囲の拡大に、施策の鮮明な力線を引く。このような民主党政権の政策的立場は、《ニューディール》を《フェアディール》 (Fair Deal) へと移行展開したトルーマン大統領の次の言葉に凝縮される。⁽³⁶⁾

「労働の能力と意思とを有するすべてのアメリカ市民のために、全国政府が、勤労する権利 (the right to work) の保障を繰り返し主張することは、従って、他のすべての方法が長期に及ぶ失業状態の現出を阻止し得なかったとき、政府が、この目的を果たすために、自己自身の持てるすべての資源を活用すべき究極の義務が自らに備わるということを宣言することは、人々の不安の回避と完全雇傭の達成に、少なからぬ貢献をするであろう」。

これは、一九四五年九月六日に、完全雇傭立法の制定を要請した、議会教書の一節である。

右に述べた状況にもかかわらず、今日のアメリカにおける内政・外交両政策の基本的方向は、仮に共和党政権が民主党政権を継承したとしても、現実には、政権交替によって、微分的変化を蒙るにすぎない。政権交替によって、具体的施策間に、極端な落差を生むという不測の事態は、まず、成立し得ない。

ニューディール進歩主義 (New Deal liberalism) は、これまで、人々の疑惑と猜疑の渦中に放出されることもなければ、また、その現代における正当性を疑う地点から、その存立の是非をめぐる真摯な議論が、活発に展開されるとい

うこともなかった。⁽³⁷⁾しかし、ニューディール期の当初より、R・タフトとB・ゴールドウォーターのような若干の政治家をはじめ、W・ケンドール (Willmore Kendall)・R・カーク (Russell Kirk)・W・F・バックリー、J・バーナム (James Burnham)・G・ディーツェ (Gottfried Dietze) のいとき少数の知識人は、ともに、進歩主義と対比的に把握される保守主義と呼ばれる逆公共哲学 (counterphilosophy) の叛逆の火を、一に進歩主義的な民主党員、二に、進歩主義的・中道的な共和党員の間における《模倣主義》 (“me-too”) の民主党への同調者の、双方に対する執拗かつ連綿たる攻撃のなかに、今日に至るまで絶えず燃やし続けてきた。保守主義者は、一九六四年に、ゴールドウォーターが、進歩主義的・中道的なN・ロックフェラー (Nelson Rockefeller) とW・スクラントン (William Scranton) の両名を打倒し、共和党大統領候補に正式に指名されたとき、短期間ではあったが、強烈な光芒を放った。けれども、ゴールドウォーターは、ジョンソン民主党大統領候補に完膚なきまで敗退した。(ジョンソン—直接選挙の得票率六一・〇%、大統領選挙人獲得数四八六・ゴールドウォーター—三八・五%、五二)しかも、ジョンソンの「偉大な社会」(Great Society) 関係諸施策は、⁽³⁸⁾世人に、次のごとき結論を促す導火線の役割を引き受けた。全国民の圧倒的多数によって選挙されたジョンソン大統領が、「偉大な社会」の立法成果を通して、進歩主義者が大統領に期待するすべてを象徴しているという意味において、ニューディール進歩主義は、アメリカ政治の主流に堅固に位置づけられた公共哲学であり、ゴールドウォーターのような《極端論者》(extremist) の主張や、アメリカ政治の展開過程の反極で陰画を描く保守主義の公共哲学などによって、その正当性を否定され、その地位を剥奪されることは、とうてい、あり得ないというのが、すなわち、これに当⁽³⁹⁾る。

このような進歩主義に対する世人の合意 (consensus) を下部で支えていたのが、彼らのアメリカ経済への信頼である。双方は、基底部において、有機的な対応と連動の関係にあるといつてよからう。この点について、オープン大学 (Open

University) の R・メイドメント (Richard Maiment) と A・マックグルー (Anthony McGrew) は、次のように述べている。⁽⁴⁰⁾

「第二次世界大戦の終結に至るまでに、ニューディールに関する論争は、鎮静化した。この間、連邦政府は、国民経済の運営、ならびに、社会福祉体系の創設と維持の、二つの分野において重要な役割を担っているという広範な同意が、政党間の境界線を乗り越えて、存在していた。もとより、共和党内には、ニューディールを逆転させたいという旧態依然の保守主義者が存在していたということは、事実である。しかし、共和党員は、一九四〇年、一九四四年、そして、一九四八年に、ニューディールが我が国の政治的風景における不変の特徴であることを承認する大統領候補を、選定した。一九五二年に、共和党は、D・D・アイゼンハワーを、大統領候補に指名した。アイゼンハワーは、一九四〇年・一九四四年・一九四八年の共和党大統領候補と同一の見解を共有しており、彼の政権は、社会経済生活に対する政府活動の介入度を、縮小させるよりも、むしろ、拡大した。こうした進歩主義への合意の文脈が、アメリカ経済の躍進に対する世人の確信が増大した時期に形成されたということは、興味深い。一九三〇年代の経済状態への回帰があるのではないかという第二次世界大戦直後の不安は、次第に低減していった。代って、合衆国は、他の西欧諸国とともに、経済成長の最長継続期間の一つに突入したのである。この経済成長は、連邦政府が適切な通貨・財政混合政策の実施を通して経済の発展を維持することができるという、ケインズの確信 (Keynesian conviction) と、結合していた。このように、無類の繁栄の展望が、そこには切り拓かれていた。この繁栄は、早晩、国民の社会的疾患の大部分を軽減することができる、考えられたのである。事実、第二次世界大戦終結後の二〇年間の特徴は、自国に対する異常な程度の確信である。確かに、合衆国は、解決を要するそれ自身の問題を有していた。世界において最も富める国のなかで、一段と人目を引く貧困の発生が、これである。公民権の実施ならびに犯罪件数の上昇という難問が、これに加わる。しかしながら、これらの難問をはじめとする諸多の問題は、これらは解決可能であるとす

る広範な臆測と併存していた。経済成長は、適切な政府諸政策と連環するならば、これらの至難な諸問題を首尾よく解決してゆくことができるであろう。《偉大な社会》として著名な一九六四年から一九六五年の間におけるジョンソン大統領の立法施策は、通貨政策の適用と適切な専門技術の実施によって治癒可能であるとする信念を、そのエネルギーの供給源としていた。経済成長と社会学の連繫への確信が、大統領職の地位を、著しく向上させた。なぜなら、大統領職は、新たな諸政策を創案する専門的知識や技術を所持する唯一の制度だからである。議会は、もとより、こうした知識や技術を所持しておらず、また、所持していないという事実を、自ら認めるに至った。議会は、そこで、大統領に期待しはじめたのである」。

第二次世界大戦終結後から一九七〇年代の初頭に至るまでのアメリカ経済の発展状況は、次にあげる若干の数値にかいまみることができ(41)。一九四七年から一九七二年に至るまでの間に、住居以外の固定資産に対する投資総額の現実価格は、約一五〇%増大した。同じくこの期間に、労働者一人当りの生産高は、倍増している。また、一九二〇年から一九三九年に至る期間に、平均一五%であった失業率は、第二次世界大戦終結から一九七〇年代の初期に至るまでの間に、平均五%弱に低下した。また、一九四七年から一九七三年に至る期間に、一人当りの実質的な可処分所得は、最低段階においても、八四%増大し、この間における一世帯当りの実質的な中位所得 (real median family income) は、凡そ二倍に増加している。このような国内における好況は、合衆国主導による世界経済の拡張及び始動と、緊密な対応関係にあった。第二次世界大戦の終結に至るまでに、合衆国のみで、西欧工業諸国における工業製品全体の六〇%を、同じく、すべての財貨と用役の四〇%を、それぞれ、生産していた。さらに、合衆国は、国際石油事業を支配下に置き、航空機・自動車・コンピューター・エレクトロニクスなどの、戦後世界を形づくった重要産業の大部分について覇権を確立し、巨大な国際金融領域を、自らの指導権の下に統合した。この統合によって、従来の《世界の

銀行家》(the world's banker)としてのイギリスの地位は、既に空無となり、イギリスから合衆国へというその地位の交替を示すヴェクトルが、設定されたのである。さらに、第二次世界大戦終結後における基軸通貨としてのドルの確立、国際通貨基金 (the International Monetary Fund) ・ 国際復興開発銀行 (the International Bank for Reconstruction and Development) の設立、関税及び貿易に関する一般協定 (the General Agreement on Tariffs and Trade) などの合衆国主導の《自由貿易》(free trade) の促進による《多角的貿易主義》(multilateralism) 体制の樹立は、合衆国に、少なからぬ経済効果をもたらすに至った。《多角的貿易主義》体制の拡大期に相当する一九三八年から一九六七年に至るまでの凡そ三〇年間における国際貿易量は、年累増率 (annual cumulative rate) 四・八%になり、これは、一九一三年から一九三七年に至るまでの二四年間における増加率 (rate of increase) の一二倍に当る。また、合衆国の対外直接投資額の実質的価値は、一九五〇年代に二倍となり、一九六〇年代には、さらに、その二倍に到達した。それに、Chicorp, Bank America Corp., Manufacturers Hanover Corp., J.P. Morgan & Co., Chemical New York Corp. などの、合衆国における主要な国際的諸銀行の海外資産は、第二次世界大戦終結後、着実に増大し、その一〇年後には、三五億ドルから五二六億ドルへと伸張するに至っている。

ところで、ニューディール進歩主義の、従って、現代進歩主義の、正当性に対する世人の揺るがぬ確信は、今日においても、少なからず存続している。換言するならば、連邦政府は経済運営に効果的な役割を果たすべきであり社会福祉諸施策を維持すべきであるとする世論の動向は、いまなお、脈々と保たれている。⁽⁴²⁾ このことを、若干の統計によって、列記的に叙述するならば、次のようになる。⁽⁴³⁾

投票者が、自ら選定すべき政党もしくは候補者を位置づける座標軸を、連邦政府による経済運営、社会保障の擁護、高齢者・勤労者の福祉の保全、高齢者医療保障制度 (medicare) などの、ニューディール争点 (New Deal issues) に対す

るこうした政党や候補者の態度のうちを求めるところの、ニューディール争点の《重要度》(saliency)は、一九五二年から一九七六年に至るまでの大統領選挙における投票者の態度のなかに、顕著に脈打っている。一九五二年には、投票者の八五%が、ニューディール争点を、重要と看做していた。いかえれば、ニューディール争点に対する態度を、民主・共和両党ならびに両党の候補者を選定する際の実質上の基準として引照する投票者は、全体の八五%であった。この数値は、一九五六年には、七六%に低下した。しかし、その後続く五回の大統領選挙において、この数値に若干の変動がみられたにせよ、それは、ほぼ七四%—七七%の高水準を維持している。一九五二年から一九七六年に至るまでの二四年間に、ニューディール争点は、こうして、アメリカの投票者に対する意味の重要性を、些かも動揺させてはいない。さらに、ニューディール争点に対する態度を、自己の選択を《偏向せしめる》("biasing")ものと、換言すれば、特定政党もしくは特定候補者に対する好意的支持を誘導するものと、冷静に理解する人々の間においてさえ、民主党は、一九五二年から一九七六年に至る期間のすべての大統領選挙において、強力な多数者の支持を、享有し得たのである。なお、この期間内におけるこうしたニューディール争点に対する態度を心的機構として成立する民主党支持への人々の平均偏向率は、六二%未満である。従って、この期間内におけるすべての大統領選挙が、ニューディール争点の可否のみに基づいて決定されたと仮定するならば、民主党は、常に、地迂りの勝利によって、全大統領選挙を制することになるであろう。さらに、一九八〇年及び一九八四年の大統領選挙においても、ニューディール争点は、投票者が政党もしくは候補者を選定する際の引照基準として作動している。一九八〇年の場合、ニューディール争点の《重要度》は、七六%であり、一九八四年には、八四%であった。しかし、一九八〇年の場合、ニューディール争点の複合体に対する態度に基脚する民主党支持への偏向率は、四七%に急落しており、一九八四年には、若干、上昇し、五三%に達した。これ故、もし一九八〇年・一九八四年の両大統領選挙が、ニューディール争点の可否

表6 世論のイデオロギー的動向; 1974—1985

Ideological position	1974	1985
Liberal side of the political spectrum	28.9%	24.0%
Moderate (or middle of the road)	38.0	36.9
Conservative side of the political spectrum	28.1	34.4
Don't know or no answer	5.0	4.7
	100.0%	100.0%

Source: James Allan Davis and Thomas W. Smith, *General Social Survey 1972—1985*, [Machine-readable data file] Chicago: National Opinion Research Center, University of Chicago, Producer; Storrs, CN: Roper Public Opinion Research Center, University of Connecticut, distributor. 1982 Codebook, p. 75, 1985 Codebook, p. 86.

表7 進歩主義・保守主義の帯有度に関する自己評価; 1972—1984

	1972	1974	1976	1978	1980	1982	1984
Very liberal (1+2)	9%	13%	8%	10%	8%	7%	9%
Liberal (3)	10%	8%	8%	10%	8%	7%	9%
Center (4)	27%	26%	25%	27%	19%	22%	23%
Conservative (5)	15%	12%	12%	14%	13%	13%	14%
Very conservative (6+7)	12%	14%	13%	14%	14%	14%	15%
Not Placed	28%	27%	33%	27%	38%	37%	30%
Total	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

Question: "We hear a lot of talk these days about liberals and conservatives. Here is a seven-point scale on which the political views that people might hold are arranged from extremely liberal to extremely conservative. Where would you place yourself on this scale, or haven't you thought much about this?"

Source: J. Merrill Shanks and Warren E. Miller, "Policy Direction and Performance Evaluation," paper presented at the meeting of the American Political Science Association, New Orleans, 1985, p. 11.

のみに基づき決せられたとするならば、民主党は、一九八〇年には、完敗し、一九八四年には、辛勝したであろう。このような第二次世界大戦終結後におけるニューディール争点の《重要度》の安定性は別にしても、人々は、主要な内政問題に対する態度を、一九七〇年代の末葉に、既に保守主義に向って旋回させはじめ、実業に対する政府規制と内政出費諸施策の双方に対する反対という方向へうねろうとするこうした世論の波頭の高まりが、一九八〇年におけるレーガン大統領の選出という形で収束するに至

表8 実業ならびに政府規制に対する公衆の態度

ORC: There is too much power concentrated in the hands of a few large companies for the good of the nation.						
	AGREE					
	1969	1971	1973	1975	1977	1979
	61%	66%	74%	78%	72%	79%
ORC: Do you think business as a whole is making too much profit, a reasonable profit, or not enough profit?						
	1969	1971	1973	1975	1977	1979
Too much	38%	26%	35%	35%	50%	51%
Reasonable	47	54	50	39	37	38
Not enough	4	6	3	6	9	8
No opinion	11	12	12	10	4	3
ORC: In all industries where there is competition, do you think companies should be allowed to make all the profit they can, or should the government put a limit on the profits companies make?						
	1971	1973	1975	1976	1979	
No limits	55%	48%	36%	39%	34%	
Limit profits	33	40	55	55	60	
No opinion	12	12	9	6	6	

Source: Opinion Research Corporation (ORC).

ったと、一般に主張されている。⁽⁴⁴⁾ 確かに、表6⁽⁴⁵⁾、
 表7⁽⁴⁶⁾に示されるように、一九七四年以降、総じ
 て、世論の動向は、政治スペクトルのなかの右
 側に、若干、移行しているように、おもわれる。
 しかし、事実は、必ずしも、そうとは限らない。
 むしろ、表8に明らか⁽⁴⁷⁾に、実業に対する
 人々の懐疑と、実業に関する政府規制に対する
 彼らの支持とは、一九七〇年代に、様々な位相
 において、増大したといつてよい。
 さらに、内政面における政府出費の削減に対
 する支持の論理を畳みこんだ大きな思潮の流れ
 も、一九八〇年代に至っても、とくに認められ
 ない。げんに、一九八〇年における全国世論調
 査センター (the National Opinion Research Center)
 (NORC) の調査によれば、様々な政府出費領域
 に関するすべての回答を平均化した場合、アメ
 リカ人の二一%のみが、環境、健康、教育、福祉、
 都市補助、などの諸施策に、《過多》 (“too much”)

の政府資金が投下されていると、考えているにすぎない。この数値は、一九七六年、一九七七年、そして、一九七八年の場合と同一である。また、これらの諸施策に対する政府資金の投下が《過少》(“too little”)とみる人々の比率も、一九七六年―一九八〇年の期間、高度の安定性を示しており、一九七六年の四四%から一九八〇年の四二%へと、僅か二%のみ下落したにすぎない。さらに、当該諸施策に対する政府資金の投下を《過少》もしくは《至当》(“about right”)と認める人々の合計比率の水位は、七二%以下に決して低下していない。

社会経済生活に対する政府規制の緩和と内政面における政府出費の削減という鋭利な相貌が、レーガン政権第一期の施政磁場の表層に露呈したときでさえ、政府規制ならびに社会福祉に関する諸施策に対する世人の支持は、拡大している。「ロスアンゼルスタイムズ」(Los Angeles Times)による一九八二年の世論調査によれば、政府規制は存続させるべきであるか、あるいは、レーガン大統領が主張するように、アメリカに自由企業体制を復帰させるために、政府規制は軽減されるべきであるか、という質問が提起されたとき、存続支持の比率が、軽減支持の比率を凌駕していた。すなわち、環境問題に対する政府規制については、存続四九%―軽減二八%、産業における安全性の確保については、存続六六%―軽減一八%、十代層の最低賃金保障・存続五八%―軽減二九%、自動車の排気と安全基準・存続五九%―軽減二九%、連邦政府所有地の処分・存続四三%―軽減二七%、そして、海洋油井掘削に関する政府規制については、存続四六%―軽減二九%、以上の通りである。同じく、「ロスアンゼルスタイムズ」は、一九八三年に、再度、政府規制の強度について調査したところ、アメリカ人の五%のみが、政府規制は《過度に厳格》(“too strict”)と考えているにすぎず、四二%は、《十分に厳格とはいえない》(“not strong enough”)と回答している。また、「CBC ニューズ・ニューヨークタイムズ」(CBC News/New York Times)の共同調査によると、一九八一年から一九八三年に至るまでの二年間に、《環境保護は、健全な国民生活の維持にきわめて重要な意味をもつため、その要件と基準に、厳格す

ざるということはなく、環境改善の努力は、その経費にかかわりなく、継続されねばならない」とする極端な提案に対する支持率は、四五%から五八%に上昇した。

社会福祉給付諸施策 (social spending programs) に対する支持も、これと同様である。「NBCニュース」(NBC News)の調査結果に基づくならば、一九八一年から一九八三年に至るまでの二年間に、《レーガン大統領は、社会福祉諸施策 (social programs) の削減もしくは排除を極端にまで推し進めようとしている》という見解に対する支持率は、三七%から五二%へと、一五%の伸びを示している。また、一九八二年の調査結果と一九七八年のそれとを比較して、外交関係シカゴ委員会 (the Chicago Council on Foreign Relations) は、社会福祉・救済諸施策 (welfare and relief programs) の削減よりも、むしろ、拡大を希望する人々が、この四年間に、二六%も急伸したと、述べている。さらに、失業者救済のための政府行為に対する世人の支持も、広範囲に存在する。一九八三年初頭における「CBCニュース・ニューヨークタイムズ」の共同調査は、人々の七四%が、そのことが連邦政府における支出超過規模の拡大を意味するにしても、「雇傭関連諸施策は充実されねばならないと考えていたことを、報じている。

このような世論の潮流は、レーガン政権の下における政治状況の表面に色濃く現われている。レーガン大統領の第二期就任式の直前の時点において、六八%の人々がレーガン大統領の第一期における実績を積極的に評価し、同時に巨大な連邦財政支出超過に警鐘が乱打されていたときですら、「ワシントンポスト・ABCニュース」(Washington Post/ABC News)の共同調査にしたがうならば、アメリカ人の三五%のみが、連邦財政支出超過の是正を目ざす社会福祉諸施策の実質的な削減に、賛成していたにすぎない。なお、世人の六五%は、こうした削減が既に進行中であると考えていた。

さらに、一九八六年一月に実施された「ニューヨークタイムズ・CBCニュース」の共同調査によれば、社会福祉

給付金の受領者は社会福祉給付金がなくとも生活し得る状態にあると考えている人々は、世人の四〇%であった。レーガン大統領が就任した当時におけるその数値は、五一%を示した。同じく、人々の五一%が、政府は問題を解決するよりも、むしろ、解決されるべき問題を自ら創出するところの、倒錯した技術機構であるとして、政府を、問題解決能力の欠乏という位相で捉えている。レーガンの就任時におけるその数値は、六三%である。世人の六六%は、加えて、政府は合衆国における貧困層を救済するために《偉大な社会》関係諸施策のごとき施策に資金を投入すべきであるという、積極的な立場にたっていた。さらに、一九七八年に、L・ハリス(Louis Harris)の報告するところによれば、《もし雇傭と教育における婦人と人種の少数者を援助する差別撤廃措置(affirmative action programs)が存在しないとしたら、これらの集団は、将来にわたり、就労の機会と高等教育を享受し得る機会とを喪失するに至り、過去と同じく将来においても、彼らに対する差別は、継続されるであろう》という見解に、人々の四五%が、合意しているにすぎなかった。反対は三六%である。しかし、一九八二年までには、当該見解に対する合意は、五七%になり(反対三九%)、一九八五年九月には、七一%対二七%と、圧倒的多数が、この見解に、賛意を表明している。また、《厳格な割当人数枠を定めないことを条件に、雇傭と教育における婦人と人種の少数者のための差別撤廃措置を命じる連邦法》(“Federal law requiring affirmative action programs for women and minorities in employment and education, provided there are no rigid quotas”)の賛成者は、一九八四年に、六七%、反対者一八%であった。しかし、一九八五年には、その数値は、賛成者七五%・反対者二一%へと、飛躍的に上昇している。

以上の総括として、一九七三年から一九八五年に至る一二年間における社会福祉諸施策七者に対する世論の支持率の推移を表示するならば、表9のようになる。⁽⁴⁸⁾

また、一九八七年二月に、「タイム」(Time)によって行われた世論調査の結果が明らかにするところによれば、現⁽⁴⁹⁾

表9 社会福祉諸施策に対する世論の支持; 1973—1982

	Percentage of People Agreeing That the U.S. Government Spends Too Much Money on the Activities Indicated								
	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1980	1982	1985
Improving and protecting the environment	7.4	7.7	9.7	9.3	11.0	9.6	15.4	11.5	7.9
Improving and protecting the nation's health	4.7	4.6	5.1	5.0	7.0	7.0	7.7	6.3	6.2
Solving the problems of the big cities	12.3	11.0	11.8	19.5	19.4	18.9	21.3	19.5	16.4
Dealing with drug addiction	6.0	6.5	8.4	7.6	8.5	8.8	7.7	8.3	5.5
Improving the nation's education system	9.0	8.5	11.2	9.4	9.7	10.9	10.2	8.3	5.2
Improving the condition of blacks	21.6	20.7	23.9	25.3	24.5	25.2	23.8	20.1	20.0
Welfare	51.2	42.0	42.7	59.7	59.5	58.3	56.4	48.3	44.5
Number of respondents	1,504	1,484	1,490	1,499	1,530	1,532	1,468	1,506	783

Source: James Davis and Tom W. Smith: *General Social Surveys, 1972—1985* [Machine-readable data file]. Chicago: National Opinion Research Center, producer, 1982, Storrs, Ct.; Roper Public Opinion Research Center, University of Connecticut, distributor.

代進歩主義の正当性に対する人々の不可疑の遵奉は、アメリカにおける基本的事項への合意として、いまなお、世論の動向を深い基部で支える低音部の主旋律を形づくっている。

この調査によれば、世人の七七%は、将来においても、連邦政府は、健康、住宅、教育、それに、貧困層への援助などの諸領域において、積極的役割を演ずべきであるとする進歩主義の立場を貫ぬく、また、調査対象の六〇%（共和党員の四九%を含む）は、仮に増税という事態が招致されたとしても、社会福祉諸施策に対する政府出費の増大を支持すると、決然と回答している。さらに、最も重要なことは、アメリカ人の五六%が、現在、一九八八年には、社会的必要性に対してより多くの政府資金を投入する大統領を選択するという、注目すべき意見を開示している点である。他方、一九八八年には政府出費を現在の縮減された水準に抑制する大統領を支持するとの見解を表明した人々は、三三%であった。

調査対象の三分の一以下に当る三一%が、軍備支出の

増額を支持している。なお、カーター政権の最終年には、世人の七八%が国防費の増額に賛成していた。しかし、一九八七年における調査対象の六九%（共和党員の五五%を含む）は、政府出費領域のなかで軍備と社会福祉の二者択一を迫られるとしたら、社会福祉諸施策に、より多くの政府資金が投入されるべきであるとする立場をとっている。

もとより、世人は、現政権による政府出費の厳格な緊縮政策に、全面的に満足しているわけではない。調査結果の示すところによれば、アメリカ人の六二%は、レーガン政権の下で、若干の社会福祉諸施策に、政府出費の削減があったことを、承知している。しかし、世人の六一%は、こうした措置を是認していない。このような削減措置に対する共和党員の態度は微妙であり、賛成四四%、反対四四%と、賛否相半ばする。いずれにせよ、今日におけるアメリカ人の圧倒的多数は、中高年層に対する健康保障制度の確立、母・乳幼児双方に対する栄養補給施策、中・低所得層に対する住宅建設、大学生に対する貸付金・補助金の充実、環境浄化と酸性雨の解消、などの分野に、より多くの政府資金が投ぜられることを、積極的に支持している。同時に、調査対象は、食料割引券 (Food stamps) や宇宙開発計画 (space program) の分野に対する政府資金の追加投入に、きわめて冷淡な態度を示す。調査対象の僅か三分の一が、こうした分野に対する政府資金の追加投入に賛成しているにすぎず、他の三分の一は、その投入額は現在の水準以下に抑制すべきであると主張する。

調査対象の三分の一以上は、レーガン大統領の戦略防衛構想 (S D I) (Strategic Defense Initiative) に対する政府出費の削減を要望している。S D I に対する政府出費の増額もしくは現状維持の賛成者は、四九%である。レイキャビックにおける米ソ首脳会談 (The Reykjavik summit) が行われた一九八六年十月には、スター・ウォーズ計画 (Star Wars) への賛成者は、六四%であった。

今日におけるアメリカ人は、総じて、現在の境遇に満足している。彼らの六〇%は、自己の生活状態は好調である

表10 政府出費に対する世論の態度；1987

	Increased	Decreased	Kept same
Health programs for the elderly	78%	2%	18%
The environment	73%	5%	19%
Aid to the homeless	71%	5%	21%
Health services for the poor	71%	5%	22%
Nutrition programs for mothers and infants	55%	6%	34%
Reducing acid-rain pollution	54%	11%	25%
Low-and moderate-income housing	54%	11%	32%
Loans and grants to college students	52%	15%	29%
The food-stamp program	33%	24%	36%
The space program	33%	27%	34%
The military	31%	25%	38%
Star Wars	23%	35%	26%

The survey of 1,014 adults was taken by telephone Feb. 17—18. The potential sampling error is plus or minus 3%.

と答えている。経済を重要問題と指摘する人々は、今日、インフレーションが鎮静化し、金利が引き下げられ、株価は記録的に上昇するに至ったために、一九八五年九月の五〇%から三三%へと、激減している。また、連邦財政債務超過に対する広範な関心は、今日、存在していない。政府出費を重要問題とみる人々は、一二%にすぎない。(一九八五年九月—一二%) なお、今日、薬物濫用に対する世人の関心が高まっているにもかかわらず、この問題をとくに懸念事項としてあげた人々は、九%にとどまっている。

今日のアメリカ人の大きな関心は、学校教育に向けられている。五六%の人々は、合衆国における学校教育は貧困であり、四九%の人々が、教育水準は低下していると回答している。そして、六五%は、学校教育を改善するために教員給与の引き上げに、賛成している。

以上の「タイム」の世論調査の結果を一覧表にすれば、表10のようになる。⁽⁵⁰⁾

現代における進歩主義と保守主義とは、合衆国に深層的な《自由主義》の伝統が生んだ二つの枝として、その堅牢な輪

表11 各州の大統領選挙人数; 1984

Alabama	9	Montana	4
Alask	3	Nebraska	5
Arizona	7	Nevada	4
Arkansas	6	New Hampshire	4
California	47	New Jersey	16
Colorado	8	New Mexico	5
Connecticut	8	New York	36
Delaware	3	North Carolina	13
Florida	21	North Dakota	3
Georgia	12	Ohio	23
Hawaii	4	Oklahoma	8
Idaho	4	Oregon	7
Illinois	24	Pennsylvania	25
Indiana	12	Rhode Island	4
Iowa	8	South Carolina	8
Kansas	7	South Dakota	3
Kentucky	9	Tennessee	11
Louisiana	10	Texas	29
Maine	4	Utah	5
Maryland	10	Vermont	3
Massachusetts	13	Virginia	12
Michigan	20	Washington	10
Minnesota	10	West Virginia	6
Mississippi	7	Wisconsin	11
Missouri	11	Wyoming	3

*The District of Columbia, which has no voting delegation in Congress, receives 3 votes.

郭内に、双極的に位置づけられる。両者は、社会経済生活の運営に果たす連邦政府の積極的役割の肯定と社会福祉諸施策の維持という一致点を含みながら、連邦政府の社会経済生活の運営に対する介入の程度と介入の目ざす方向という一致点の周辺に拡散する曖昧な部分をめぐって、葛藤と緊張・乖離と牽引を繰り返す。現代における進歩主義と保守主義とは、同一系譜上に位置づけられ、同一物の異なる二側面として、相対的に区別される。こうした進歩主義と保守主義の関係は、互いに対峙し屹立し合う二つの孤立

する巨峰の間に、敵対的な緊張の糸が張り渡されているような、固定的な拮抗関係とは異なり、世論の動向によって、双極的磁力間の勢力比や比重関係が弾力的に変動する動態的、可変的な関係にある。⁽⁵¹⁾

それでは、いったい、大統領が、現代進歩主義と呼ばれる政策・イデオロギー体系ないし原理の信託者とされるに至ったのは、いかなる理由に基づくのであろうか。それは、いうまでもなく、大統領の特殊な選挙方法に求められる。

周知のように、アメリカにおける大統領、副大統領は、人民の直接投票によって最終的に選挙されるのではなく、選挙人団体制 (Electoral College) と呼ばれる選挙機関を通して間接的に選定される。ここでいう選挙人団体制とは、大統領及び副大統領を公式に選定するために州ごとに会合する大統領選挙人 (Presidential electors) の一団である。⁽⁵²⁾ 合衆国憲法第二条第一節第二項によれば、各州は、その連邦上下両院議員の選出数の総和に等しい数の大統領選挙人を割り当てられる。従って、選挙人団体制における五〇州の大統領選挙人数は、連邦下院議員総数四三五名と連邦上院議員総数一〇〇名の合計五三五名である。これに、一九六一年の憲法修正第二三条によって、コロンビア地区 (the District of Columbia) に認可された大統領選挙人三名が、付加される。これ故、選挙人団体制における大統領選挙人の総計は、現在のところ、五三八名に達する。各州に割り当てられた大統領選挙人数は、表11のようになる。⁽⁵³⁾ 各州における選挙民は、まず、この大統領選挙人を選出する。

次いで、このようにして選出された大統領選挙人は、大統領選挙当日から数週間後に当る、十二月における第二水曜日後の最初の月曜日に、それぞれの州の首都に参集し、大統領・副大統領を決定するための秘密投票を行なう。⁽⁵⁴⁾ その投票は、密封されたまま、ワシントンに送致される。そこで、大統領選挙年の翌年の一月六日 (六日が日曜日の場合には七日) に、上院議長でもある現職の副大統領が、新たに選挙された上下両院議員の合同会議においてこれを開封し、各投票数を計算して五三八票のうちの一七〇票以上の過半数を獲得した大統領・副大統領両候補の当選を決定する。

表12 選挙人団体制における投票; 1952—1984

Region/State	Year								
	52	56	60	64	68	72	76	80	84
New England									
Connecticut	R	R	D	D	D	R	R	R	R
Maine	R	R	R	D	D	R	R	R	R
Massachusetts	R	R	D	D	D	D	D	R	R
New Hampshire	R	R	R	D	R	R	R	R	R
Rhode Island	R	R	D	D	D	R	D	D	R
Vermont	R	R	R	D	R	R	R	R	R
Middle Atlantic									
New York	R	R	D	D	D	R	D	R	R
Pennsylvania	R	R	D	D	D	R	D	R	R
New Jersey	R	R	D	D	R	R	R	R	R
East North Central									
Ohio	R	R	R	D	R	R	D	R	R
Michigan	R	R	D	D	D	R	R	R	R
Illinois	R	R	D	D	R	R	R	R	R
Indiana	R	R	R	D	R	R	R	R	R
Wisconsin	R	R	R	D	R	R	D	R	R
West North Central									
Minnesota	R	R	D	D	D	R	D	D	D
Iowa	R	R	R	D	R	R	R	R	R
Missouri	R	D	D	D	R	R	D	R	R
North Dakota	R	R	R	D	R	R	R	R	R
South Dakota	R	R	R	D	R	R	R	R	R
Nebraska	R	R	R	D	R	R	R	R	R
Kansas	R	R	R	D	R	R	R	R	R
South Atlantic									
Delaware	R	R	D	D	D	R	D	R	R
D.C.	—	—	—	D	D	D	D	D	D
Maryland	R	R	D	D	D	R	D	D	R
Virginia	R	R	R	D	R	R	R	R	R

D=Democratic
R=Republican
X=Minor party

Region/State	Year								
	52	56	60	64	68	72	76	80	84
West Virginia	D	R	D	D	D	R	D	D	R
North Carolina	D	D	D	D	R	R	D	R	R
South Carolina	D	D	D	R	R	R	D	R	R
Florida	R	R	R	D	R	R	D	R	R
Georgia	D	D	D	R	X	R	D	D	R
East South Central									
Kentucky	D	R	R	D	R	R	D	R	R
Tennessee	R	R	R	D	R	R	D	R	R
Alabama	D	D	D	R	X	R	D	R	R
Mississippi	D	D	X	R	X	R	D	R	R
West South Central									
Arkansas	D	D	D	D	X	R	D	R	R
Louisiana	D	R	D	R	X	R	D	R	R
Oklahoma	R	R	R	D	R	R	R	R	R
Texas	R	R	D	D	D	R	D	R	R
Mountain									
Arizona	R	R	R	R	R	R	R	R	R
New Mexico	R	R	D	D	R	R	R	R	R
Colorado	R	R	R	D	R	R	R	R	R
Wyoming	R	R	R	D	R	R	R	R	R
Montana	R	R	R	D	R	R	R	R	R
Idaho	R	R	R	D	R	R	R	R	R
Utah	R	R	R	D	R	R	R	R	R
Nevada	R	R	D	D	R	R	R	R	R
Pacific									
California	R	R	R	D	R	R	R	R	R
Alaska	—	—	R	D	R	R	R	R	R
Hawaii	—	—	D	D	D	R	D	D	R
Oregon	R	R	R	D	R	R	R	R	R
Washington	R	R	R	D	D	R	R	R	R

一九五二年から一九八四年に至るまでの大統領選挙における選挙人団体制の投票状況を表示すれば、表12のようになる。⁽⁵⁵⁾

もし右の算定方法において過半数を得た者が存在しないとき、投票得点者および各得点の表のなかで、最多数の得票者三名について右と同一方法により下院が大統領を選任する。ただし、この方法による大統領の選任に際しては、表決は州別による。すなわち、各州の代表は一票を有する。この場合、定足数は、全州の三分の二から、一人または二人以上の議員が出席することによって成立し、大統領の選出には、全州の過半数（二六）を必要とする。⁽⁵⁶⁾ また、いかなる副大統領候補も選挙人団体制における大統領選挙人の過半数の支持を得ることができなかった場合、副大統領の選挙は、上院によって決定される。その際、上院議員は、それぞれ、一票を有する。副大統領の選任には、上院における過半数の支持（五一）が、必須要件である。⁽⁵⁷⁾ このようにして、選挙人団体制は、「その内部で大統領選挙の戯曲劇が上演されるところの……、部分的には操作の対象とされ得るが大部分は……」所与「のものである戦略上重要な環境」(the strategic environment... in part subject to manipulation but in greater... "given" within which the drama of a presidential election is played)の要素の一つを形づくっている。⁽⁵⁸⁾

このような複雑な間接選挙を採用する選挙人団体制は、⁽⁵⁹⁾ 大統領選挙の帰趨を制する巨大州の威力という、磁力を秘めている。⁽⁶⁰⁾ けれども、一見、選挙人団体制は、人口稀薄な諸州に対して、大統領選挙における格別の重要性を与えるかにおもわれる。なぜなら、いかに人口稀薄な州であろうとも、最少限三名の大統領選挙人が、確実に保障されるからである。一九八四年に、最も人口稠密な九州（カリフォルニア、ニューヨーク、テキサス、ペンシルヴェニア、イリノイ、オハイオ、フロリダ、ミシガン、ニュージャージー）に居住する投票者は、人民投票における五〇%以上の票を投じたにもかかわらず、これらの諸州が獲得した大統領選挙人数は、その総数の四五%以下であった。これに反し、コロンビ

ア地区を含む最も人口稀薄な一四州（DC、アラスカ、ワイオミング、ヴァーモント、デラウェア、北ダコタ、南ダコタ、モンタナ、ネヴァダ、ニューハンプシャー、アイダホ、ロードアイランド、ハワイ、メイン）の住民は、人民投票における5%の票を投じたにすぎなかったが、大統領選挙人投票総数の9%を取得している。⁽⁶¹⁾ こうして、少くとも、理論の上では、人口稀薄な諸州における大統領選挙人一人当りの代表能力は、相対的に大きいことから、これらの諸州は、大統領選挙の結果に及ぼす影響力の点において、人口稠密な諸州に較べ、有利な地歩を占めていると考えるよからう。

具体的数値をあげるならば、一九六八年の場合、アラスカ、デラウェア、ネヴァダ、ヴァーモント、ワイオミングなど、大統領選挙人三名を選出する五州における大統領選挙人一名が代表する住民数は、一五万以下であった。これに対し、大統領選挙人一三名以上を選出するすべての州における大統領選挙人一名当りの代表住民数は、三五万以上となっている。⁽⁶²⁾ 同じく、一九八〇年の場合、アラスカ、デラウェア、北ダコタ、南ダコタ、ヴァーモント、ワイオミングなどの、大統領選挙人三名を選出する六州における大統領選挙人一人当りの代表住民数は、二六万以下であり、他方、一三名以上の大統領選挙人を擁する各州のそれは、四一万である。⁽⁶³⁾ さらに、人口稠密なニューヨーク州の場合、一九六八年における大統領選挙の投票者は、六六八万二三六一名であり、彼らは、四三名の大統領選挙人を選出した。他方、人口稀薄なアラスカ州の場合、七万四七八二名の州民が、三名の大統領選挙人を選出している。もしニューヨーク州とアラスカ州におけるそれぞれの投票者一名の投票比重が等しいと仮定したならば、一九六八年の場合、ニューヨーク州の大統領選挙民は、四三名ではなく、二六八名でなければならない。⁽⁶⁴⁾ 同じく、最も人口稠密なカリフォルニア州（大統領選挙人四七名―一九七〇年代四五名）と最も人口稀薄なアラスカ州（大統領選挙人三名）における各々の一票の比重が等しいとした場合に想定されるカリフォルニア州の大統領選挙人数は、一九七二年二六四名、一九七六年一九〇名、一九八〇年一六三名、一九八四年一三七名、以上となる。⁽⁶⁵⁾

こうした数値にみる限り、小州は、大州に比較し、大統領選挙人の住民代表能力の点において、圧倒的な優位にたつと見てよい。しかし、現実には、各州における投票者多数の支持を獲得した大統領候補が、その州の大統領選挙人全員の投票を独占するという、いわゆる《単位選出制原理》(the unit-rule principle)が、慣行として確立されている。このため、選挙人団体は、住民代表能力の相対的に大きい人口稀薄な諸州よりも、むしろ、大統領選挙人の絶対数の多い人口稠密な諸州に対して有利に作用するという、逆説的效果を発揮することになる。それ故、大統領選挙の行方は、カリフォルニア、ニューヨーク、ペンシルヴェニア、イリノイ、オハイオ、テキサス、ミシガン、というような人口稠密な諸州における勝敗に懸っている。これらの諸州における勝利が、事実上、大統領選挙の結果を、決定するに至るからである。

こうして、選挙人団体は、人口稠密な大州を、「大統領選挙の戦場」(the battleground of presidential elections)⁽⁶⁶⁾と化するに至った。しかも、この事実、各党の大統領候補の選挙戦術に直截に反映され、何処に選挙運動の重点を向けるべきであるか、その持てる選挙資源の大部分をいずれにおいて費消すべきであるかという、各大統領候補の選挙戦術の具体的内容を規定してゆく。ことに、一九六〇年以来、民主・共和両党の大統領候補は、いずれも、彼らの選挙運動時間の圧倒的部分を、人口稠密な巨大州に注入している。⁽⁶⁷⁾

例えば、一九六四年に、民主党の大統領候補ジョンソンは、カリフォルニア、ニューヨーク、そして、イリノイの三州に、彼の選挙運動時間全体の三〇%を割り当てている。また、一九六〇年には、ニクソン共和党候補とケネディ民主党候補は、いずれも、ニューヨーク、カリフォルニア、イリノイ、ペンシルヴェニア、オハイオ、それに、ミシガンの六州に対して、選挙運動を最重点的に展開した。さらに、一九六四年の共和党候補ゴールドウォーターですら、彼の選挙戦術は必ずしも巨大州を対象としたものではなかったにせよ、選挙の勝利を確保するためには、結果におい

て、カリフォルニア、テキサス、オハイオ、イリノイ、ペンシルヴェニア、そして、ニューヨークの六つの巨大州に、選挙運動の主眼点を、とくに絞らざるを得なかったのである。⁽⁶⁸⁾ 同じく、一九八四年の大統領選挙に臨んだレーガン共和党候補は、西部において卓越した優位を誇っており、また、南部においても、保守的白人層の強力な支持によって、レーガン優位の影が、W・F・モンドール (Walter F. Mondale) 民主党候補の上に大きく覆っていた。このことは、モンドール候補を勝利に繋ぐ唯一の希望が、北東部及び中西部の大部分の州における大統領選挙人の獲得であることを意味していた。しかし、それは、レーガン候補が、こうした地域における巨大州の一つのみを制圧することによって、無残にも打ち砕かれてしまう、いわば、一つの歯車によって破碎される蝶のごとき儚ない希望にすぎなかった。こうした理由から、レーガン候補の選挙運動戦略は、オハイオ州に向けて、照準が合わされた。共和党の大統領候補R・レーガンならびに副大統領候補G・ブッシュ (George Bush) の双方は、オハイオ州を四たび遊説し、他のいかなる州よりも多額の四〇〇万ドルの選挙資金を、オハイオ州一州に集中的に投入した。こうしたオハイオ州に対する格別の留意は不要であったという事実が、後に判明したにせよ、そのことは、単にレーガン候補が自己の選挙運動のなかに具現した細心の配慮及び綿密な計算のみならず、また、モンドール候補の総体的な脆弱性をも、同時に例証するものにはかならなかった。⁽⁶⁹⁾ 大統領選挙における巨大州の戦略的優位は、次の数計にも示される。⁽⁷⁰⁾ すなわち、二〇世紀における五名の大統領——一九一六年のW・ウイルソン (Woodrow Wilson) (大統領選挙人獲得数二七七)、一九四八年H・S・トルーマン (同三〇三)、一九六〇年J・F・ケネディ (同三〇三)、一九六八年R・M・ニクソン (同三〇二)、一九七六年J・カーター (同二九七)——は、いずれも、カリフォルニア州の大統領選挙人数に相当する四七名の支持を脱落させたと仮定したならば、選挙人団体制における過半数の支持を確保し得なかったであろう。算定基礎を単純に《一人当たり》(per capita) と水平化した場合、一九七〇年代のカリフォルニア州における投票者は、コロンビア地区における投票

表14 巨大州における二大政党間の競争状況

State	Electoral Votes (1984, 1988)	Percentage of Popular Vote for the Winning Candidate			
		1968	1976	1980	1984
California	47	47.8 (R)	49.3 (R)	53 (R)	58 (R)
New York	36	49.8 (D)	51.9 (D)	47 (R)	54 (R)
Texas	29	41.1 (D)	51.1 (D)	56 (R)	64 (R)
Pennsylvania	25	47.6 (D)	50.4 (D)	50 (R)	54 (R)
Illinois	24	47.1 (D)	50.1 (R)	50 (R)	56 (R)
Ohio	23	45.2 (R)	48.9 (D)	52 (R)	59 (R)
Michigan	20	48.2 (D)	51.8 (R)	50 (R)	59 (R)
	204				

票者の二・九二倍の魅力ある選挙運動の標的としての価値を有していた。⁽⁷¹⁾ 大統領候補が、自己の選挙運動の割当時間と投下資金に、各州における大統領選挙人の多寡に対応するような傾斜角を設定する所以である。⁽⁷²⁾ こうした人口稠密な巨大州には、二つの顕著な特徴が、看取される。⁽⁷³⁾ その一つは、二大政党間における競争の激烈性である。このことは、以下の数計に、明らかである。人口稀薄な小州の場合、大統領選挙に際し、民主・共和両党のいずれか一方が、他方に対して優越的地位を保持し、ほぼ確実に自己の大統領候補に対する選挙民多数の支持を確保することが可能となる。これに反し、人口稠密な巨大州では、二大政党の各々の勢力が伯仲し、それぞれの大統領候補の得票率は、著しく接近している。例えば、一九八〇年の大統領選挙の場合、一六の小州における勝者と敗者の平均得票率の差は、二五%にも及んでいる。これとは逆に、同じく一九八〇年選挙の場合、八つの巨大州における勝者の平均得票率は、五一%であり、勝者と敗者の平均得票率の差は、一七%を越えることはなかった。事実、これらの巨大州における勝者と敗者の平均得票率差は、一〇%にすぎない。⁽⁷⁴⁾ こうしたことから、表14に明示されるように、⁽⁷⁵⁾ 大統領選挙における勝敗は、巨大州における投票者群の微小な投票ヴェクトルの移行に左右されよう。一九八四年の大統領選挙の場合、確かに、

レーガン共和党候補は、民主党支持の岩層であるニューヨーク州と共和党支持の堡壘であるカリフォルニア州の双方において、民主党候補モンデールに大差をつけて、圧勝した。しかし、一九六八年及び一九七六年の大統領選挙の接戦にみられる勝者と敗者との微差が示唆するところは、黒人に代表される人種的小数者やイスパニア系人に象徴される白人種団体の間において、強力な支持を調達し得る、いわば、教祖的な磁力を備えた民主党候補が、一九八四年に、登場したと仮定したならば、彼は、ニューヨーク・カリフォルニアの二州のいずれか一つを、民主党支持の陣営に容易に誘引することに成功したであろうということである。大統領選挙運動の集中的展開の場が、巨大州への傾斜を示すのは、これ故、少しも不思議ではない。⁽⁷⁶⁾

人口稠密な巨大州のもう一つの特徴は、都市化である。⁽⁷⁷⁾もとより、人口規模と都市化との間には、厳密な照応関係が、必ずしも成立するわけではない。例えば、一九八〇年の国政調査によれば、人口規模第十一位のマサチューセッツ州（五七三万七〇〇〇）と同第一〇位の北カロライナ州（五八八万二〇〇〇）とは、人口数が、略々等しいにもかかわらず、都市地域における居住者は、マサチューセッツ州が全人口の八三・八％、北カロライナ州が同じく四八・〇％となっている。⁽⁷⁸⁾けれども、最も人口稠密な九州の場合、都市居住者の平均比率は、八〇・六％である。これらの九州を個々にみるならば、カリフォルニア九一・三％、ニューヨーク八四・六％、テキサス七九・六％、ペンシルヴェニア六九・三％、イリノイ八三・三％、オハイオ七三・三％、フロリダ八四・三％、ミシガン七〇・七％、ニュージャージー八九・〇％、以上となる。⁽⁷⁹⁾このように、選挙人団体体制において、いわば、特権的な有利な地位を与えられている人口稠密な巨大州は、いずれも都市優位の傾向にあるという認識が、成立する。

これ故に、人口稠密な巨大州は、一九三二年以来、大統領選挙の勝敗は、都市地域における、とりわけ、その州の最大都市における投票の動向に支配されるに至っている。従って、大統領候補の選挙運動は、単に、こうした巨大州

に対して高密度に展開されるだけでなく、さらに、彼らの訴求の鋭鋒は、巨大州における都市地域への住民へと、躊躇なくその焦点を合わすことになる。このような都市地域重視の選挙運動様式のなかから、ニューヨーク、シカゴ、ロスアンゼルスなどの、巨大都市に測深鉛を下ろし、そこにおける住民の利益や要求を汲みあげ、これに対して鋭敏に反応するところの、都市主導型の大統領の輪郭と実質とが研ぎだされてゆくことは、否定し得ないところである。⁽⁸⁰⁾

ことに、巨大州における都市地域は、組織化された少数者、なかでも、人種的・民族的な少数者の本拠地とされている。黒人は、そのような少数者の典型にはかならない。⁽⁸¹⁾そこで、人種的少数者の典型としての黒人に照明を当て大統領候補の選挙戦術を考察してゆきたい。すなわち、一九五〇年代には、黒人人口の三分の二は、南部に居住していた。しかし、今日では、黒人人口の二分の一以下が、そこに留まっているにすぎない。一九七〇年の国勢調査の結果によれば、アメリカ人口の凡そ二分の一を包含する六六の都市地域では、中心諸都市における白人人口が、五%減少しているのに対して、黒人人口は、逆に、三五%も増大している。⁽⁸²⁾その結果、巨大都市の人口に占める黒人の比率は、着実に増加の傾向にある。例えば、一九六〇年から一九七〇年に至るまでの一〇年間に、ニューヨーク市における白人人口は、九・三%減少しているのに反し、黒人人口は、この間に、五三・二%増という驚異的な飛躍を示している。⁽⁸³⁾また、一九八〇年の国勢調査によれば、一九七〇年から一九八〇年に至るまでの一〇年間に、ニューヨーク市の黒人人口は、ブロンクス区 (Bronx Borough) で、二四・三%から三一・八%へ、七・五%増、ブルックリン区 (Brooklyn Borough) で、二五・二%から三一・四%へ、七・二%増、マンハッタン区 (Manhattan Borough) で、二四・七%から二一・七%へ、三・〇%減、クイーンズ区 (Queens Borough) で、一三・〇%から一八・七%へ、五・七%増、スタテン島区 (Staten Island Borough) で、五・三%から七・三%へ、二%増となり、ニューヨーク市全体で、二一・一%から二五・二%へ、四・一%の増加をみせている。⁽⁸⁴⁾同じく、一九八〇年の国勢調査にしたがうならば、人口一〇万以上の一七五都市のな

表15 アメリカにおける貧困層

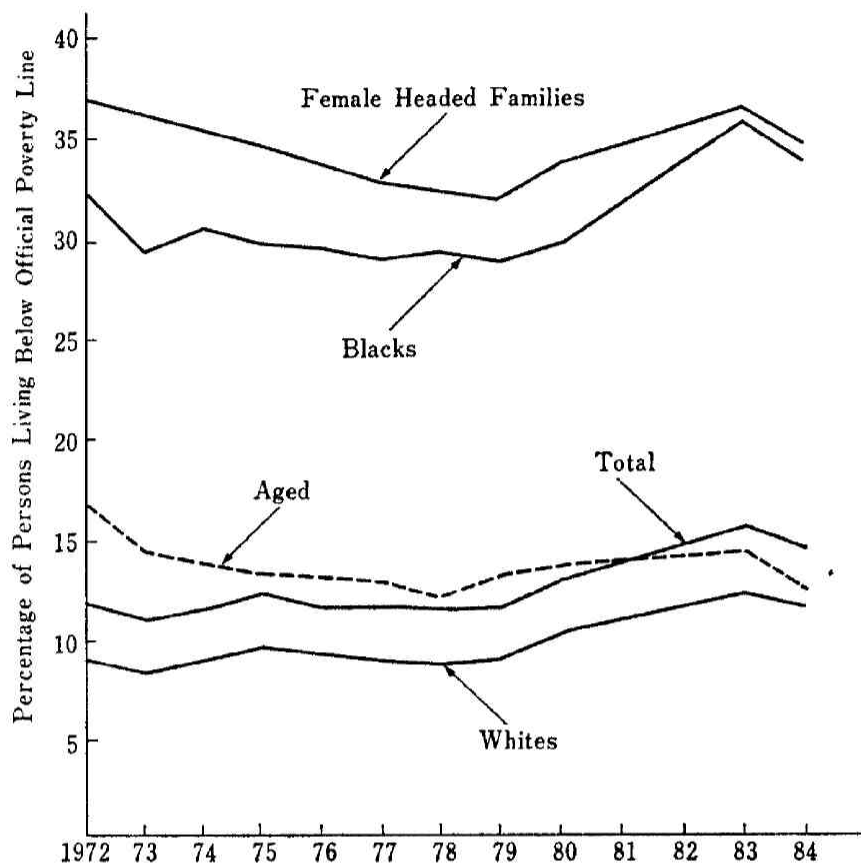
Poverty definition 1984	
Nonfarm family of four	\$ 10,609
Number of poor	33.7 million
Poverty percentage of total population	14.4
Race (% poor)	
White	11.5
Black	33.8
Spanish	28.4
Age (% poor)	
Over 65	12.4
Family (% poor)	
Married couple	6.9
Male householder, no wife	13.1
Female householder, no husband	34.5

All figures from U.S. Bureau of the Census, "Money Income and Poverty Status of Families and Persons in the United States 1984," Advance Report. Washington; Government Printing Office, September, 1985.

かで、前述の一〇年間に、黒人人口が減少した都市は、アンカレッジ(五・九%から五・三%へ、〇・六%減)、ロスアンゼルス(一七・九%から一七・〇%へ、〇・九%減)、サンフランシスコ(二三・四%から二二・七%へ、〇・七%減)、それにコロンビア地区(七一・一%から七〇・三%へ、〇・八%減)など、一三を数えるにすぎない。⁽⁸⁵⁾さらに、一九八〇年の国勢調査は、黒人人口が全人口の過半数を制している諸都市として、既述のコロンビア地区のほか、アトランタ(ジョージア州)六六・六%(一九七〇年五一・三%)、ボルティモア(メリーランド州)五四・八%(同四六・四%)、バーミンガム(アラバマ州)五五・六%(同四二・〇%)、デトロイト(ミシガン州)六三・一%(同四三・七%)、ゲアリー(インディアナ州)七〇・八%(同五二・八%)、ニューアーク(ニュージャージー州)五八・二%(同五四・二%)、リッチモンド(ヴァージニア州)五一・三%(同四二・〇%)、以上の八都市をあげている。⁽⁸⁶⁾

こうして、今日、黒人は、都市に蝟集しつつある。しかし、彼らの都市における生活は、決して安泰ではない。彼

図4 貧困率：1972—1984



らは、貧困と失業という二つの苦境が噛み合う波浪のなかで、めまぐるしく回転しているといえよう。そこで、まず、貧困 (poverty) の定義について述べるならば、合衆国社会保障庁 (the U.S. Social Security Administration) によれば、今日、一九八四年現在、合衆国には、凡そ三四〇〇万の貧困層が、社会の底辺部に沈没している。この数値は、アメリカ人口の一四%に相当する。

こうした貧困層に関する公式推定値には、その年収が、通常の生活水準 (a recent standard of living) の維持に不可欠である収入を下回るすべての人々が、包含される。社会保障庁による《貧困線》 ("poverty line") の定義は、まず、様々な規模の家族の《儉しい》 ("thrifty") 食費を計算し、次いで、貧困家庭は収入の三分の一を食費に充当するという仮定に基づき、当該食費に三を乗じることによって、抽きだされる。このようにして規定された《貧困線》に相応するドル額は、インフレーション効果を考慮にいれることから、弾力的に変動する。その額は、インフレーション率に接続され、その変化を感光して、毎年、上昇する。一九八四年における《貧困線》は、都市に居住する家族構

表16 白人家族の中位収入に対する黒人家族の中位収入の比率；1947—1984

1947	.51	1972	.59
1964	.54	1973	.58
1965	.54	1974	.58
1966	.58	1975	.58
1967	.59	1976	.59
1968	.60	1977	.57
1969	.61	1978	.57
1970	.64	1980	.56
1971	.60	1982	.56
		1984	.56

表17 中位収入の比較（白人：黒人）

	1984 Median Income (dollars)
WHITE	
Married couple families	30,056
wife working	35,176
wife not working	24,246
Female-headed household no husband present	15,134
BLACK	
Married couple families	23,418
wife working	28,775
wife not working	14,502
Female-headed household no husband present	8,648

成四人の場合、表15に明らかのように、年収一〇、六〇九ドルである。アメリカにおける全家族の中位年収 (median income) は、二六、四三三ドルである。⁽⁸⁸⁾

右に述べたごとき貧困状況は、あらゆる種類の家族に、また、すべての人種・民族団体に、生起する。けれども、高齢者、母子家庭、そして、黒人などの特定集団における貧困状況は、彼らの収入、失業、差別の三局面に視線の矢を放つとき、絶望的な様相を立体的に浮かび上らせる。⁽⁸⁹⁾

確かに、黒人の経済的地位は、人種差別に対する積極的な抗議運動、政治的進出、連邦政府による数多の介入と援助、などによって、著しく改善された。しかし、白人との間に拡

がる生活水準の懸隔もまた、紛れもない事実である。《貧困線》以下の収入の黒人が、黒人人口全体に占める比率を貧困率とするとき、黒人の貧困率は、一九八五年の場合、白人一一・五%、黒人三三・八%というように、白人のそれの三倍に及んでいる。⁽⁹⁰⁾このことは、図4に明らかであろう。⁽⁹¹⁾また、一九四七年から一九八四年に至る期間における白人家族の中間収入に対する黒人家族の中間収入の比率は、表16に視られるように、五〇%ないし六〇%の水準に低迷している。⁽⁹²⁾さらに、一九八四年における白人家族と黒人家族の中間収入を対比的に表示するならば、表17のようになる。⁽⁹³⁾この表17から理解できるように、夫妻を中軸に据えた通常家族の場合、黒人の中間収入は、白人の七七・九%である。妻が勤労している場合、その比率は、八一・八%、妻が勤労していない場合、五九・八%、母子家庭の場合、五七・一%、以上のようになる。次に、視点の軸角度をずらし、黒人の財産所有状況を直視するならば、彼らの財産所有の比率は、まさしく絶望的というほかはない。黒人人口の僅か三・七%が、自営業者である。しかし、その自営する企業は、ほとんど小企業であり、零細企業である。こうした三・七%に該当する僥倖な黒人といえども、アメリカにおける実業ならびに農業の全資産持分の一%以下を、所有しているにすぎない。株式所有の比率に至っては、黒人の株式所有者は、アメリカにおける全株式所有者の〇・一%にも満たないという惨憺たる状況にある。⁽⁹⁴⁾

加えて、今日における黒人の失業率は、白人の二倍以上である。一九八五年における労働省労働統計局 (U.S. Department of Labor, Bureau of Labor Statistics) の調査によれば、⁽⁹⁵⁾一六歳以上の白人の場合、失業率は、男子六・一%、女子六・四%である。他方、同じく一六歳以上の黒人の場合、失業率は、男子一五・三%、女子一四・九%であり、いずれも、白人の二倍強である。黒人の失業率を、男子・女子について、年齢別にみるならば、次のようになる。一六歳—一九歳・男子四一・〇% (白人一六・六%)・女子三九・二% (同四四・八%)、二〇歳—二四歳・男子二三・六% (同九・七%)・女子二五・六% (同八・五%)、二五歳—三四歳・男子二三・八% (同五・七%)・女子一五・一% (同六・

二%)、三五歳—四四歳・男子九・七% (同四・三%)・女子九・三% (同四・九%)、四五歳—五四歳・男子九・七% (同四・一%)・女子六・七% (同四・五%)、五五歳—六四歳・男子七・九% (同四・〇%)・女子六・〇% (同四・一%)、六五歳以上・男子八・九% (同二・七%)・女子五・二% (同三・二%)、以上である。同じく、一九八七年の労働省労働統計局の調査にしたがい、婚姻状態 (Marital status) による黒人 (白人) の失業率をみるならば、既婚者 (配偶者現存) 男子八・九% (白人五・二%)・女子九・六% (同五・三%)、離別者 (配偶者との死別者・離婚者・別居者) 男子一六・二% (同九・四%)・女子一四・九% (同七・七%)、独身者 (未婚者) 男子三〇・九% (同三・〇%)・女子二三・三% (同八・八%)、であり、黒人の失業率は、いずれも、白人のそれを大きく上廻っている。⁽⁹⁶⁾

最後に、黒人に対する差別が、彼らと貧困とを結合する鉄鎖の一つを形づくっているという歴然たる事實は、注目に値する。黒人と白人との間に拡がる収入隔差が、兩人種間における教育水準の差の結果によるという状況は、確かに、否定し得ないところである。現に、大学卒業以上の学歴を有する白人は、一九六〇年の場合、白人男子一〇・三%・白人女子六・〇%、黒人男子二・八%・黒人女子三・三%、一九七〇年には、白人男子一四・四%・白人女子八・四%、黒人男子四・二%・黒人女子四・六%、一九八五年には、白人男子二四・〇%・白人女子一六・三%、黒人男子一一・二%・黒人女子一・〇%、以上となる。⁽⁹⁷⁾ 同じく、高校卒業者の比率は、一九六〇年の場合、白人男子二二・二%・白人女子二九・二%、黒人男子一一・三%・黒人女子一四・三%、一九七〇年には、白人男子二八・五%・白人女子三五・五%、黒人男子二〇・〇%・黒人女子二二・二%、一九八五年には、白人男子三五・三%・白人女子四二・四%、黒人男子三一・九%・黒人女子三五・五%、以上である。⁽⁹⁸⁾ こうした白人・黒人間に認められる教育水準の差異を鏡面として兩人種間における収入差の反射像が出現することは、不可避であろう。しかし、同一教育水準にある黒人と白人の間に、少なからぬ収入差が認められるのが、今日の実情である。一九八〇年の場合、黒人の

高校卒業者の年収は、平均一二、一〇九ドルであったのに対して、白人の高校卒業者の平均年収は、一七、五九二ドルであり、黒人よりも三一・二%増である。同じく、黒人の大学卒業者の同年における平均年収は、二一、一〇七ドルであったの比較、白人の大学卒業者の平均年収は、これよりも一五・八%増の二五、〇七一ドルであった。もし人種差別という波動の干渉もなく、労働力市場において、自由原理が、順調に機能するとしたら、同一教育水準にある黒人・白人間における収入差は、解消に向かうであろう。⁽⁹⁹⁾

こうして、今日の黒人は、《低収入》・《失業》・《差別》の三者で仕切られた回転扉の世界に閉じこめられており、このような閉塞した世界からの突破口は、彼ら自身の自助努力はもとより、何よりもまして、連邦政府による強力な援助と積極的介入を措いて他に求め難い。こうしたことから、民主・共和両党のいずれの大統領候補も、これらの人種的・民族的な少数者集団の支持を吸引するために、あるいは、少くとも彼らの支持を疎外せしめぬよう、彼らの政治的・社会的・経済的な期待や要求を、カンヴァスの正面に据え、自己の訴求の構図を描かねばならない。大統領が、議員よりも、社会福祉志向・少数者集団志向の、いわゆる現代進歩主義の政策・イデオロギー体系の立場にたつ積極的な政治指導者であるのを通例とするのは、主として、この理由からである。⁽¹⁰⁰⁾

事実、一九八〇年の大統領選挙戦を通じて、レーガン共和党候補の世論調査委員長(chief pollster) R・ウェアスリン(Richard Wirthlin)は、数種の重要集団をレーガン支持に転換させることの一点に戦術編成の焦点を絞った。南部における白人プロテスタント、工業諸州におけるブルーカラー層、とりわけ、ニューヨーク、ペンシルヴェニア、オハイオなどの、大統領選挙人数の比較的に多い巨大州における都市の人種団体と郡部の投票者、以上の諸集団の上に、ウェアスリンの視線は、固定化されたのである。ウェアスリンは、レーガン候補が、ミシシッピ川以西における全州の支持を、事実上、独占し得るものと確信し、成功への鍵は、カーター民主党候補の南部基盤を突き崩しつつ、北

東部における少数人種団体・ブルーカラー層の支持を調達することにあると、結論したのであった。⁽¹⁰⁾

一九八〇年、一九八四年のレーガン政権の下においても、このような現代進歩主義を基調とする社会福祉志向型・不遇者集団志向型の政策・イデオロギー体系の実践は、その強調点の打ち方の異同や多少の変容が認められるにせよ、依然として、続行されている。⁽¹¹⁾これを述べれば、以下のようになる。

確かに、一九八〇年の大統領選挙において、現代保守主義の主導力線を強調する共和党大統領候補レーガンは、現代進歩主義を標榜する民主党の現職大統領カーターに大勝した。⁽¹²⁾すなわち、この年の大統領選挙において、現職大統領カーターは、選挙民による直接投票の辛うじて四一・二%を、選挙人団体制の間接投票における皆無も同然の僅か九・一%を、それぞれ、取得したにすぎない。これに反し、挑戦者のレーガン共和党候補は、直接投票の五五・三%、選挙人団体制における間接投票の実に九〇・九%、以上の獲得に成功した。同じく、レーガン主導の上げ潮に乗って、共和党は、上院議員選挙において一二議席を、下院議員選挙において三三議席を、各々、民主党から奪回した。これにより、共和党は、一九五四年以来はじめて、上院における支配権を掌握したばかりか、共和党議員―保守的民主党議員連合体の再興を通じて、下院における議員運営上の統制権をも、併せて確立することができたのである。

一九八〇年の大統領選挙は、現代保守主義の政策・イデオロギー体系が、現代進歩主義の政策・イデオロギー体系を圧伏したという外飾をまもっている。しかし、⁽¹³⁾事實は、必ずしもそうではない。確かに、一九八〇年の大統領選挙におけるレーガンは、《ミスター共和党》(“Mr. Republican”)というよりは、むしろ、《ミスター保守主義者》(“Mr. Conservative”)として、視覚的に把握された。けれども、そのことが、この年の選挙におけるレーガンの地這りの勝利へと、直接に転調されたわけではない。一九八〇年の大統領選挙における人々の投票行動を解析するならば、一九八〇年の大統領選挙そのものが、「本質的にカーター政権の実績に関する国民投票」(essentially a referendum on the Carter

administration)の性格の個別相を鮮明に前景に押しだしている⁽¹⁰⁵⁾。その裁断は、もとより、「不同意の合図」(thumbs down)として表示された⁽¹⁰⁶⁾。従って、一九八〇年の大統領選挙における少なからぬ人々の投票行動の背骨を貫ぬき、強固にこれを支えていたのは、決して、「レーガン支持もしくは保守主義支持の感情」(“pro-Reagan, or pro-conservative sentiments”)ではなく、「反カーター感情」(“anti-Carter sentiment”)にほかならない⁽¹⁰⁷⁾。

げんに、「CBCニュース」と「ニューヨークタイムズ」の両者が、選挙当日に、投票を終えて投票所を後にした、投票行為完了直後の一万二〇〇〇名以上の人々を対象として、共同調査したところによれば⁽¹⁰⁸⁾、レーガン候補への投票者の三八%は、何らかの形で、カーター候補に対する不満と関連する理由から、また、当時のこの国が直面した内外における状況から、レーガン候補に支持票を投じた。当時における人々の支配的な感情は、特定の政策・イデオロギ―体系の観点から《変化》(“change”)の定義を行うことなく、政治の潮流に《変化》をもたらしたいとする、いわば、無機質の願望であったといつてよい。《彼こそ真の保守主義者である》(he's a real conservative)ことを支持の根拠とするレーガン候補への投票者は、調査対象の一一%にすぎなかった。その方策はどのようであれ、カーターと民主党の双方を政権の王座から追放したいという衝迫力が、明らかに、当時の人々を投票に駆りたてた主たる動因であった。一九八〇年における可処分所得の前年度比〇・六%減⁽¹⁰⁹⁾に象徴される経済不振のような、係争問題の処理に対する人々の挫折感の亢進、脈絡のない外交政策の展開、イラン人質救出作戦の不手際、それに、カーターに対する個人的な嫌悪感の瀰漫、これらの諸要因は、カーターの再選阻止という一点において緊密に結ばれ、選挙当日に、カーター候補にマイナスの方向に作動した。こうした状況から、一九八〇年の大統領選挙において、選挙民が、首尾一貫した政策・イデオロギ―体系の観点にたつて大統領候補を選定したという明白な証左は、何処にも見当らない⁽¹¹⁰⁾。

こうして、一九八〇年の大統領選挙の結果は、そして、同じく、一九八四年の大統領選挙の結果も、必ずしも人々

の保守主義に対する確然たる委任を構成したわけではない。けれども、その結果が、レーガン候補に、完全な統治権と、彼が必要と認める限度内における保守的な諸政策を採用することの正当な根拠とを、付与したという事実は、争えない⁽¹¹⁾。この点について、一九八〇年の大統領選挙を研究した保守系のアメリカ企画研究所 (American Enterprise Institute) の W・シュナイダー (William Schneider) は、次のように述べている⁽¹²⁾。

「投票者は、政治の流れを変えるために投票した。彼らは、レーガンの提案している政治的潮流の変化の類型が、この国を、現在よりも一段と保守主義の方向に嚮導してゆくものであるということを、十分に承知していた。彼らは、そのような方向への移動に、積極的に同調した。この理由は、彼らが、保守主義の施策の本質的価値を信奉していたからではもとよりなく、この際、政権担当の機会を、一度、保守主義に与えてみよう、単に考えたからにはかならない。そのことは、恰も、ジミー・カーターによる過去四年間にわたる政権運営が失敗に帰したため、投票者が、ロナルド・レーガンを頼みの綱とし、"O・K、政権運営をあなたに任せる" ("O.K. you drive") と断言したかのごとき観を呈している」。

一九八〇年の大統領選挙において、カーター前大統領に、四年間にわたる大統領業績の評価の視点から、「無能」(incompetent)⁽¹³⁾にして「無力な大統領」(ineffective president)⁽¹⁴⁾ という決定的な刻印を留め、彼を政権の座から放逐した選挙民の判断は、レーガン候補の選挙戦術に対応点をもつ。その対応点とは、自他の別を問わず、現政権に対する「回顧的評価」(retrospective assessment)⁽¹⁵⁾を求めるといふ一点である。さらに、この一点において、一九八〇年と一九八四年のレーガン候補の選挙戦術の間に、同一構造が成立する⁽¹⁶⁾。

すなわち、一九八〇年に、レーガン候補は、選挙民に対して、「四年前に較べ、あなた方の現在の生活状態は、果たして、改善されているであろうか」(Are you better off now than you were four years ago?) と問いかけた⁽¹⁷⁾。これに対する選

表19 レーガン大統領候補に対する投票と連邦政府の適切な役割に関する態度との相関性

		1980 Votes for Reagan	1984 Votes for Reagan	What Is Reagan's Belief?	What Is Your Belief?
Government	1	20%	29%	2%	10%
should see that every	2	44%	33%	4%	7%
person has a job and a	3	37%	41%	7%	11%
good standard of living.	4	80%	52%	15%	19%
Government	5	60%	66%	20%	16%
should let each person	6	81%	84%	18%	13%
get ahead on own.	7	79%	85%	14%	9%

*Question: "Some people feel the government in Washington should see to it that every person has a job and a good standard of living. Suppose these people are at one end of the scale at point number 1. Others believe the government should just let each person get ahead on his own. Suppose these people are at the other end, at point 7. And, of course, some people have opinions somewhere in between at points 2,3,4,5, or 6. Where would you place yourself on this scale, or haven't you thought much about this?" If the respondent provides a scale position, the interviewer asks, "Where would you place (Walter Mondale, Ronald Reagan)?" The interviewer then gives the respondent a card with a 7-point scale on which to mark Reagan's and Mondale's positions along with the respondent's own position.

挙民の反応は、「否」とするものが四二%にのぼった。この数値は、同じ質問に対する一九七六年の回答三二%、一九七二年の回答二三%を、大きく引き離している。⁽¹¹⁸⁾ こうして、一九八〇年代の大統領選挙では、現政権の業績を評価軸とする人間環境全体のあり方が、重要な争点として、選挙民の面前に投げ込まれた。既述のように、今日の選挙民多数は、現代進歩主義を基調とする政策・イデオロギー体系を支持している。けれども、彼らが、カーター政権の四年間に及ぶ業績というレンズのフィルターを通して、刻下の個々の具体的な係争問題を眺めるとき、彼らのこうした個別具体的な係争問題に対する進歩的な見解は、瞬時にして、曖昧模倣なものへと解像され、代って、人間環境全体の現況が、一挙に、明確な輪郭に縁どられて視野一面に映像化されることになる。⁽¹¹⁹⁾ ここで、この国に伝統的かつ深層的な《自由主義》の堅牢な枠内にセットされた、社会経済生活に対する連邦政府の役割の肯定と社会福祉諸施策の維持という底深く透徹した一致点を含み、

表20 民主党・共和党投票者の基底的变化：1960—1984

Voter Group	New Deal Coalition Dominant 1960		Years of Transition				Ind	Reagan Revolution 1984		Percent of Voting Population 1984
	Dem	Rep	1976		1980			Dem	Rep	
			Dem	Rep	Dem	Rep				
<i>Loyal Democrats</i>										
Nonwhites	68%	32%	85%	15%	—	—	—	—	—	9%
Blacks	—	—	—	—	85%	11%	3%	89%	—	9%
Unemployed	—	—	—	—	51	39	8	67	32	3
Jews	—	—	—	—	45	39	15	67	31	3
Income under \$12,500	—	—	—	—	51	42	6	53	46	16
<i>Changing Allegiances</i>										
Members of union households	65	35	63	36	48	43	6	53	46	26
Less than high school education	55	45	58	41	51	46	2	49	50	8
Manual workers	60	40	58	41	47	48	5	45	54	15
Catholics	78	22	57	42	42	49	7	45	54	27
Women	49	51	48	51	45	47	7	44	56	51
<i>Loyal Republicans</i>										
Whites	49	51	46	52	36	55	7	35	64	87
Income over \$50,000	—	—	—	—	26	63	9	30	69	12
Protestants	38	62	46	53	32	62	5	—	—	—
White Protestants	—	—	—	—	31	63	6	27	72	52
All Southerners	51	49	54	45	44	52	3	36	64	27
White Southerners	—	—	47	53	35	61	3	28	71	23

Source: Gallup Opinion Index December 1976, pp.16—17; 1980 and 1984 data by New York Times/CBS News Poll.

表21 大統領選挙における投票, 1968—1984 (人口統計学的要因別)

Demographic Factors	1968			1972		1976			1980			1984	
	Humphrey	Nixon	Wallace	McGovern	Nixon	Carter	Ford	McCarthy	Carter	Reagan	Ander-son	Mon-dale	Reagan
Sex													
Male	41%	43%	16%	37%	63%	53%	45%	1%	38%	53%	7%	37%	61%
Female	45%	43%	12%	38%	62%	48%	51%	*	44%	49%	6%	42%	57%
Race													
Whites	38%	47%	15%	32%	68%	46%	52%	1%	36%	56%	7%	34%	66%
Blacks	85%	12%	3%	87%	13%	85%	15%	*	86%	10%	2%	90%	9%
Education													
College	37%	54%	9%	37%	63%	42%	55%	2%	35%	53%	10%	40%	59%
High school	42%	43%	15%	34%	66%	54%	46%	*	43%	51%	5%	39%	60%
Grade school	52%	33%	15%	49%	51%	58%	41%	1%	54%	42%	3%	49%	50%
Occupation													
Prof. & business	34%	56%	10%	31%	69%	42%	56%	1%	33%	55%	10%	37%	62%
White collar	41%	47%	12%	36%	64%	50%	48%	2%	40%	51%	9%	40%	59%
Manual	50%	35%	15%	43%	57%	58%	41%	1%	48%	46%	5%	46%	53%
Age													
Under 30 years	47%	38%	15%	48%	52%	53%	45%	1%	47%	41%	11%	41%	58%
30—49 years	44%	41%	15%	33%	67%	48%	49%	2%	38%	52%	8%	40%	59%
50 years & older	41%	47%	12%	36%	64%	52%	48%	*	41%	54%	4%	37%	62%

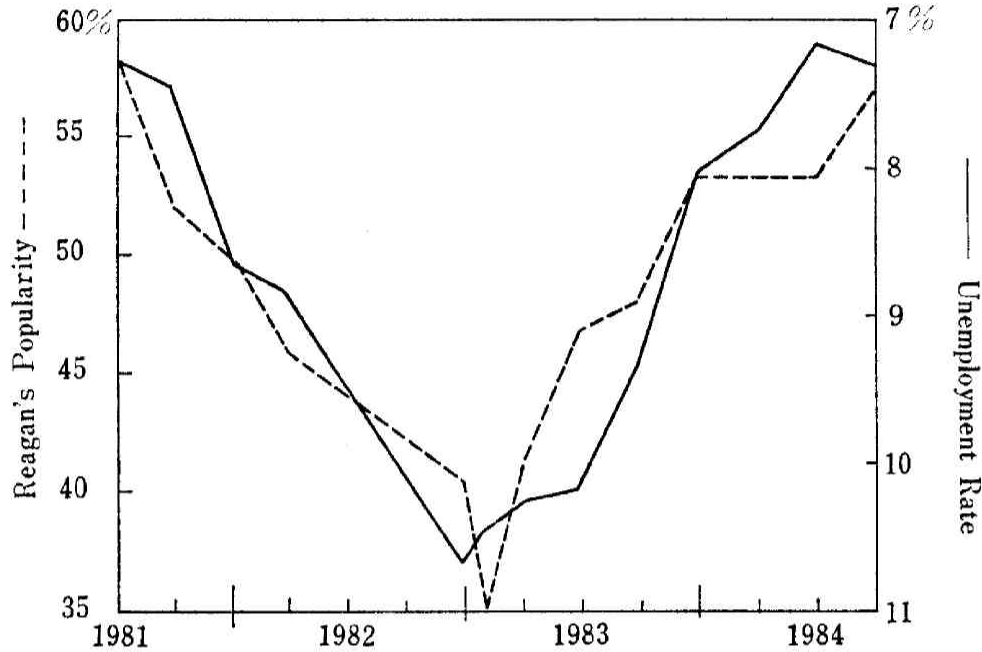
Demographic Factors	1968			1972		1976			1980			1984	
	Hum- phrey	Nixon	Wallace	Mc- Govern	Nixon	Carter	Ford	Mc- Carthy	Carter	Reagan	And- erson	Mon- dale	Reagan
Religion													
Protestants	35%	49%	16%	30%	70%	46%	53%	*	39%	54%	6%	26%	73%
Catholics	59%	33%	8%	48%	52%	57%	42%	1%	46%	47%	6%	44%	55%
Politics													
Republicans	9%	86%	5%	5%	95%	9%	91%	*	8%	86%	5%	7%	92%
Democrats	74%	12%	14%	67%	33%	82%	18%	*	69%	26%	4%	73%	26%
Independents	31%	44%	25%	31%	69%	38%	57%	4%	29%	55%	14%	35%	63%
Region													
East	50%	43%	7%	42%	58%	51%	47%	1%	43%	47%	9%	47%	52%
Midwest	44%	47%	9%	40%	60%	48%	50%	1%	41%	51%	7%	38%	61%
South	31%	36%	33%	29%	71%	54%	45%	*	44%	52%	3%	36%	63%
West	44%	49%	7%	41%	59%	46%	51%	1%	35%	54%	9%	40%	49%
Members of labor union families	56%	29%	15%	46%	54%	63%	36%	1%	50%	43%	5%	53%	45%
Total	43%	43.4%	13.6%	38%	62%	50%	48%	1%	41%	51%	7%	41%	59%

*Less than 1 percent.

Note: 1976 and 1980 results do not include vote for minor-party candidates.

Source: Gallup Political Indexes, 1968—1984.

図5 レーガン大統領の職務遂行様態に対する是認率と失業率との相関性: 1981—1984



Source: Civilian unemployment rate from Bureau of Labor Statistics, Reagan approval ratings from Gallup poll (all data quarterly, except the January 1983 Gallup readings)

互いに歩み寄り、位置を替え、成分を分け合うところの、両極の一方から他方へと、従って、現代進歩主義から現代保守主義へと、選挙民多数は、よりよい人間生活環境の形成を求めて、その解決方策の委任を切り替えるに至ったのである。このことは、表19⁽²⁰⁾、表20⁽²¹⁾、表21⁽²²⁾に、それぞれ、覗われよう。

一九八四年の大統領選挙は、選挙民に、現政権の業績に対する《回顧的評価》を求めるといふ点において、一九八〇年の大統領選挙と同一の位相に位置づけられる。⁽²³⁾

レーガン政権成立後の最初の二年間は、経済的不況に見舞われた。若干の数計で、これを示すならば、一九七九年—一九八〇年におけるGNPの成長率は、マイナス〇・二%、一九八〇年—一九八一年は一・九%、一九八一年—一九八二年はマイナス二・五%、以上であった。⁽²⁴⁾ また、失業率は、一九八〇年七・一%、一九八一年七・六%、一九八二年九・七%、であった。⁽²⁵⁾ さらに、個人の可処分所得は、一九八二年におけるドル価値を標準とした場合、一九七九年九、八二九ドル、一九八〇年九、七

表22 1984; “四年前に較べ、あなた方の現在の生活状態は果たして、改善されているであろうか?”

All Voters	Percentage of Electorate		Percentage for Reagan			
	Yes	Same	Worse	Better	Same	Worse
	45%	30%	25%	74%	55%	33%
Category of Voters	Better		Same		Worse	
	Percentage for Reagan	Percentage of Electorate	Percentage for Reagan	Percentage of Electorate	Percentage for Reagan	Percentage of Electorate
Union	60%	10%	35%	7%	26%	6%
Nonunion	78%	35%	62%	23%	35%	19%
Liberals	45%	10%	31%	6%	20%	6%
Moderates	70%	15%	53%	11%	25%	9%
Conservatives	87%	20%	74%	9%	61%	7%
Democrats	29%	13%	25%	14%	11%	14%
Independents	81%	13%	66%	7%	49%	6%
Republicans	98%	20%	96%	9%	85%	4%

Source: Inter-University Consortium for Political and Social Research.

二二ドル、一九八〇年—一九七九年一・〇九%減、一九八一年九、七六九ドル、一九八一年—一九八〇年〇・四八%増、一九八二年、九、七二五ドル、一九八二年—一九八一年〇・四五%減、以上となる。⁽¹²⁶⁾ こうした状況の下におけるレーガン大統領の職務遂行様態に対する是認率も、経済的不況と同じ波形を描きながら、急速に下降してゆく。⁽¹²⁷⁾

しかし、一九八三年—一九八四年に至って、景気は、順調に回復傾向をみせる。例えば、一九八二年—一九八三年におけるGNPの成長率は三・六%、一九八三年—一九八四年六・四%、一九八四年—一九八五年二・七%、以上となっている。⁽¹²⁸⁾ また、失業率は、一九八三年九・六%、一九八四年七・五%、一九八五年七・二%、と漸減傾向にある。⁽¹²⁹⁾ 同じく、個人の可処分所得も、一九八二年におけるドル価値を標準とした場合、一九八三年九、九三〇ドル、一九八三年—一九八二年二・一一%増、一九八四年一〇、四二一ドル、一九八四年—一九八三年四・九四%増、一九八五年一〇、五

六三ドル、一九八五年—一九八四年一・三六%増、以上となる。⁽¹³⁰⁾ このような景気の回復に対応し、大統領の職務遂行様態に対する是認率も、上昇線を辿ってゆく。両者は、平行し、相互に反映し合う。このことは、レーガン大統領の職務遂行様態に対する是認率、従って、人気度 (Popularity) と失業率との相関性 (一九八一年—一九八四年) を示した図5に、覗われよう。⁽¹³¹⁾

一九八四年の大統領選挙において、レーガン候補は、一九八〇年の場合と同様、「四年前に較べ、あなた方の現在の生活状態は、果たして、改善されているであろうか」という問いかけ、ないし、スローガンを、提起した。一九八四年には、景気の回復によって、このようなスローガンが有効に機能し得る一つの力学圏が、既に形成されていたとあってよい。一九八四年の場合、一九八〇年と異なり、大統領の四年に及ぶ業績というプリズムを通した光が選挙民の視野に描く姿は、人間生活環境の総合的な改善という輪郭の鮮明な画像である。表22に明示されるように、⁽¹³²⁾ 四年前に比較し、自己の生活状態の低下を訴えた選挙民の比率は、僅か二五%であり、四五%が、彼らの生活状態の向上を率直に承認している。レーガン候補に対する支持率は、選挙民の最大部分 (四五%) において最高の七四%を挙げ、また、最小部分 (二五%) において二三%と最低値を記録した。レーガン候補は、一九六四年における共和党大統領候補B・ゴルドウォーター以来の、最も保守的な大統領候補と指称されてきた。けれども、自らを進歩主義者と規定し、かつ、自らの生活状態がこの四年間に改善されたと認めるところの、投票者の実に四五%が、レーガン候補に一票を投じている。表22に示されるように、今日における達歩主義者よりも、遙かに多くの選挙民を内包する現代保守主義者と中道主義者は、圧倒的に、レーガン候補を支持している。政党一体意識所持者についても、これと同じことがいえる。レーガン候補は、表22に記載されているすべての共和党員集団から強力な支持を調達している。とりわけ、レーガンに対する最も強力な支持集団は、この四年間に生活状態が改善された共和党員であり、生活状態の現状

表23 1984年の大統領選挙における民主党・共和党への投票
(人口統計学的範疇別)

Demographic category	Percent of total vote	Percent of the vote for:	
		Republicans	Democrats
All voters	100	59	41
Men	50	63	37
Women	50	56	44
Whites	82	63	37
Blacks	12	11	89
Hispanics	4	47	53
East	25	59	41
South	28	58	42
Midwest	29	59	41
West	18	59	41
Southern whites	22	73	27
Nonsouthern whites	60	64	36
Protestants	62	61	39
Catholics	8	59	41
Jews	3	32	68
“Born-again”			
white Protestants	14	80	20
Age: 18—24	13	59	41
25—29	13	61	39
30—39	26	57	43
40—49	17	59	41
50—59	14	62	38
60+	17	60	40
Family income:			
Below \$ 10,000	16	45	55
\$ 10,000—20,000	25	56	44
\$ 20,000—30,000	24	61	39
\$ 30,000—40,000	18	66	34
Over \$ 40,000	17	68	32
Union households	30	48	52
Nonunion households	70	64	36
Didn't finish			
high school	8	48	51
High school graduate	29	56	44

公共政策決定過程におけるアメリカ大統領及び議会の機能位相

Some college	29	62	38
College graduate	21	63	37
Postgraduate	14	52	48
Democrats	34	16	84
Independents	36	67	33
Republicans	30	97	3
Liberals	30	32	68
Moderates	34	59	41
Conservatives	36	82	18
1980 vote:			
Reagan (Republican)	45	90	10
Carter (Democratic)	31	20	80
Anderson (Independent)	5	32	68
Did not vote	15	58	42
Registered:			
Before 1981	84	60	40
In 1984	8	61	39
In 1981—83	8	51	49

Sources: *National Journal*, vol. 16 (November 10, 1984), p.2132; and ABC News-*Washington Post* exit polls published in the *Washington Post*, November 8, 1984, p.A48.

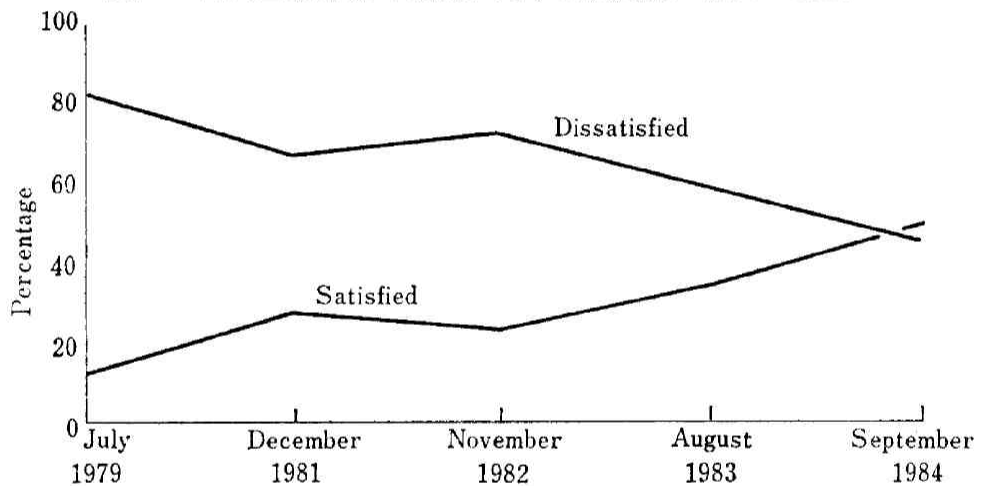
維持もしくは向上をみた無所属層である。さらに、生活状態の低下を認めた無所属層の間においてすら、レーガンは、四九%の支持の調達に成功している。なお、レーガン候補の《自然に備わる選挙区》(natural constituency)は、生活状態の改善された共和党員であり、レーガン候補は、彼らから、九八%という破天荒の支持を汲みあげた。他方、W・F・モンドール民主党候補の《自然に備わる選挙区》は、生活状態の低下した民主党員であり、彼らは、モンドール候補に、八九%の支持を与えた。このように、それぞれの《自然に備わる選挙区》を反射台として成立した両候補の対立が、尖鋭な形で相対している。

いずれにせよ、一九八〇年及び一九八四年の両大統領選挙においては、投票者による現政権に対する《回顧的評価》が、レーガン候補に有利なように、その魔力を、遺憾なく発揮した。レーガン候補が、年収一ドル以下の最低所得階層を除くすべての経済集団における支持を確保しているという事実は、そのことの象

表24 生活状態の向上及び低下の選挙民の間における
レーガン支持率の変動; 1980—1984

	Better	Worse
Union	+25%	-46%
Nonunion	+26%	-43%
Liberals	+10%	-46%
Moderates	+29%	-49%
Conservatives	+20%	-23%
Democrats	+69%	-42%
Independents	+36%	-30%
Republicans	+16%	-9%

図6 人間生活環境の現況に対する満足度; 1979—1984



Source: Scott Keeter, "Public Opinion in 1984" in Gerald Pomper et al., *The Election of 1984* (Chatham, N.J.: Chatham House, 1985), p.92.

関するレファレンダムであった。一九八四年の大統領選挙は、世人の期待に添い得たレーガンに関する同じくレファレンダムであった。「四年前に比べ、あなた方の現在の生活状態は、果たして、改善されているであろうか」という、

徴であろう。⁽¹³³⁾一九八四年の大統領選挙における人口統計学的範疇別による投票を表示するならば、表23のようになる。⁽¹³⁴⁾

ところで、《回顧的評価》は、二元的作用を含む。⁽¹³⁵⁾生活状態の向上もしくは低下という評価の、波長の異なる光線を深く投げ入れることによって、現政権の業績という同一結晶体から、報償と懲罰という全く逆のスペクトルが析出されるというのが、これに当る。前者の場合がレーガン政権に、後者がカーター政権に、それぞれ、該当する。すなわち、一九八〇年における大統領選挙は、世人の期待に添い得なかったカーターに

一九八〇年にレーガン候補が提起したスローガンには、一九八四年に、それが再提起されたとき、新たな変奏が、鳴りはじめた。一九八〇年から一九八四年に至るまでの四年間に、自らの生活状態の改善された選挙民は、一九八四年に、レーガン候補に、多大の支持を与えた。逆に、この四年間に、生活状態の低下を実感した選挙民のレーガンに対する支持は、微小であった。一九八〇年には、レーガンの提起した前述のスローガンは、現状維持の拒絶を求める《請求》(31)としての意味を帯びていた。これに反し、一九八四年には、表24に記されるように、それは、現状維持の継続を意図する《懇請》(plea)へと、変奏されてゆく。景気の回復と同一航跡を描きつつ開始された、《合衆国の現況に満足の意を表する》(satisfied with the United States)人々の比率の急角度の上昇は、図6からも理解できるように、レーガン候補の訴求効果を、著しく高めるに至った。(37) 自己の生活状態の改善を意識しつつも、それを可能にした景気の回復をレーガンの功績によるものと認めない人々は、もとより、レーガンに支持票を投ずることはなかった。しかし、彼らは、極端に少数であったため、生活状態の改善者によるレーガンへの圧倒的支持という一九八四年の投票形態に、何の衝撃波も与え得なかったといつてよい。(38)

このように、一九八四年における大統領選挙の特質は、あくまでも、回顧的視座からの現政権の四年間に累積された業績に対する選挙民の評価の表示であり、展望的視座からの今後四年間に遂行されるべき現政権の諸施策計画に対する彼らの評価の表明ではなかった。一九八四年の大統領選挙には、従って、将来を予覚し透視する確かなベースペクティブが、欠落していたといつてよい。このことは、次の一文に覗かれる。(39)

「一九八四年におけるレーガンの選挙運動は、将来における基本的な政策路線に顧慮するところが、皆無も同然であった。今後いかなる事態が進展してゆくかは、未だ不明であると宣明することによって、レーガンは、今後四年間”(“four more years”)、従来通りの基本的な政策路線を踏襲してゆくこと以外に、どのような事態が、結果として生

ずるかについて、選挙民に、疑念を抱かせただけであった。哲学の一般的な水準に照してもなお、一九八四年の大統領選挙を、保守的な委託と解することは、至難である。レーガンに対する投票者の極く一部が、彼らの投票を、「真の保守主義者」(“real conservative”)の選択として、抗弁したにすぎない。その数は、一九八〇年におけるよりも、さらに、少数である」。

以上の経緯によって成立し、さらに、《自由主義》の原層に流れる水脈のうちで現代進歩主義と奥深く結びつく現代保守主義の観点にたつところの、レーガン政権が、ニューディール以降のこの国に伝統的な社会福祉諸施策を継承していることは、いうを俟たない。もとより、現代保守主義に立脚する政権の下における社会福祉諸施策は、現代進歩主義を岩盤とする政権下における社会福祉諸施策と、おのずとその力点を異にしよう。保守的政権の下における社会福祉施策の力点は、以下の七者に求められる。⁽¹⁴⁰⁾①《真の貧窮層》(the “truly needy”)のみが、社会福祉給付を受領すべきである。高齢者、盲目者、身体障害者、児童、それに、労働不能と正当に認められる人々のような、《貧困に悩む人々》(the “deserving poor”)が、これに当る。②社会福祉給付は、労働意欲を挫折させるものであってはならないし、また、社会福祉依存の状態を創出するものであってはならない。⁽¹⁴¹⁾③強壯な成年は、自らの扶助受給の先行条件として、労働することを必須要件とする。④不正受給 (fraud) は、排除されねばならない。⁽¹⁴²⁾⑤社会福祉諸施策の肥大化と社会福祉費の増大は、抑制されねばならない。⑥社会福祉諸施策の管理と財政のための責任は、州及び地方の政府に移管されるべきである。⑦社会福祉負担を可能な限り多くの人々の間に分散させるために、私的な慈善事業は、奨励されねばならない。

レーガン政権は、右のごとき視点にたつて、その経済復興施策 (Program for Economic Recovery)⁽¹⁴³⁾の一環として、社会保険及び生活保護の諸施策における成長率の抑制を、冷然と実行することを試みた。しかしながら、レーガン政権の

表25 連邦社会福祉施策費: 1975, 1980, 1984

	BILLIONS \$		
	1975	1980	1984
Social Insurance			
Social Security OASDI	63.7	118.1	178.2
Medicare	14.7	32.1	57.5
Federal Employee Retirement	13.3	26.6	38.1
Railroad Retirement	3.0	5.1	5.4
Unemployment Compensation	3.4	18.0	18.4
Public Assistance			
SSI	4.8	6.4	8.5
AFDC	7.5	6.9	8.9
Home Energy Assistance	—	1.7	2.0
Food Stamps	4.9	9.6	12.4
Child Nutrition	2.1	4.2	5.7
Medicaid	7.0	18.0	20.7
Housing Assistance	2.5	9.2	11.3
Total			
Dollars	126.9	255.1	367.1
Percent of Federal Expenditures	44.3%	44.2%	43.1%

Sources: *Statistical Abstract of the United States 1985*, pp.356—357; Budget of the United States Government 1986.

下における社会福祉諸施策の大幅な「削減」(“cuts”)が広範に喧伝されたにもかかわらず、カーター政権の下におけるよりも多額の資金が、主要な社会福祉諸施策に投入されている。社会保障、失業補償 (unemployment compensation)、高齢者医療保障制度、国民医療保障制度 (Medicaid)、補足的社会保障収入 || SSI (Supplemental Security Income)、扶養児童世帯補助 || AFDC (Aid to Families with Dependent Children)、食料割引券、などに対する経費は、毎年、上昇を続けた。しかし、その増加率は、前年度の水準以下であった。⁽¹⁴⁾

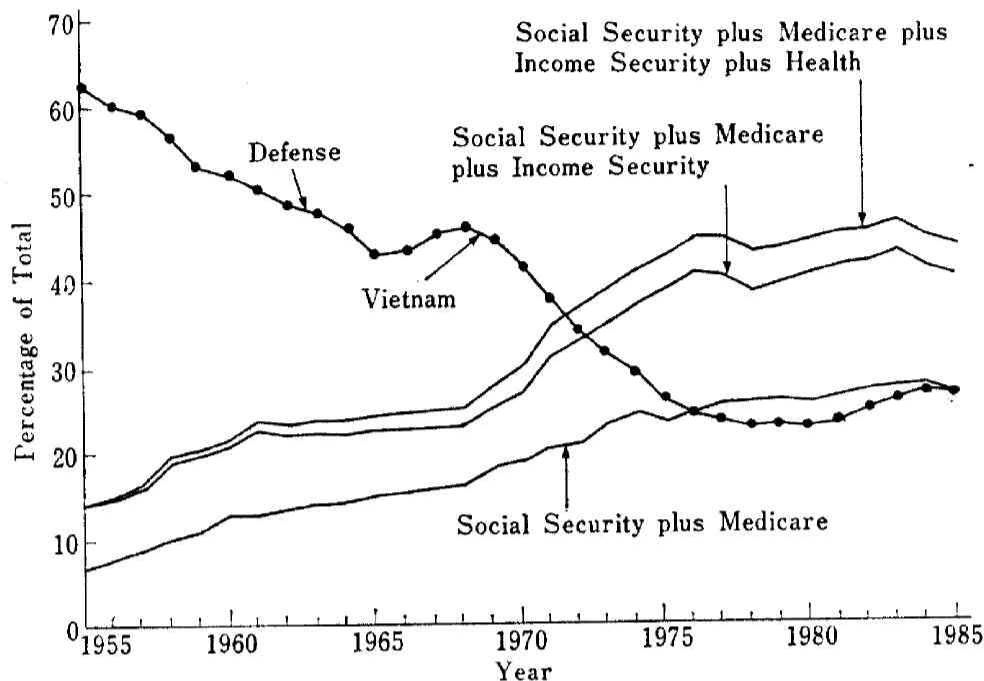
レーガン政権は、「真の貧窮層」のために、社会的《安全網》 (“safety net”) を維持する意図を、明確に宣示している。当初から、このような《安全網》諸施策は、重大な変更を免れていたといつてよい。これら

表26 主要社会福祉諸施策：1982及び1985会計年度

Social Program	Federal Dollars Spent (in billions)	
	1982	1985
<i>Social Insurance Programs</i>		
Old Age and Survivors Insurance (OASDI) (Social Security pension supplements to retired workers or surviving dependents)	\$ 154.1	\$ 188.6
Unemployment compensation (Benefits to workers in insured jobs when they are out of work)	23.8	17.5
Medicare (Federally paid health insurance to persons over 65)	46.6	65.8
Subtotal	224.5	271.9
<i>Cash Assistance Programs</i>		
Aid for Families with Dependent Children (AFDC or ADC; cash grants to very-low-income single parents with dependent children under 18)	8.0	9.2
Supplemental Security Income (SSI; cash grants to the aged, blind, and disabled)	7.7	9.6
College student grants, guaranteed loans, and work study programs	6.5	8.2
Food stamps (Vouchers that low-income people can use to purchase groceries)	11.0	12.5
Subtotal	33.2	39.5
<i>Services for the Poor and In-Kind Assistance</i>		
Medicaid (Federally paid health care for the indigent)	17.4	22.7
Housing assistance (A variety of federally subsidized programs)	8.0	11.1
Job training programs and federally subsidized jobs	6.0	4.9
Legal Services Corporation (Federally paid lawyers handle the civil legal problems of low-income people).	0.25	0.3
subtotal	31.65	39.0

Source: *Budget of the United States Government: Fiscal Year 1984* (Washington, D.C.: United States Government Printing Office, 1983), Part V, pp. 86, 87, 102, 103, 114, 115; Part VIII, p.178; Fiscal Year 1987, Part V, pp. 87, 103, 109, 114, 127, 140.

図7 全連邦政府支出に占める国防費及び社会福祉費の比率;
1955—1985



の諸施策には、社会保障 (Social Security) = OASDHI (Old Age and Survivors' Disability and Health Insurance)、高齢者医療保障制度、失業補償、補足的社会保障収入 (SSI)、退役軍人給付 (Veterans Benefits) などが、含まれる。こうした変更を求める外力に対して庇護を受けている、いわば、特権的地位を与えられた諸施策から飛びだした配慮と保護の矢が一直線に目ざすのは、高齢者層である。これに反し、

貧困層を対象とした社会福祉諸施策には、必ずしも特権的地位は与えられていない。このような施策として、AFD C、食料割引券、国民医療保障制度、職業訓練、法律扶助、などが、あげられる。レーガン政権は、こうした諸政策に対して、連邦政府による資金供与の削減を試みた。しかし、その意図は、総じて、現実には貫徹され得なかった。AF D C、食料割引券、国民医療保障制度、そして、公営住宅などに対する連邦政府支出は、表25⁽¹⁵⁾、表26⁽¹⁶⁾、図7⁽¹⁷⁾に示されるように、その成長率は最近一〇年間におけるよりも緩やかであるにせよ、増大を続行している。また、職業訓練に対する財政支出は、再編成された。一九七三年の職業訓練総合法 = CETA (Comprehensive Employment and Training Act) は、一九八二年に、雇傭促進のための職業訓練に関する

る包括的補助金 (Block Grants)⁽⁴⁸⁾ を各州に給付する職業共同訓練法 = JPTA (Job Partnership Training Act) に転位され、これにより、職業訓練に対する総体的な連邦政府支出は、減少するに至った。さらに、レーガンは、貧困層に対して無料による法律扶助を行うことを事業目的とする法律扶助公社 (the Legal Service Corporation) の廃止に向けて努力を集中した。しかし、法律扶助公社は、議会において、その廃止を求めるあらゆる攻勢を、撃退することに成功したのである。⁽⁴⁹⁾

このように、この国の社会福祉体系は、今日における保守的な政権の下においても、これと微妙な協和音を奏でながら、依然として存続している。主要な社会福祉諸施策は、事実上、レーガン政権の下においても、不変的に存在しており、日常の事実性のなかに拡散し深く浸透して枯死することがない。社会福祉のための連邦政府出費のヴェクトルもまた、上昇基調を堅持している。⁽⁵⁰⁾

以上に叙述したように考えるならば、現代における保守主義と進歩主義とを截然と区画し両者を二元的な対立の構図として捉える硬直した思考法は、もはや、妥当しないであろう。今日の保守主義と進歩主義とは、《自由主義》という同一の系譜に共属し地続きの平面上にあって、大統領の業績によって造成された人間生活環境全体のあり方に対する選挙民の《回顧的評価》によって、相互に位置を交換し逆転し得る相互構造の双極を形成しているというべきであろう。

従って、現代における保守主義の背後には、ポジティブな形で、進歩主義の素顔が、潜められている。比喩を用いるならば、現代保守主義は、それを通して、さながら透かし絵のように、現代進歩主義が透映されるところの、様々な象面をもつ透明な結晶体のごとき観を呈している。

このような結晶体を採掘し得る地下の鉱脈は、既に指摘したように、現代進歩主義を認識の基軸に据えた今日における選挙民の意識構造である。例えば、一九八〇年に、連邦政府権力は余りにも強大になりつつあるとするレーガンの見解に対する賛成者は、選挙民の四三%であった。しかし、一九八四年には、その数値は、三三%に下落している。

表27 政府におけるエリート層; 1789—1980

	Elite Cabinet and Diplomatic Appointees %
Federalist period (1789—1801)	100.0
Jeffersonian Republican years (1801—1829)	95.7
Jacksonian era (1829—1841)	93.8
Pre-Civil War decades (1841—1861)	95.2
Pre-Civil War period (1789—1861)	95.8
Civil War and Reconstruction (1861—1877)	81.1
Late nineteenth-century period (1877—1897)	86.8
McKinley-Taft years (1897—1913)	91.7
Wilson regime (1913—1921)	57.1
Harding-Hoover years (1921—1933)	80.9
Post-Civil War to New Deal period (1861—1933)	83.5
New Deal years (1933—1940)	47.4
World War II years (1940—1945)	57.9
Truman years (1945—1953)	55.6
Eisenhower years (1953—1961)	81.1
Kennedy-Johnson years (1961—1969)	62.7
Nixon-Ford years (1969—1977)	68.6
Carter years (1977—1980)	65.4
New Deal to Carter period (1933—1980)	64.4
Overall (1789—1980)	78.7

Note: An elite appointee is a person who has held a prior important position (executive or director) in a major business enterprise or corporate law firm and/or whose family has considerable wealth or an important corporate link.

Source: Phillip H. Burch, Jr., *Elites in American History*, vol.III (New York: Holmes and Meier, 1980), p.383.

同じく、一九八〇年には、選挙民の二九%が連邦政府出費の大幅な節減を要求していたのに対して、一九八四年には、その数値は、一一%と、半数以下に激減している。⁽⁵⁾「四年間にわたる連邦政府政策における主要な保守的変化を現実経験した後に、人々は、一九八四年には、その選好において、一層保守的というよりは、むしろ、一層進歩的な諸政策を要求するに至った⁽⁶⁾」と
 いうてよからう。
 さらに、現代における保守主義と進歩主義とを繋げる結び目のありかとして、「政府におけるエリート層の支配」

表28 20世紀における大統領の社会的背景の諸特徴

President	Term	Father's Occupation and Social Class ¹	Age ²	Marital Status	Education	Religion	Home State ³
William McKinley	1897—1901	Ironmonger (middle)	54	Married	Law school	Methodist	Ohio
Theodore Roosevelt	1901—1909	Businessman (upper)	42	Married	College	Dutch Reformed	New York
William H. Taft	1909—1913	Lawyer (upper)	51	Married	Law school	Unitarian	Ohio
Woodrow Wilson	1913—1921	Minister (upper)	56	Married	Ph.D.	Presbyterian	New Jersey
Warren Harding	1921—1923	Doctor (upper)	55	Married	Some college	Baptist	Ohio
Calvin Coolidge	1923—1929	Storekeeper (middle)	51	Married	College	Congregational	Massachusetts
Herbert Hoover	1929—1933	Blacksmith (working)	54	Married	College	Quaker	California
Franklin Roosevelt	1933—1945	Businessman (upper)	50	Married	Law school	Episcopal	New York
Harry Truman	1945—1953	Small landowner (middle)	61	Married	Some law school	Baptist	Missouri
Dwight Eisenhower	1953—1961	Mechanic (working)	62	Married	College	Presbyterian	Kansas
John Kennedy	1961—1963	Businessman (upper)	43	Married	College	Catholic	Massachusetts
Lyndon Johnson	1963—1969	Small landowner (middle)	55	Married	College	Disciples	Texas
Richard Nixon	1969—1974	Streetcar conductor, grocer (working)	55	Married	Law school	Quaker	California
Gerald Ford	1974—1977	Paint and lumber business (middle)	61	Married	Law school	Episcopal	Michigan
Jimmy Carter	1977—1981	Small landowner (middle)	52	Married	College	Baptist	Georgia
Ronald Reagan	1981—	Shoe salesman (working)	69	Remarried (Divorced)	College	Disciples	California

¹Classification drawn from Richard Watson and Norman Thomas, *The Politics of the Presidency* (New York: John Wiley, 1983), p. 110.
²At time of election. ³During most important adult years.

表29 大統領の社会階層的背景：1900—1945, 1945—

	Pre-Twentieth Century		1900—1945		1945—	
	Number	Percent	Number	Percent	Number	Percent
UPPER-CLASS	13	56.5	5	62.5	1	12.5
MIDDLE-CLASS	3	13.0	2	25.0	4	50.0
LOWER-CLASS	7	30.4	1	12.5	3	37.5

Source: Richard Watson and Norman Thomas, *The Politics of the Presidency*, 1983, pp. 115—116.

(Elites in Government)⁽⁵³⁾をあげることができる。⁽⁵⁴⁾ T・R・ダイーH・セイグラー(Thomas R. Dye and Harmon Zeigler) 両教授は、これについて、P・H・バーチ(Phillip H. Burch, Jr.) (ラットガース大学) (Rutgers University) 教授の説くところにしたがい、次のように述べている。⁽⁵⁵⁾

由来、アメリカには、《経済的エリート層》(“economic elite”)が、閣僚級ならびに外交上の官職などの、政府における最高指導者層に流れこみ、こうした指導者層との化合を目ざすところの、伝統的な回路が、牢固として確立されている。《経済的エリート層》とは、主要な実業企業体もしくは法人組織の法律事務所における重要な地位(取締役会長ないし取締役)にある人々、あるいは、その一族が莫大な富を有しているか、それとも、重要な法人上の地位を占有している人々、以上の総称をいう。全体的にこのような《経済的エリート層》は、合衆国人口の1%未満であるにすぎない。けれども、バーチ教授によれば、一七八九年以来このかた《経済的エリート層》は、政府における最高指導者層の七八・八%を占拠している。表27に示されるように、⁽⁵⁶⁾「合衆国が、政治的な機会均等を謳歌できる国であったことは、明らかに、これまでに一度もない。むしろ、合衆国は、常に、エリート支配の国家である」⁽⁵⁷⁾。にもかかわらず、《経済的エリート層》の政府における最高指導者層の占有率が、ある時期に、他の時期に較べ、若干、下降している。ニューディール期と第二次世界大戦中の期間が、これに当る。この時期に、F・D・ローズヴェルト大統領は、自らは、最高の《経済的エリ

「エリート層」の出自を誇りながら、多数の非《経済的エリート層》の出身者を、政府における最高指導ポストに、大胆に抜擢した。アメリカ政治史の初期には、政府は、ほとんど独占的に、《経済的エリート層》によって、運営されていた。事実、南北戦争以前には、政府における最高指導者の実に九五・八%が、《経済的エリート層》の出身者であった。最近では、その数値は、七四・四%に低下している。総じて、合衆国における最高指導者層のほぼ八〇%は、《経済的エリート層》によって占められている。しかし、こうしたエリート層の背景によって支えられた大統領は、五八%にすぎない。このことは、表28⁽¹⁵⁸⁾、表29⁽¹⁵⁹⁾、にも覗われよう。「その組織型には変化が認められるにもかかわらず、アメリカは、常時、何らかの富の組織型によって支配されている」⁽¹⁶⁰⁾。

以上に縷説したように、今日における大統領は、その選出方法の特異性を通して、同一系譜意識を所持しつつ互いに接続し合い溶け合う現代保守主義もしくは現代進歩主義の《原理》を代表する。

註

- (1) James W. Davis, *The American Presidency: A New Perspective*, 1987, pp.140—141.
- (2) Walter Dean Burnham, *Democracy in the Making: American Government and Politics*, 2nd ed., 1986, p.343.
- (3) J.W. Davis, op. cit., pp.140—141. see also Hedrick Smith, "The President as Coalition Builder; Reagan's First Year", in Thomas Cronin(ed.), *Rethinking the Presidency*, 1982, pp.271—286.
- (4) J.W. Davis, op. cit., p.140.
- (5) Ibid., p.140.
- (6) Ibid., p.140.
- (7) Richard M. Pious, *American Politics and Government*, 1986, p.331.
- (8) Ibid., p.331. see also Theodore Sorensen, *Kennedy*, 1966. James Sundquist, *Politics and Policy: The Eisenhower, Kennedy and Johnson Years*, 1968. Hedley Donovan, *Roosevelt to Reagan: A Reporter's Encounters with Nine Presidents*, 1985.
- (9) Godfrey Hodgson, *All Things To All Men: The False Promise of the Modern Presidency*, 1980, p.31.

R.M. Pious, op. cit., p.331.

(10) R.M. Pious, op. cit., p.331.

今日のイギリスにおける著名なジャーナリスト・編集者であるG・ホジソン (Godfrey Hodgson) は「大統領が、在任中に、議会に対して期待し得る協力と支持の程度に、規則性・周期性のあることに注目し、これを「大統領職の生活環」(the life cycle of the Presidency) (G. Hodgson, op. cit., p.31.)と呼んでいる。アメリカにおける大統領職の研究者として評価の高いJ・H・ケッセル (John H. Kessel) 教授 (オハイオ州立大学) (Ohio State University) も、同じく、こうした大統領職における周期性を指摘し、より具体的に次のように述べている。

(J.H. Kessel, *The Domestic Presidency: Decision-making in the White House*, 1975, pp.9—11. G. Hodgson, op. cit., pp.31—32.)

ケッセル教授によれば、「新たに選挙された大統領は、議会との間に密月期間を期待することができる。……大統領は、大統領職務の最初の学習期間として、凡そ一八ヶ月を要する。……大統領職の第一期における第三年は、業績を挙げ得る最良の時期である。……第四年は、もとより、党派性が最も濃厚となる時期である。……もし大統領が、大差で再選され、同時に、与党の議会多数者が選挙されたならば、大統領任期の第五年・第六年は、大統領が真に業績を挙げ得る絶好の機会となる」。ケッセルは、「こう述べた後、さらに進んで、様々な種類の係争問題に対する大統領の関心にも、周期性があることを、認める。例えば、大統領は、彼が選挙された直後、市民的自由に最大限の配慮を示す。その理由は、「おさうく、大統領の選挙運動の過程でなされた公約によるもの」とおもわれる。大統領の国際問題に対する介入度は、「第一期の間に昂揚し、再選期が近づくとともに、萎縮し、やがて、第二期の間に、「一層、顕著になる」。また、社会保障給付の配分について、ケッセルは「それは「主として第一期の現象」であり、「大統領任期の最終年において最重要の関心事項となる」と評している。

(11) Frank J. Sorauf, *Party Politics in America*, 5th ed., 1984, pp.369—370. Roy C. Macridis, *Modern Political Readings: Patterns and Institutions*, 1986, pp.73—74. John J. Harrigan, *Politics and the American Future*, 2nd ed., 1987, pp.183—187. J.W. Davis, op. cit., pp.95—106. Richard A. Watson and Norman C. Thomas, *The Politics of the Presidency*, 2nd ed., 1988, pp.242—243.

(12) Louis W. Koenig, *The Chief Executive*, 5th ed., 1986, p.148. see also Jack Van Der Silk, *American Legislative Processes*, 1977, pp.104—122. Watson and Thomas, op. cit., pp.242—243.

(13) Edward C. Banfield, "In Defense of the American Party System", in Marian D. Irish, Robert L. Lineberry and James W. Prothro(ed.), *Readings on the Politics of American Democracy*, 1969, p.162.

(14) Ibid., p.162.

(15) F.J. Sorauf, op. cit., p.370.

(16) Edward S. Greenberg, *The American Political System: A Radical Approach*, 4th ed., 1986, pp.36—37.

(17) 拙稿『アメリカにおける二大政党制の特質』(「神奈川法学」第十二卷第二・三号)(一九七七年)六一頁—六五頁。

- (18) E.S. Greenberg, op. cit., pp.36—37. see also E.S. Greenberg and Richard P. Young(ed.), *American Politics Reconsidered*, 1973. Peter Steinfels, *The Neococonservatives; The Men Who are Changing America's Politics*, 1979. Pamela Johnson Conover and Stanley Feldman, "The Origins and Meaning of Liberal/Conservative Self-Identification", in *American Journal of Political Science*, vol. 25 (November 1981), pp.617—641. Paul R. Abramson, *Political Attitudes in America*, 1973. W.D. Burnham, "The Ascendancy of the Right", in *Dissent*, Fall 1983, pp.434—441. Randall Rothenberg, *The Neoliberals*, 1984. John P. Robinson and John A. Fleishman, "Ideological Trends in Public Opinion" in *Annals*, vol. 472 (March 1984), pp.50—60. William Maddox and Stuart Lilie, *Beyond Liberal and Conservative*, 1934. Keith T. Poole and Howard Rosenhal, "The Polarization of American Politics." in *The Journal of Politics*, vol. 46 (November 1984), pp.1061—1079. Gerald C. Wright, Robert S. Erikson, and John P. McIver, "Measuring State Partisanship and Ideology with Survey Data", in *The Journal of Politics*, Vol.47 (May 1985), pp.469—489. Mikel L. Wyckoff, "Measures of Attitudinal Constituency as Indicators of Ideological Sophistication: A Reliability and Validity Assessment," in *The Journal of Politics* Vol. 49 (February 1987), pp.148—168.

(19) E.S. Greenberg, op. cit., p.36.

(20) Ibid., p.36.

(21) Ibid., p.36.

R.P. Young, "Liberalism; The American Creed", in E.S. Greenberg and R.P. Young(ed.), op. cit., p.18.

(22) E.S. Greencerg, op. cit., p.36.

Bruce C. Johnson, "The Democratic Mirage" in Herbert Reid(ed.), *Up the Mainstream; A Critique of Ideology in American Politics and Everyday Life*, 1974, p.185.

(23) E.S. Greenberg, op. cit., p.36.

Louis Hartz, *The Liberal Tradition in America*, 1955, p.2.

(24) E.S. Greenberg, op. cit., pp.36—37.

(25) Ibid., p.37.

なお革新主義者 (Progressives) はたゞ改新主義運動 (Progressive Movement) とは、一九世紀末葉の経済革命 (Economic Revolution) (一八六〇年から一八八〇年頃までの間に起った産業革命を経済革命と称する。経済革命は、単に製造工業の革命たるにとどまらず、同時に農業の革命、交通組織の革命として重大な意義を有した。)の完成に際して漸く顕著となったアメリカの政治的・経済的・社会的変動に伴って、政治

の改革と社会改良の目的のために興起し、約二〇年にわたりT・ローズヴェルト (Theodore Roosevelt)・W・ウィルソン (Woodrow Wilson) などをその戦士として、民主・共和両党を動かす、また、時に第三党を樹立して、深甚なる影響をアメリカ政治の動向に及ぼした革新主義の人または運動を指す。また、革新主義とは、一九世紀末葉にアメリカに起り、政治の腐正と衆民政の実現とを企て、公益のために国家の任務の拡大を認め、自由放任主義を廃棄して、国民経済組織に対する政府の干渉の必要を主張し、さらに二十世紀に入るとともに一層集合主義的傾向を加味しつつある主義である。革新主義の二大眼目は、政治の方面における腐敗の改革、ならびに、民主政の実現を期する政治制度の改善と、社会経済の方面における公益のために国家の積極的干渉とであり、その中枢の思想は、国家任務の拡大を認める、いわゆる文化国家の観念より出づる。約言すれば、革新思想とは、C・E・メリアム (Charles E. Merriam) のいうように (C. E. Merriam, *American Political Ideas*, 1920, p. 69.) 「民衆のより大なる監督の下に立ち、より広範なる社会的施策を有する、より強力な政府の思想」ということにならう。

(高木八尺『米國政治史の研究』(昭和二五年)(岩波書店)四二頁、一九七頁—一九九頁参照。斎藤真編『現代アメリカの内政と外交』(昭和三四年)(東大出版会)。see also B.P. DeWitt, *The Progressive Movement*, 1915.

(26) E.S. Greenberg, op. cit., p. 37.

(27) R.M. Pious, op. cit., p. 9.

現代アメリカにおける政治的現実に対する認識と説明のための分析モデルとしてエリート支配理論 (elite theory) を採用したT・R・ダイ (Thomas R. Dye) (フロリダ州立大学) (Florida State University) とH・ゼイグラー (Harmon Zeigler) (ワシントン州立大学) (University of Washington) の両教授は、民主主義社会におけるエリート支配主義という特異な解析視角から、現代における進歩主義と保守主義とが、古典的な『自由主義』という同じ一つのものから分岐した二つの現象であることを前提としつつ、双方の主義を論述している。現代進歩主義について、両教授は、次のように説いている。(T.R. Dye and H. Zeigler *The Irony of Democracy*, 7th ed., 1987, pp. 110—111.)

現代アメリカにおけるエリート層は、私有財産権 (private property) の保障、権力の限定された政府 (limited government) の支持、個人的自由 (individual liberty) の擁護、適法手続 (due process of law) の尊重、以上の基本的諸価値 (fundamental values) に関する合意 (consensus) を共有する。さらに、F・D・ローズヴェルト (Franklin Delano Roosevelt) 政権以来、アメリカにおけるエリート層は、「進歩主義的な公衆配應の社会福祉諸施策」(liberal, public-regarding social-welfare programs) (Ibid., p. 110.) に対して総体的な支持を与えてきた。こうした諸施策のなかには、社会保障 (social security)、公正な労働基準 (fair labor standard)、失業補償 (unemployment compensation)、累進式所得税 (graduated income tax)、連邦政府補助による社会福祉体系 (federally aided welfare system)、公益企業に対する政府規制 (governmental regulation of public utilities)、反循環的財政通貨政策 (countercyclical fiscal and monetary policies) などが含まれる。今日、こうしたエリート層の基本的諸価値への合意には、黒人に対する機会均等の保障への献身、直接かつ合法的な人種差別の廃止の要求、世界的諸問題の解決に対する影

響力の行使への願望、共産主義の蔓延に対する反対、強力な国防の維持、内からの転覆と外からの侵攻の双方に対する世界における親西側諸政府の保護、などが、新たに追加される。

アメリカのエリート層が保持する最も一般的な哲学は、公衆配慮の進歩主義の哲学である。それは、他者の福祉を自己自身の福利の一環として考慮する積極的意思と、他者に対してなされた不当と認められる処遇を是正するために政府権力を使用する積極的意思の、両個性を含むものとして把握される。それは、『貴族の義務』(noblesse oblige)の哲学といいかえてもよい。それは、貧困層ならびに被圧迫層(とりわけ黒人)の福祉の積極的実現に対するエリート層の責務を内容とする。進歩的なエリート層の間には、伝統的に、一般人の生活状態の改善は可能であるという認識と確信とが、成立していた。いうところの一般人の生活状態の改善とは、人種差別の終焉、貧困の廃絶、スラム街の一掃、就職の保障、貧困層に対する精神的鼓舞、疾病の排除、一般人の教育、すべての人々に対する支配的な文化的諸価値の宣伝・教化、などを指す。アメリカにおける一般普通人は、こうした哲学を、必ずしも広範囲にわたって共有しているわけではない。

進歩主義の改革を推進する指導者は、常に上流社会階層の出身者である。彼らの出自は、新興の独立独行の富裕層よりも、むしろ、エリート層のなかでも、とりわけ『既成の牢固たる支配的エリート層』(establishment)を形成する旧い名門家である。南北戦争以前における奴隸廃止論の指導者は、社会的に最も有力な北東部における旧家の出身者であった。彼らは、当時、新たに勃興しつつあった産業界の指導者と鮮烈な対照を示す。後に、こうした産業界革命時代における『頑健な個人主義者』(rugged individualists)の後裔が、勢威ある地位を継承するとともに、彼らは、彼らの父祖が信奉した適者生存の『ダーウィン哲学』(Darwinist philosophy)を破却し、ニューディール期(the New Deal)における公衆配慮の信念体系に共感の絃を見出し、これに波長を合わせるに至った。従って、進歩主義の基底には、労働者階層ではなく、F・D・ローズヴェルト(Groton-Harvard)・A・ステイヴンソン(Adlai Stevenson)(Choate School-Princeton)・A・ハリマン(Averell Harriman)(Groton-Yale)・J・F・ケネディ(Choate School-Harvard)といった、名門子弟の地下層が、恰も氷山の下部のごとく果てしなく拡がっているといえよう。「合衆国におけるエリート層に特有の進歩主義的な公衆配慮の性格は、アメリカ政治に関する極端に単純化されたマルクス主義的解釈(implicit Maxian interpretations of American politics)に挑戦状を投げかける。富、教育、学識、そして、上流階層の文化的諸価値は、公共奉仕の姿勢と社会改良主義の態度とを涵養する。進歩主義を奉ずるエリート層は、彼らが、『貧困者』(“underprivileged”)、『文化の恩恵に浴さぬ集団』(“culturally deprived”)、そして、『不遇者集団』(“disadvantaged”)と規定する一般普通人の構成部分に対して、屢々、温情主義の配慮を示す。しかし、彼らが、このような諸集団に敵意を抱くことは、まず、あり得ない。事実、黒人に対する敵意の表明は、白人エリート層よりも、むしろ、白人大衆の特性である」。(Ibid., p.111.)

『貴族の義務』という進歩主義の哲学は、必然的に、世界の福祉の増進に対する合衆国の国家責任の意識を誘導する。こうした国家責任の意識は、次に、合衆国を容赦なく戦争に巻き込む。進歩主義の伝道精神は、自由を、すなわち、自己決定性(self-determination)、市民的自由、

権力の限定された政府、そして、私企業などの福音を、世界のすべての人々にもたらそうと努力する。二十世紀においてアメリカが参加した主要な戦争は、すべて、進歩主義を標榜する民主党大統領の政権下で起っている。第一次世界大戦—W・ウィルソン、第二次世界大戦—F・D・ローズヴェルト、朝鮮戦争 (Korean War)—H・S・トルーマン (Harry S. Truman)、ヴェトナム戦争 (Vietnam War)—L・B・ジョンソン (Lyndon B. Johnson) などが、これに当る。合衆国は、二度の世界大戦を、《民主主義のために世界を安全にする》(“make the world safe for democracy”) を目的に、戦った。「第二次世界大戦終結の後、合衆国は、共産主義勢力の拡大を抑止する試図にたつて、諸国の内政・外交両問題に世界的規模で介入してゆく政策に乗り出しはじめた」。(Ibid., p. 111.) けれども、進歩主義を戴く合衆国のエリート層が世界を通して積極的に実現しようとする《善》(the “good”) は、多くの国家におけるエリート層と一般普通人の双方によって、評価もされたいなければ、また、理解もされていない。これは、合衆国のエリート層と彼らとが、国際政治の現況について互いに背反する思考と評価のヴェクトルを有していたからというほかはない。その結果は、その至高とする動機を実効化するために、善意ある (well-meaning) 進歩主義の政権によって敢行された、まさに理性と人間性の枠を突き破った狂気の暴力と止るところを知らない流血の惨事であった。ヴェトナム戦争は、その象徴である。ヴェトナム戦争におけるアメリカ軍の一野戦司令官は、進歩主義のジレンマを次のように要約している。「村落を救済するためには、その村落を破壊することが、不可避であった」。(Ibid., p. 111. see David Halberstam, *The Best and the Brightest*, 1973.)

進歩主義のエリート層の指導に基因するヴェトナム戦争におけるアメリカの敗北によって、《既成の牢固たる支配的エリート層》による政治指導の正当性に対して、世人の重大な疑問符が形づくられ、その正当性を恰も一本の心棒のごとく支える進歩主義は、深刻な動揺を示すに至った。エリート層と一般普通人とを含む多くのアメリカ人は、アメリカ軍をヴェトナムにおける陸上戦闘に投入した最初の意思決定を、軍事上・政治上の重大な失策とみる。こうした軍事上・政治上の決断における明白な過誤、長期間にわたる多くの人命の喪失、《第二級の国家》(“a third-rate power”) との戦争において蒙った軍の屈辱、無能と窶行との暴露された新事実、アメリカが遠隔の地における戦争への介入によって提起されてきた道徳上・哲学上の諸問題、以上の諸要因は、すべて一つに結合し、《既成の牢固たる支配的エリート層》に対する手厳しい批判を惹き起すに至ったのである。

なお、アメリカにおけるエリート層の社会経済上の諸特徴については、以下参照。

Dye and Zeigler, op. cit., pp. 24—123. see also C. Wright Mills, *The Power Elite*, 1956. G. William Domhoff, *Who Rules America?* 1967. John Kenneth Galbraith, *The New Industrial State*, 1969. Edwin C. Epstein, *The Corporation in America*, 1969. T.R. Dye, *Who's Running America? Institutional Leadership in the United States*, 1976. Martin C. Schnitzer, *Contemporary Government and Business Relations*, 1978. Harrison W. Fox, Jr., and M.C. Schnitzer, *Doing Business in Washington. How to Win Friends and Influence Government*, 1981. Kim McQuaid, *Big Business and Presidential Power*, 1982. T.R. Dye, *Who's Running America. The Conservative Years*, 1986.

表2 西欧諸国及び日本における官僚と政治家の社会的背景 (1975—1981)

	官 僚					政 治 家				
	'伊	西独	仏	英	日	伊	西独	仏	英	日
父の職業										
専門管理職	82%	67%	96%	68%	64%	41%	51%	76%	64%	59%
その他の事務職	16	21	3	21	21	27	20	18	12	11
労働者	3	12	1	13	7	33	29	6	25	27
父の教育水準										
なしもしくは小学校	13	36	—	29	21	—	—	—	—	48
中間 (intermediate)	52	34	—	43	30	—	—	—	—	14
大学	35	30	—	27	45	—	—	—	—	31
本人の教育水準										
大学	100	99	97	83	98	84	67	79	71	67
大学以下	0	1	3	16	2*	16	33	21	29	27*

European samples do not always sum up to 100% due to rounding; Japanese samples do not always add to 100% owing to NA and DK responses. Blanks indicate no data were available.

* Includes two-year colleges and technical schools.

アメリカ行政部における政策形成者を例に、アメリカにおけるエリート層の社会経済上の諸特徴とその効果を素描すれば、次のようになる。〔拙著『現代行政学』(第一部)(昭和六一年)(啓文社)一五二頁—一五四頁参照。〕
公選であるか否かを問わず、今日、行政部における政策形成者の多くは、最高学歴を有する中流以上の富裕階層の出身者で占められている。この状況が、貧困層や一般市民の意思や利益の公共政策決定過程への直截的な投影を、著しく困難にする。〔Charles F. Lindblom, *The Policy-Making Process*, 1968, p. 88.〕アメリカの連邦政府の場合、公選・非選の別を問わず、政策形成者の実に六〇%は、実業ならびに専門管理職を出身層としている。なお、労働者階層の出身者は、約二五%である。もとより、これは、独りアメリカのみに

表3 大企業、公共機関、政府における最高幹部の調達基盤

	大企業 ^(a)	公共機関 ^(b)	政府 ^(c)
から			
大企業	89.1%	37.2%	16.6%
公共機関	8.8	50.8	62.1
政府	1.7	7.0	16.7
その他 ^(d)	0.4	5.0	4.6

- (a) Presidents and directors of the largest corporations in industry, communication, transportation, utilities, banking, and insurance. N=3,572.
 (b) Trustees of prestigious private colleges and universities; directors of 12 largest private foundations; senior partners of top law firms, directors of trustees of 12 prestigious civic and cultural organizations. N=1,345.
 (c) President and Vice-president; secretaries and under secretaries and assistant secretaries of all executive departments; White House presidential advisers; congressional leaders, committee chairpersons, and ranking minority members; Supreme Court justices; Federal Reserve Board; Council of Economic Advisers; all 4-star generals and admirals. N=286.
 (d) Labor, press, religion, and so forth.

特有の現象ではない。西欧民主制諸国においても、これは、共通に認められる一般現象である。例えば、ある統計によれば、イギリスにおける高級公務員の三分の二は、上流もしくは中流階層の出身であり、労働者階層の出身者は、一九%にすぎない。しかも、学位所持の高級公務員の三分の二が、OxfordもしくはCambridgeのいずれかの卒業生であり、そのうえ、彼らの半数以上は、私立学校に学んでいる。同じくフランスの場合にも、高級公務員の七〇%が、中流及び上流階層の出身であり、労働者階層の出身者は、一〇%にすぎない。〔C.E. Lindblom, op. cit. p.68. Alan R. Ball, *Modern Politics and Government 2nd ed.*, 1977, pp.193-194. Michael Curtis, *Comparative Government and Politics: An Introductory Essay in Political Science*, 2nd ed., 1978, p.147. Peter Self, *Administrative Theories and Politics: An Inquiry into the Structure and Processes of Modern Government*, 1972, p.242.〕なお、伊、西独、仏、英の西欧四国及び日本における官僚の社会的背景を、同じく五国における政治家との対比において表示する必要がある。表2のようである。〔Michio Muramatsu and Ellis S. Krauss, "Bureaucrats in Policymaking-The Case of Japan" in *Amer. Pol. Sci. Rev.* vol. 78 (March 1984) p.131.〕

表4 大企業、公共機関、政府における各エリート層の社会的特徴

	大企業	公共機関	政 府
平均年齢	61歳	64歳	58歳
女性	0.3%	7.2%	1.4%
高校			
公立	81.8	73.2	90.9
私立	7.0	8.8	3.0
名門校 ^(a)	11.2	18.0	6.1
大学			
公立	31.8	12.8	43.9
私立	13.3	8.4	12.1
名門校 ^(b)	55.0	78.8	43.9
教育水準			
大学卒	90.1	95.7	100.0
大学院	49.2	75.7	77.4
都市出身	89.0	84.9	69.7

(a) Andover, Buckley, Cate, Catlin, Choate, Cranbrook, Country Day, Deerfield, Exeter, Episcopal, Gilman, Groton, Hill, Hotchkiss, Kingswood, Kent, Lakeside, Lawrenceville, Lincoln, Loomis, Middlesex, Milton, St. Andrew's, St. Christopher's, St. George's, St Mark's, St. Paul's, Shatluck, Taft, Thatcher, Webb, Westminster, Woodbury Forest.

(b) Harvard, Yale, Chicago, Stanford, Columbia, M.I.T., Cornell, Northwestern, Princeton, Johns Hopkins, University of Pennsylvania, and Dartmouth.

こうしたことから、今日のアメリカ連邦政府における政策形成者の偏向性について言及したD・R・ボウエン(D.R. Bowen)教授(ケース・ウエスタン・リザーヴ大学)(Case Western Reserve University)の次の指摘は、西欧民主制諸国における政策形成者についても、同じく要約する。〔D.R. Bowen, *Political Behavior of the American Public*, 1968, pp.64-66.〕

「全国政府段階における政治公職は、圧倒的に社会経済階梯における上位占有集団の支配領域である。多くの場合、この階梯の下位占有者は、事実上、政治公職の保持から、切斷されている。このような公職保持の階層的偏向性は、公選職と任命職の双方について、当てはまる。」

なお、今日のアメリカにおける政策形成に重大な影響力を行使し得る大企業 (Corporate)、『公共機関 (Public Interest Institution)』として政府 (Government) の各エリート層の社会的特徴を表示するならば、表3、表4のようになる。〔Dye and Zeigler, op. cit., pp.107-110. T.R. Dye, *Who's Running America? The Conservative Year*, op. cit.〕

公選・任命のいずれであろうとも、現代民主制国家の行政部における政策形成者は、総じて、彼らがその政治的要求に対してすでに同調的であるところの、同じく階層的偏向性の顕著な圧力団体の指導者の見解を採知し、これに耳を傾け、その主張を受け容れる。もとより、政策形成者は、他の階層に対抗して、自己の出身階層である富裕層の意見や利益を、とくに意識的に代弁しているわけではない。むしろ、政策形成者は、社会全体を俯瞰し得る基本的視点を、自己の団体上の同調関係に築き、その地点に立って公共利益を認識しているというべきであろう。しかし、社会経済的な背景、態度、価値観、信念体系などの諸点において同質の一貫性をもって捉えられる政策形成者と圧力団体指導者との間には、広範な呼応関係が成立し、両者の間に、すでに、相互に共通した因数のごときものが見出される。しかも、両者は、本来の目標と機能とを別にし、互いに紛れもない別個の惑星の住人のごとき外観を呈しているにもかかわらず、出身階層を地下の伏流として、通底し合い、互いに深い地層において結合する。このような不可視の類縁構造は、当然、公共政策形成過程に可視的に投射され、そこに階層的な屈折を与え、公共政策形成過程全体を貫く主旋律を規定することにもなり得るのである。こうして、政策形成者と圧力団体指導者とは、各々の出身階層の同一性を暗黙の共通項として、互いに深い共振と響応の關係に入り得る圧力団体政治の体系の下では、政策形成における階層的な彎曲と偏向とが、不可避免的に生ずることになるといえる。

因みに、黒人がエリート層に占める比率は、ほとんど零に等しい。(Dye and Zeigler, op. cit., p.109. T.R. Dye, op. cit.) 一九八〇年代の一調査によれば、企業・公共機関・政府などの最高位にある諸制度 (top-ranked institutions) における権力のある地位 (position of authority) 七〇〇〇のなかで、黒人が占有する地位は、僅か二〇にすぎない。政府高官について、これをみるならば、その一人にT・マーンヤン (Thurgood Marshall) がいる。彼は、最高裁判所 (the Supreme Court) の陪席判事 (associate justice) であり、訟務長官 (Solicitor General)、『director of the Legal Defense and Educational Fund of the National Association for the Advancement of Colored People』などを歴任した。ほか、J・カーター (Jimmy Carter) 政権の下における唯一の黒人女性閣僚P・R・ホリス (Patricia Roberts Harris) 厚生長官 (Secretary of Health and Human Service)、『故M・J・キング (Martin Luther King Jr.) の僚友であり、マトラマンタ (Atlanta) 選出の下院議員』国連大使 (U.S. Representative to the United Nations) を務めたA・ヤング (Andrew Young) 現マトラマンタ市長 (Mayor of Atlanta)、『それと』ノーガーク政権の下における住宅・都市開発長官 (Secretary of Housing and Urban Development) のS・R・コトーン (Samuel R. Pierce, Jr.)、などをあげることができる。その他の黒人エリートとして、W・T・コールマン (William T. Coleman) (a director of IBM, Chase Manhattan, Pepsi Co, Brookings Institution, and the Council on Foreign Relations.) A・F・ブリンマー (Andrew F. Brimmer) (a director of BankAmerica, United

Airlines, Dupont, and the Council on Foreign Relations.) ヴ・ジューマン (Vernon Jordan) (a director of Bankers Trust New York, Celanese, J.C. Penney, and Xerox.) など多数を得るにすぎない。

なお、アメリカにおける支配的エリート層の進歩主義への深い傾斜は、彼らが、進歩主義を、即自的 (an sich) に、いわば、プラス・マイナスの符号をはずした絶対値の形で支持しているのではなく、むしろ、対自的 (für sich) に、自己利益の効率的表現に至便であるが故に、これを信奉するといふ最近の見解については、次を参照されたい。Thomas Ferguson and Joel Rogers, *Right Turn: The Decline of the Democrats and the Future of American Politics*, 1986.

(28) R.M. Pious, op. cit., p.9.

(29) Ibid., p.9.

前述のダイ・ゼーグラール両教授は、現代進歩主義にひきつづき、現代保守主義について、次のように論じている。(Dye and Zeigler, op. cit., pp.112-113.)

一九八〇年代に至ると、エリート層の上に、重く暗い幻滅感が垂れ籠め、社会経済生活に対する温情主義的な政府の干渉への情熱も、鎮静化するに至った。ヴェトナム戦争、L・B・ジョンソン大統領の「偉大な社会」(Great Society) 関係諸施策、都市における騒擾、大学紛争、ウォーターゲート事件 (Watergate)、インフレーションの亢進、これらすべてが、今日における政府権力の規模と範囲は、果たして至当であるかという世人の率直な疑問を、隠然・顕然と成立させる底流であった。この時期に、進歩主義的な諸改革に対するエリート層の関心は、善意ではあるが無力な、そして、時には有害でさえある公共諸施策の失敗と、それに伴う少なからぬ出費によって、退潮しはじめた。エリート層は、ここに至って、政府が、単に、法律を制定したり、新たな官僚機構を創設したり、また、二、三〇億ドルの財政投融資を行うだけでは、社会に輩出する諸問題を決して解決し得ないという厳粛な事実を、はじめて学んだ。戦争、貧困、疾病、人種差別、失業、インフレーション、犯罪、無知、水質汚濁、大気汚染、そして、不幸な境遇などは、久しきにわたって、社会を、難波・窮乏・荒廃・腐朽・絶望の淵に立たせてきた。エリート層は、こうした諸問題が、「正当な」(“right”) 公共諸政策の形成と執行によって、社会から根絶され得るとは、もはや楽観していない。

こうして、エリート層の間における進歩主義に対する評価と信頼が下降線を辿り、進歩主義にネガティブな影がさしはじめた一九七〇年代末葉から一九八〇年代にかけての新たな時代への屈曲点に、「新保守主義者」(neoconservatives) (Ibid., p.112. J.J. Harrigan, op. cit., pp.91-93, 109. see Peter Steinfels, *The Neoconservatives: The Men Who Are Changing America's Politics*, 1979.) が、孵化するに至った。ここでいう「新保守主義者」とは、一九七〇年代の末葉から一九八〇年代に台頭した New Breed であり、この時期以前には、彼らは、進歩主義者であった。彼らは、国内経済政策については、進歩主義的立場の城塞を守る。しかし、「新保守主義者」は、社会保障問題ならびに外交政策問題に関しては、進歩主義的立場から遠ざかり、保守主義的態度への転進を示す。「新保守主義者」の典型は、レーガン政権の下における最

Figure 1 Can You Trust Government to Do What Is Right?

"How much of the time do you think you can trust the government in Washington to do what is right? Always? Most of the time? Some of the time? None of the time?" Percentage of respondents saying government can be trusted "always" or "most of the time."

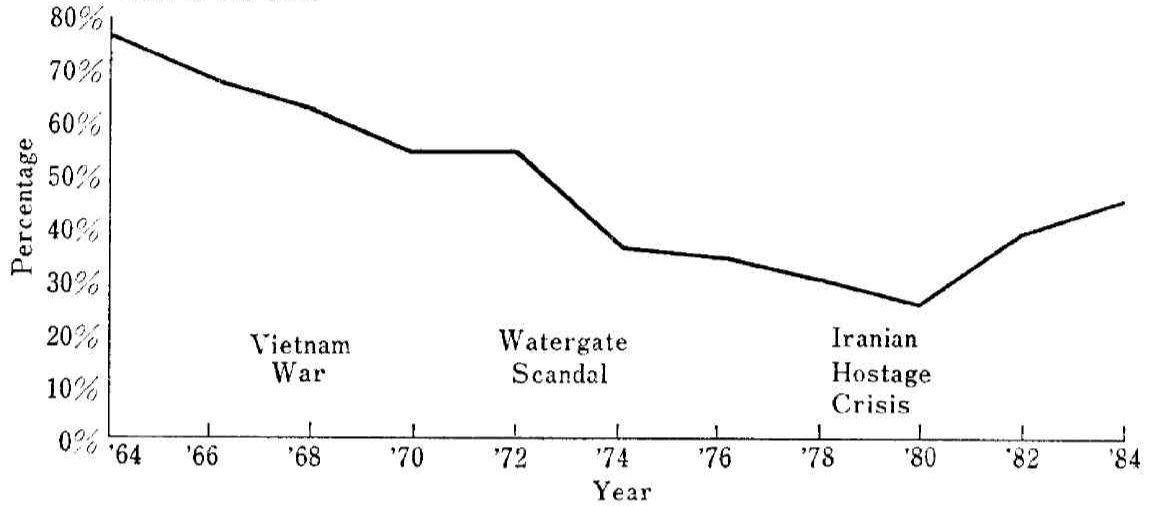
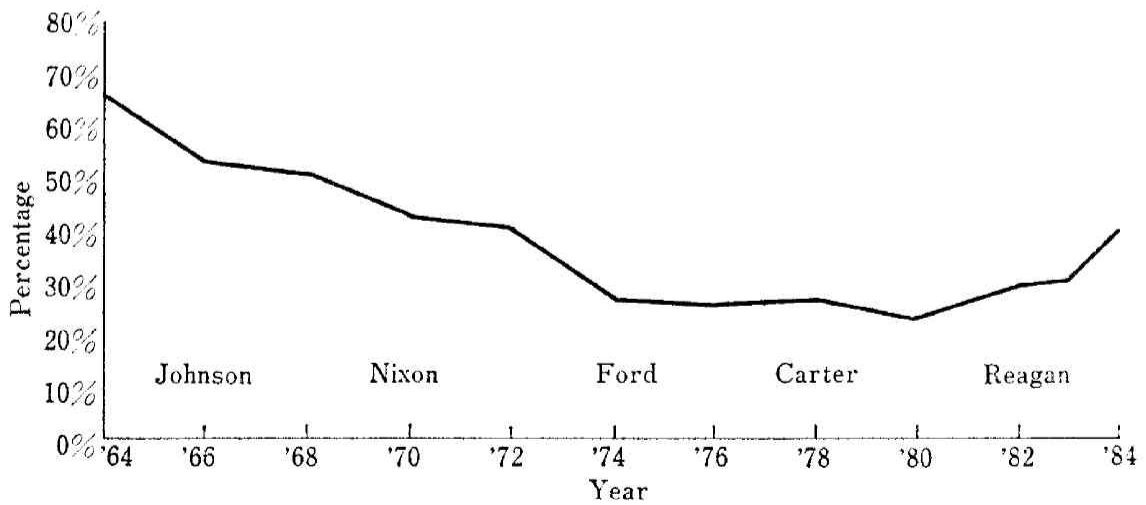


Figure 2 Does Government Benefit All the People?

"Would you say the government is pretty much run by a few big interests looking out for themselves, or that it is run for the benefit of all the people?" Percentage of respondents saying government benefits all the people.



Source: National Election Studies Center, University of Michigan, as reported in the *New York Times*, November 19, 1984.

初の国連大使であったJ・カーク・パトリック(Jane Kirkpatrick)女史である。女史は、長期にわたり、民主党員であったが、レーガン大統領の保守主義的な外交政策への共鳴と支持からレーガン政権に参加し、結局、民主党と訣別し共和党に加入した。なお、同時期に、「新進歩主義者」(Neoliberals) [J. J. Harrigan, op. cit., pp. 91-93, 109. see Randall Rothenberg, *The Neoliberals*, 1984.] も登場している。「新進歩主義者」も、「新保守主義者」と同じく、前進歩主義者である。「新進歩主義者」は、社会経済生活に対する中央集権的な強力な政府規制への民主党の伝統的な依存に失望感や挫折感を抱き、こうした政府権力による安易な規制という民主党伝来の洞窟からの脱却を求めて立ち現われるに至った。「新進歩主義者」は、国内経済生活に関しては、より保守主義的な見解への角度を深めつつも、社会保障諸問題については、進歩主義的立場の堅塁を固守する。最も著名な「新進歩主義者」として、G・ハート(Gary Hart)前上院議員(民主党)(コロラド州選出)が、あげられる。彼は、一九八四年の民主党大統領候補指名において組織労働の支持の獲得に失敗して敗退した後、一九八〇年代及び一九九〇年代に予想され得る新たな経済的挑戦を真向から受けとめるべき経済政策体系の展開を唱道する運動に賛同しこれに身を投じている。このように、「新保守主義者」ならびに「新進歩主義者」のいずれも、保守主義・進歩主義の顔をもつ双面神のごとき存在である。

右に述べたように、アメリカのエリート層の間に形成された「新保守主義者」は、依然として、進歩主義的であり、改革主義者であり、また、公衆配慮の基本的態度を決して崩していない。しかし、彼らは、社会経済生活に対する温情主義の政府規制の価値に背を向ける。彼らは、一九六〇年代における進歩主義者ほど自信過剰ではないし、また、野心的でもない。彼らは、自由市場体系の原理と実践に格別の力点を置き、従って、社会経済生活に対する政府規制が実効的であるとは確信していない。彼らは、また、家族、宗教、地域社会などを含むこの国に伝統的な諸価値を尊重する。同時に、彼らは、すべての人々に対する機会均等の保障を支持する。しかし、彼らは、すべての人々がすべてのものについて均等の持分を保有することを政府が保障するという、絶対的平等状態の出現に反対する。「新保守主義者」は、

表5 政府に対する信頼度 (Trust in Government)
政府批判に対する支持率 (Percentage supporting the Criticism) (%)

Criticism	1958	1964	1966	1968	1970	1972	1974	1976	1978	1980	1982	1984
Government is run for a few big interests	18	31	38	29	50	53	66	66	67	70	61	55
Government cannot be regularly trusted to do what is right	23	22	31	36	44	45	62	63	68	73	64	44
Government is run by people who don't know what they are doing	37	27	—	37	44	40	46	50	51	62	—	—
Government wastes a lot of tax dollars	43	47	—	59	69	66	74	74	77	78	66	65

Source; *American National Election Studies Data Sourcebook, 1952-1978, 1952-1982, and 1952-1984.*

他のすべての進歩主義者と同様、人種的少数者に対する不平等処遇を、決して承認しない。けれども、彼らは、人種別人数枠 (racial quota) を伴う社会的弱者に対して結果の平等を保障する差別撤廃措置 (affirmative action) には反対の態度をとる。最後に、「新進歩主義者」は、合衆国は強力な国防体制を維持すべきであると主張し、アメリカ民主主義は、アメリカに固有の民主的諸価値に圧倒的に敵対する世界のなかでは、こうした国防体制によって援護されない限り、長期にわたって生存を保持することができないと確信する。

このような今日における保守主義的情調 (mood) の高潮は、アメリカ社会に潜流する進歩主義・改革主義の諸価値への人々の帰依に、必ずしも終焉を告げる弔鐘を鳴らすわけではない。しかし、それは、政府は何を達成し得るかについての、より現実的な見解の前景への進出と、個人の創意裁断力・企業・勤労・家族などの重要性に関する、これまで反復変奏されてきたこの国により深層的・伝統的な基本的見解の浮上とを、集約的に表裏するものである。こうした見解は、もとより、独りレーガン政権の城郭内においてのみ、あるいは、その引力圏においてのみ、様々な軌道を描き様々に変奏されて渦巻いているわけでは決してない。それは、アメリカ社会のあらゆる分野におけるこの国の最高指導者の間に、広く受容され、流布されている。

事実、一九八〇年以前におけるこの国のエリート層の主要な関心事項は、全国的な政治指導者に対する一般普通人の信頼の衰退とその動機に対する不信の増大の二者であった。一九六〇年代・一九七〇年代を通して、世論調査の結果は、全国政府に対する人々の支持が、劇的に腐食されたという事実を、示している。きわめて少数の人々が、《正当な事柄を遂行するワシントン政府を信頼する》 (“trust the government in Washington to do what is right”) という積極的意思を表明している反面、より多くの人々が、《ワシントン政府は、自己利益のみを配慮する少数の巨大利益によって少なからず運営されている》 (“the government is pretty much run by a few big interests looking for themselves”) と述べている。このことは、図1、2及び、表5に、視われよう。(Ibid., p.113, and J.J. Harrigan, op. cit., p.93.) 一般普通人の全国的な政治指導者ないし全国政府に対する支持、信頼、信任の回復が、一九八〇年代における国家のエリート層が完遂しなければならぬ主要な目標となるに至っている。

(30) E.S. Greenberg, op. cit., p.37.

前述のグリーンバーグ教授の説くところにしたがい、《自由主義》、あるいは、《自由主義文化》を素描するならば、次の通りである。(Ibid., pp.37-41.)

伝統的な《自由主義》の信念体系は、四者を素因として成立する。

第一は、《競争的個人主義》(Competitive Individualism) の擁護である。《自由主義文化》の中心には、人間の性質は、元来、利己的であり、個人主義的であり、しかも、競争を好むという信念が、縦貫している。合衆国を訪れる多くの識者や研究者は、この国に充溢している《競争的個人主義》の擁護の強靱性に、深い感銘を受ける。例えば、A・トックヴィル (Alexis de Tocqueville) は、逸早く次のように記している。

[A. de Toqueville, *Democracy in America*, Vol. II (New York: Vintage Books, 1960), p.105.] 「アメリカ人は、何びとからも恩恵を蒙っていない。彼らは、何びとにも、期待をかけていない。彼らは、常に自らを自立的な人間と看做す習慣を、身につけている。そして、彼らは、彼らの運命全体を掌握しているのが、ほかならぬ彼ら自身であると考える傾向にある」。

トクヴィルのこの短い一句は、いわば、アメリカ人氣質の原型的発現として、その力強い余響と残像を、今日まで及ぼしている。平均的アメリカ人の文化的氣質 (cultural makeup) の結晶的中枢には、次のごとき信念が、冷徹な光を放っている。人々は、彼ら自身の二本の足で立たなければならないのであり、他の人々は、彼らに何の恩恵も与えていないし、彼らもまた、他の人々に何の恩恵をも与えていないというのが、すなわち、これに当る。(このような標準的な refrain は、様々な文脈の下で、耳にする。しかし、welfare や food stamps の受給者に対して繰り返し放たれる人々の不平の声に、最も明瞭に聞きとることができよう。) *High Noon* の Gary Cooper や多くの映画作品における John Wayne に象徴される「とき伝統的な西部の英雄神話のなかに、私立探偵 (*The Maltese Falcon* の Humphrey Bogart)、不屈の闘志を秘めた警察官 (Clint Eastwood)、あるいは、自警団員 (Charles Bronson)、などとして姿を現わす類型的なアメリカ的英雄が、常に《一匹狼》(loner) であるということは、興味深い。個人の自立性のイメージと緊密に結合し互いに通じ合い纏れ合うのが、「人々は、生来、競争を好み、彼らは、常に、他者との競争関係に立ちつつ、自己を向上させるために努力する」(E.S. Greenberg, op. cit., p.38.) という共通の信念である。彼らの目標とするところは、「単に近所の人々と生活振りを張り合っただけではなく、世間の人々の生活を凌駕すること」(not only to keep up with the Joneses, but to pass them by) (Ibid., p.38.) に、求められる。通俗作家ホレイショ・アルジャー (Haratio Alger) の作中人物や立志伝中のやデル・カーネギー (Dale Carnegie) は、弊履のごとく歴史の過去に葬り去られた遺物では決してなく、現代に適合するよう様々な形の衣裳を整えながら、常に、この國に現存し、アメリカの人々に、アメリカ人の基本的特質を想起せしめるのである。

第二は、《私有財産権》(The Right to Private Right) の保障である。伝統的な《自由主義》の信念体系における重要な構成要素の一つが、この《私有財産権》の保障である。いうところの《私有財産権》の保障とは、「人間は、私有財産を蓄積し、享受し、譲与し得る自然権を保有する」(Ibid., p.38.) という信念である。これは、一七世紀の政治思想家 J・ロック (John Locke) の所説から系として抽出された信念である。ロックの論ずるところによれば、神は、地上のものとその資源とを、すべての人々によって享有されるために、人類に、共有財産として与えた。同時に、神は、人類が行使すべき権利と義務とを有する勤勉と創造力のごとき一連の能力を、彼らに、賜わった。人類は、こうした権利と義務とを行使することによって、共有財産を私有財産へと変容させたのである。「地上のものと人間より下位のあらゆる被造物とは、すべての人々の共同のものでなければならぬ。けれども、各人は、彼の (in his own "person") 財産 (property) を所有している。この「財産」は、彼自身以外の何びとも、その所有権を主張することができない。彼の身体の「労働」("labor") と彼の両手の「作業」("work") は、当然、彼自身のものであるといつてよい。従って、自然が供給し、そのまま放置しておいた状態から、彼が、いかなるものをも、取り出し、

彼の労働とそれとを混合し、それに彼自身の何もかを付加するならば、それによって、彼は、そのものを彼の財産とすることができ。」
[J. Locke, *Of Civil Government*, (New York: Everyman's Library, 1924), p.130. see Alan Pendleton Grimes, *American Political Thought*, revised ed., 1960, pp.53-65.] 地上のものは、人類の利益を目ざして開発されるために、神によって、人類に付与された。「神は、喧嘩好きの人々や議論好きの人々の気紛れと強欲のためにではなく、勤勉な人々と理性ある人々の利用に供するために、地上のものを、人類に与えた。」(Ibid., pp.132-133. see A.P. Grimes op. cit.) しかし、こうした自然の開発との戦いに努力する人々の能力や性向に様々な差異があることから、人類の共有財産から導出される私有財産は、不均等に配分されるのを常とする。すべての人々に平等に保有される共有財産から、従って、そうした土地とその資源から、当然のことながら、いかなる強制や窃盗の行為を伴うこともなく、私有財産権の不平等な所有が生ずる。ロックならば彼と同時代の人々にとって、私有財産を蓄積し、個人の労働の果実を自由に享受することの権利は、神の自然法に由来する不可譲の権利であった。こうした権利と自然法との不可分の連関が、決定的に重要である。なぜなら、こうした連関は、巨大な富を築きはじめたロック時代における商業・貿易業者の新興階層の実業活動に、神聖な超絶的特質を授与するからである。神聖にして自然であるが故に、私有財産権は、他のすべての権利に対する根源的な権利となる。より正確にいうならば、私有財産権は、他の諸権利に先立って存在する基本権である。ロックにしたがえば、諸々の個人は、彼らが自己の労働を通して獲得したすべてのものを専有化し得る不可侵の権利を有している。しかも、この不可侵の権利は、社会もしくは政府の要求に対してすら優先する。彼らは、このような専有行為の実践に際しても、また、自らの努力に基づき首尾よく蓄積した財産の享受に当っても、いかなる制度や人間の合意も必要としない。私有財産権は、基本権である。なぜなら、私有財産権は、人間であることの意味と未分離のまま両者を含む全体の下に把握されねばならないからである。このことから、次の当然の帰結が、導かれる。もし私有財産権が、社会一般の要求を含む他の一切の権利要求に優先するならば、何びとも、他者自身の労働を通して他者自らが合法的に獲得した財産を収奪することは、決して正当化され得ないというのが、これである。事実、ロックの主張するところによれば、人々が自発的に会合を開き、政府を組織化することに同意したのは、まさしく、こうした事態の発生を防遏するためにはかならない。「人々が共和国へと合一し自らを政府権力の下に立たせしめる主要な目的は、彼らの私有財産権の保護である」[J. Locke, *Two Treatises of Government* (New York: Mentor 1965), p.396. E.S. Greenberg, op. cit., p.40.]

第三は、『権力の限定された政府』(Limited Government)の支持である。『権力の限定された政府』の支持という信念は、主としてロックの政治思想と共通の系譜を形づくり、『自由主義文化』の地底の奥に堆積している。ロックの場合、政府の目的は、自然権の保護に、とりわけ、私有財産に関連する一連の諸権利の保護に、厳格に限定されている。政府が設立された原始契約によれば、政府は、こうした諸権利の保護の範囲を逸脱して行動する権限の委託を、受けていない。なぜなら、そのような権限の行使は、不可避的に、何びとかの基本権を侵害することになるからである。事実、もし政府が、その範囲をあえて逸脱するならば、人々は、原始契約を解除し新しい政府を組織する権利を有す

る。「もし長期に及ぶ政府権力の濫用 (abuses)、逃げ口上 (prevarications)、そして、術策 (artifices) の連続が、すべて同一方向に作用し、その意図するところを人々の視野に瞭然と浮上させ、これにともない、彼らが、現在、自らがいかなる状態に陥いつているかを意識せざるを得なくなり、さらに、彼らが、自らがいつあるかを明瞭に認識するに至るならば、そのとき、彼らは、まさしく、奮起し、そのために政府が最初に創設された諸目的の達成を、彼らに保障し得る人々の手に、統治権を委ねるために努力するに至るであろうというものは、何ら不思議ではない」。(J. Locke, *Of Civil Government*, op. cit., p. 231. see A.P. Grimes, op. cit.) アメリカの独立宣言は、このようなロッキの政治思想を具体的な形象として表示したものにほかならない。《権力の限定された政府》の支持という信念は、アメリカの政治文化に不可欠の要素である。二〇世紀における合衆国政府の職能が拡大集中を遂げ、能動的・積極的となり、干渉主義的となったとしても、政治指導者は、四囲の抗拒し難い社会的圧力に基づき社会経済生活に対する諸施策の形成と実施とをよぎなくされるに至った旨の弁明を行うことによつて、あるいは、最近における政府の行動は常に暫定的なものにすぎない旨の主張を繰り返すことによつて、《自由主義》の伝統に敬意を表すべき自らの義務を意識し、これを履行する。公職への候補者が、《巨大政府》(Big Government) 反対の選挙運動を展開することは、常に、彼らにとつて安全であり、今日における選挙戦術の必須要件となるに至っている。最近における政府の政策や行為に対する人々の反発は、一九七八年のカリフォルニア州における著名な Proposition 13 (いわゆる Jarvis-Gann proposal) (①不動産に対する課税額の上限を一九七五年—一九七六年の財産評価額の百分とす、②Assessment increases を年百分とす、③新税の設定には州立法部の三分の二以上の賛成投票を要する)、一九八〇年のマサチューセッツ州における Proposition 2 $\frac{1}{2}$ (当該州における諸都市に市場価格の2 $\frac{1}{2}$ %以上の税率による不動産もしくは個人財産に対する課税を禁止する) (未成立)、それに合衆国政府による赤字予算案の編成と執行を制限する憲法修正案を通過させるための憲法会議の開催の動向、などに具現される、いわゆる taxpayer backlash の形態をとつてゐる。〔拙著『現代行政学』二八六頁—二八八頁参照。see also Ralph C. Chandler and Jack C. Plano (ed.), *The Public Administration Dictionary*, 1982, pp. 13, 94, 113, 299, 317. Grover Starling, *Managing the Public Sector revised ed.*, 1982, pp. 108, 109, 576.〕大幅な所得税の軽減と国内施策出費の削減を試みたレーガン政権は、このように一般に明確に表現された民意を、合衆国における公共政策のまさしく回転軸として設定したのである。

第四は、《自由市場》(Free Market) の維持である。伝統的な《自由主義》によれば、もし市場に対する干渉を排除し、これを自然に機能させるならば、市場は、社会・経済・政治生活の主要な統合的調整の装置として作動するであろう。こうした明察は、一七世紀以来のすべての《自由主義》思想家の知的裝備の標準的な部品であったにせよ、主として、A・スミス (Adam Smith) に負うところが大きい。スミスは、諸多の個人が市場において彼ら自身の利益を自由に追求する場合に限り、それによつて社会公共善は促進されるところの、経済生活における自然法の存在を、提起した。スミスによる画期的思考は、次の二者に求められる。その一つは、もし市場諸関係が自然法の一部であると考えられるとしたら、経済生活に対するいかなる政府干渉も、自然そのものへの干渉であるという発想である。この意味で、スミスは、《権

力の限定された政府』の支持という信念に対する重要な貢献者といってよからう。もう一つは、彼が、個人の利己心と社会の一般的進歩ならびに改良とを、直線的な一貫性をもって把握したという点である。この把握を通して、価値の換算表は、逆向きの形で映写され、利己心は、快適なもののみならず称賛に価するものに化成したのである。「各人は、見えざる手に導かれて、彼の意図の一部でもない公共善という目標を推進することになる」。(E.S. Greenberg, op. cit., p. 41. From A. Smith's *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1776.) 個人の貪欲と公共善との間における連環が、従って、『見えざる手』(“invisible hand”) という装置が、ほかならぬ市場である。アメリカ人は、総じて、市場が個人と社会の双方に対してもつ能率性と効用性の価値を確信する。経済生活において、市場は、稀少な財貨や用役が最良の方法で配分される場であり、人々が積極的に支払いをなし得る価格で購入を求めざる財貨が生産される場であると、理解されている。また、市場は、人々が、彼らの技術、能力、そして、他者に対する気概などを試みる場であるとも考えられている。競争的な闘争を通して、社会が裨益されるところは、きわめて大である。なぜなら、このような闘争は、錬成され試練を経た頑強な優れた人材と優良な財貨とを生み出すからである。例えば、市場機制 (market mechanism) への干渉は、非能率 (inefficiency) (例 “Postal Service”) と道徳的な欠陥のある偏狭な性質の人々 (people of deficient and warped character) (例 “welfare chiselers”) の双方を生み出すというのが、アメリカ人の伝統的な確信である。アメリカ人は、自由主義文化の渦巻のなかに深く巻き込まれている。自由主義文化は、すべてのアメリカ人がその内部に生棲する環境であり培養基である。これ故、それは、アメリカ人の、彼ら自身、他者、彼らの周囲にある社会、以上に対する考え方を決定する。自由主義文化は、アメリカ人の具体的な日常生活に翻訳される。そのようにして、自由主義文化は、多様に視像化される。

以上に述べてきた古典的な『自由主義』は、革新主義の時代とニューディール期という瀆過装置を通過することによって、現代進歩主義と現代保守主義へと、大きく改変されることになる。

なお、以上の叙述とほぼ同じことを、アメリカにおける政党・選挙研究の権威者の一人であるマサチューセッツ工科大学 (Massachusetts Institute of Technology) の W. D. バーナム (Walter Dean Burnham) 教授も「基本的事項への合意」(consensus) として、指摘している。バーナム教授のいう「基本的事項への合意」は、私有財産権 (Property)、自由 (Liberty)、民主主義 (Democracy)、ヤソブ、宗教 (Religion) の四者から成立する。バーナム教授の説くところを摘記するならば、以下のようになる。(W.D. Burnham, *Democracy in the Making*; *American Government and Politics*, op. cit., pp. 16-22. 高木、前掲書、一頁—一〇一頁参照。)

アメリカにおける「基本的事項への合意」の基層部を検索するならば、そこには、個人主義の信念体系が、沈潜している。アメリカ合衆国は、人生における自己の運命の改善を求め、また、それをなし得るだけの、諸々の個人によって、さらに、彼らのために、形成された社会である。アメリカ人は、「個人主義」(Individualism) を積極的に評価すると同時に、他面、「意見を同じくする数多の個人の間における自由な協同」(free cooperation among like-minded individuals) にも、高い評価を置く。(Ibid., p. 16.) アメリカには、「異例の利益の多様性」(except-

tional diversity) と「アメリカ的生活様式」(The American Way of Life) と総称される「総合的な信念体系への広範な帰依」(a broad commitment to a set of unifying ideas) とが、等価的に並存している。(Ibid., p.16.) この信念体系は、私有財産権、自由、民主主義、そして、宗教の四者をもって、基本的骨格とする。

私有財産権

アメリカ合衆国は、重大な社会主義運動が存在しない数少ない産業国家(industrial countries)の一つである。万人に対する平等な財産の保障という信念は、過去・現在を問わず、ほとんど支持されていない。アメリカでは、「私有財産とそれ取得する権利とは、大部分のアメリカ人に、常に、基本権としての印象を与えている」。(Ibid., p.16.) 合衆国における社会主義の虚弱性の原因として、この国における相対的に高い生活水準に加えて、「辺境という希望の郷土」(the promise of the frontier) (Ibid., p.16.) の存在が、あげられる。この辺境の存在が、我々アメリカ人は個人として自らが直面する諸問題を自らの手で解決することができるという、自主独立の思考を導く契機を形づくったのである。今日、もとより、「我々は、高邁な理想を追求することはできない。しかし、社会主義は、いままお、我々の支持を得ていないといってよい」。(Ibid., p.16.) アメリカにおける大部分の労働者は、彼ら自身の階層利益対他の階層利益という彼我の対比の構図を描いているわけではない。従って、彼らは、自らを《労働者階級》の一部であるとは看做していない。全体としてのアメリカ人は、全面的な経済的平等状態の現出を懸念しているようにおもわれる。「その当否は別にしても、大部分のアメリカ人は、人々は人生の過程から自己の労働の当然の報酬を取得することができるのであり、従って、富裕層は彼らの富を享受するに足る価値があると、考える。事実、我々の多くは、時には富裕層の言動に怒りを憶えることがあるにしても、富を称賛し、富裕層の意見に共鳴し、自ら富裕層の一員となることを、希望する」。(Ibid., p.17.) アメリカ人が切望しているとおもわれる状態は、「富の均等ではなく機会均等」(not equality of wealth but equality of opportunity) (Ibid., p.17.) である。例えば、医科大学が、一定数の貧困層出身の志願者を、彼らの評点や他の志願者の評点にかかわらず、入学させることを決定したと仮定する場合、その政策は、「結果の平等」(equality of result) を推進することになる。(Ibid., p.17.) 《機会の平等》とは、すべての志願者が、同一の基準、通常、評点、にしたがい競争し合うという状態を指す。いかなる場合でも、大部分のアメリカ人は、《結果の平等》を推進する割当制やその他の政策に反対する。

自由

liberty という言葉は、「freedom」を意味する。自由がアメリカ人に意味するところは、束縛からの自由であり、彼らの各々が好む行為をなし得る自由である。もとより、絶対的自由の享受は、許容され得ない。しかし、それは、常に、精神的自由の出発点を形づくっている。絶対的自由に到達し得ない状態は、妥協の状態である。何よりもまして、束縛の欠如態としての自由の観念は、アメリカ経済体系における運用理論(operational theory)の内部に埋めこまれた核である。もちろん、アメリカ経済の現実態は、完全に政府規制が排除された状況にあるわけ

ではない。しかし、多かれ少なかれ、着実に増大しつつあった政府規制の時代から二世代を経た今日においても、アメリカは、社会主義・共産主義・資本主義のいずれの体制の下にある他の産業国家における経済よりも、遙かに政府規制の度合いの少ない国家である。アメリカにおける自由の観念は、また、別の、時には、矛盾した形で、自己を実現する。レーガン大統領が、連邦政府の規模と影響力の縮小を試みる時、大統領は、多くのアメリカ人が理解しているような自由の名において行動している。しかし、レーガン政権に対する辛辣な反対者である他のアメリカ人が、国外におけるいわゆるCIAの要員の氏名を公表したとき、こうした人々もまた、アメリカ様式の自由の名において行動したのである。束縛からの完全な自由は、常にアメリカ人の理想である。彼らは、それを現実に達成することが、不可能であるにせよ、彼らは、それに近似的に等しい状況の下にある。

民主主義

アメリカ独立宣言は、「すべての人間は平等に創られている」と宣言している。この一句の意図するところの意味については、多くの論争がある。アメリカにおける最初の植民が行われた一七世紀には、婦人はもとより、成年男子の間にも、理想としてすら、平等状態は、皆無も同然であった。例えば、イングランドの場合、奢侈禁止法 (sumptuary law) は、アミンの毛皮 (ermine) や絹糸 (silk) のごとき特定の衣料の使用を、《紳士》 (gentlemen) と《淑女》 (ladies) のみに限定していた。こうした《紳士》と《淑女》のみが、「Mr.」と「Mrs.」の敬称で呼ばれた。大土地所有者の子息は、医師や弁護士としてでさえ、生活のために勤勞することを恥とし、それは自らの体面を汚すもの、と考えていた。植民地時代初期にアメリカに移住した人々のなかには、このような《特権》 (privilege) と《俗物根性》 (snobbery) を嫌悪したが故に、この国に移住したという数多くの人々が、見受けられた。彼らは、自らを、紳士層と同じく善良であると看做し、そのような彼らの主張の正当性を、世人に認知させようとした。こうして、合衆国への移民の各世代は、旧世界に支配的な慣習、信念、そして、とりわけ、特権的エリート層に対して鋭角的に意識された反抗心、などを抱きつつこの国に到着したのである。人民の団であるアメリカ人には、「貴族制の虚飾」 (aristocratic fripperies) (Ibid., p. 18.) など、一切不要である。にもかかわらず、当初、社会的平等の信念は、自らの機能分野を、現実に保持していなかった。例えば、南カロライナ州における原初期の植民地憲法は、爵位と紋章とを伴う完璧な植民地貴族制を創設した。独立期の最初の世代においてさえ、多くの州における白人の財産所有者のみが、選挙権を有するというように、この国の政治制度は、現代から当時を逆照射するとき、民主主義の状態からは凡そ遠く隔たっていた。けれども、当時におけるこの国の政治制度は、ヨーロッパ諸国における同時代のそれと比較するとき、遙かに民主的であり、両者は、明暗の対極構造を示す。しかも、アメリカでは、多数の人々が私有財産を取得するともに、政治諸制度は、なだらかな波状曲線を描きながら、民主化の方向に、着実に進展した。一八三〇年代の末葉までに、ほとんどの白人成年男子は、全国・州・地方の各選挙における投票権を獲得するに至ったといつてよい。一八七〇年の連邦憲法修正第一五条によって、黒人に、選挙権が保障された。しかし、一九六〇年代に至るまで、諸州における当該修正条項の現実化への法制的回路は、事実上、閉塞状態にあった。

なお、一九二〇年の連邦憲法修正第十九条により、婦人に選挙権が付与された。過去における民主主義の状態が、どのように不完全なものであったにせよ、今日における合衆国が、真に代議制民主主義を維持しているという事実については、疑念を挟む余地はない。しかし、この国の民主主義の状態は、いまなお、多くの点において、限定を受けている。例えば、アメリカの民主主義は、政治的民主主義であり、社会的民主主義ではない。換言するならば、それは人々の所得と生活状態におけるまさしく厳酷な不平等の存在を認容している。こうした不平等は、政治的な波及効果をもつ。なぜなら、このような不平等状態は、理論の上ではすべての人々が均しく保有する政治的諸権利のより有効な行使を、一部の人々に、認めることになるからである。まさしく、合衆国の統治形態は、政治的意味においてすら、完円的な民主主義の形態ではない。例えば、各州は、一律に、二名の連邦上院議員を選出する。従って、人口稀薄な州における投票者は、結果において、その意思を、上院に過重に代表されることになる。また、大統領は、人民による直接選挙を通じて選挙されるわけではない。状況によっては、人民による直接選挙における得票率の低い候補者が、大統領職を確保する場合もあり得る。一八八八年におけるB・ハリソン(Benjamin Harrison)(直接選挙の得票率四七・八%、大統領選挙人獲得数二三三)のG・クリーヴランド(Grover Cleveland)(四八・六%、一六八)に対する勝利ならびに一八七六年のR・ヘイズ(Rutherford B. Hayes)(四七・九%、一八五)のS・J・ティルデン(Samuel J. Tilden)(五一・〇%、一八四)に対する勝利が、これに当る。さらに、連邦司法部についてみれば、連邦司法部は、世界における最も強力な裁判制度であるにもかかわらず、その最高裁判所判事は、人民の直接選挙によって選任されるわけではない。しかしながら、このような合衆国における政治体系のいわば、『非』民主主義的要素(indemocratic elements)は、同じく政治体系の民主主義的要素(democratic elements)の一部が行う以上には、この国の多数者意思を挫折させることはないとみてよい。これは、一見、矛盾である。しかし、事實は、そうではない。すなわち、連邦憲法は、権力の地域的・機能的分割を通して、連邦政府が統一体として強力に行動するのを防遏する統治形態を創建した。憲法制定の初期、連邦政府の『実焦点』(real focus)は、下院であった。下院は、同時に、連邦政府における最も民主的な部門を構成した。事實、一時期、今日の民主党の源流である多数党の議員総会(Caucus)が、その大統領候補を選定し、これにより、実質的に大統領を選出した。一八二二年の対英戦争の終結から一八一〇年代の初期に至るまで、今日の民主党の母型に当るRepublican Partyが、唯一の組織化された政党であった。この時期は、Era of Good Feelingと一般に呼ばれている。この期間に、Republican Partyの大統領候補は、従って、事実上の大統領は、下院におけるRepublican Partyの議員総会によって、換言すれば、King Caucusによって、選出された。それ故、この時期には、下院を支配した政党は、同時に、行政府をも支配することが、可能であった。もし仮に、このような状況が、その後も継続したとするならば、合衆国は、今日、政府が決定的に行動し得る議院内閣制を採用していたであろう。しかし、大統領候補の、従って、大統領の、選出基盤の狭小性という、ある意味におけるこうした民主主義の病弊は、民主主義の一層の増進によって、治癒された。全国大会(National Convention)の導入が、これである。一八三〇年代末葉に至るまでに、民主党の大統領候補は、下院議員総会ではなく、より広範な民主的基盤を有する全国大会によって選出されることに

なった。選挙そのものも、過去におけるよりも、民主的となるに至った。これ故、大統領は、以前に比較し、議會からの独立性への傾斜角を一段と深め、選挙権の拡張・一般普通人の政治に対する実質上の興味と関与の増加などと相互に照射し合い、影響しつつ、政治における自己の重要性の比重を増大させ、また自己の権力と威信を著しく成長させるに至った。しかし、多数党の勢威と権力は、長期的展望にたつとき、逆に、衰微したといわざるを得ない。なぜなら、多数党は、自己の勢威と権力を保持してゆくためには、上下両院及び独立の大統領職の双方を同時に統制しなければならぬという至難な状況に立ち至ったからである。もう一つの民主的要素による多数者意思の挫折の例は、連邦上院議員の人民による直接選挙を定めた一九一三年の憲法修正第一七条である。一九一三年以前には、人々は、上院を、《大富豪クラブ》(Lionaires' club)と指称していた。上院は、公務員の任免に関する特権など、その特殊な地位と権限に基づき、一八六七年のA・ジョンソン(Andrew Johnson)大統領の弾劾事件があつて以来このかた、ことに、アメリカ政治組織のなかにきわめて大きな実権を振うに至った。こうして、上院議員の地位は、各地における政党幹部組織の指導者(Boss)の目標となつたのである。然るに、元来、経済界の優勝者である実業は、社会の変動を嫌悪して現状の維持を選ぶものである。この目的をもって、実業が政治のBossに接近したことは、見易き理である。その結果、上院議員の席は、主として実業の利益を代表するものをもつて充當されるに至り、その政策の方向においても、そのために多大の影響を蒙るに至つたのである。こうした実業と政治との接近の時代は、同時に、また、政治の著しい腐敗の時代でもあつた。(高木、前掲書五四頁)このような文脈で憲法修正第一七条を見直すならば、それは、「政党幹部組織に対して民衆の加えたる一痛撃」(高木、前掲書六九頁)であつた。もし憲法修正一七条が存在しないとしたら、実業と政治の接近による政治の腐敗の趨勢は、ますます、顕著になり、上院は、その存在の民主的正当性の根拠を喪失するに至り、早晚、廃止されるか、あるいは、弱体化の一途を辿つたであろう。この場合、政党は、下院のみを制することによって、立法部全体を、その支配下に置くことができたであろう。さらに、国民一般における政治的多数者が、立法部における政治的多数者に転成することは、現在よりも遙かに容易であつたであろう。こうして、憲法修正第一七条は、国民一般における政治的多数者と立法部における政治的多数者との有機的連関を断ち切り、両者をいわば直接話法で結合するのを、著しく困難にしたといえよう。以上を約言するならば、民主主義の進展は、合衆国の全国政府の内部に、次第に、「別個独立の民主的権力を所持する諸島」(islands of independent democratic power) (W.D. Burnham, op. cit., p.19.)を創出するに至つた。全国政府における各部門が他の二部門を抑制することが可能である故に、多数者意思の権威と実効性は、着実に、後退するに至つたのである。このような《非》民主主義的事態からの脱出口が探究されねばならないことは、多言を俟つまでもない。

宗教

アメリカ社会の基礎が構築された一七世紀には、国教会 (established churches) が、ヨーロッパ全体を通じて、宗教的独占を、当然の権利として主張していた。こうした国教会への反対者は、屢々、迫害され、逮捕され、拷問に会い、そして、時には、死刑に処せられた。このよ

うな酷薄な脈絡のなかで、エリザベス一世 Elizabeth I の治世に少数無名の人々より成る微々たる一小団体が相寄り国教会と断って自ら一教会を組織したことは、当時の church の觀念よりすれば、実に未曾有の大事件であつて、端なくも個人の尊厳という思想と、自由なる個人間の契約によつて団体は創設されるとなす思想とが、イギリス国民のなかに具体化される端緒となつたのである。すなわち、宗教団体の基礎である契約がまた等しく政治団体の基礎をなすものとされ、政治上の一切の権力の根源は、自主独立の個人の同意にありとなす思想が起つた。この種の思想が、ニューイングランドに移住した Separatist 及び Puritan の心を支配する根本觀念となつたのである。Pilgrim Fathers が一六二〇年プリマス (Plymouth) に最初の足跡を印する前、船中において作成した契約 Mayflower Compact は、このことを証する著しき例である。(高木、前掲書、五頁。斎藤真『原型としてのプリマス植民地—同質と異質との統分—』〔国家学会百年記念「国家と市民」第二巻(一九八七年)〕三頁—三五頁参照。) トックヴィルも、これと同じことを、次のように記している。(A. de Toqueville, op. cit., vol. I, p. 311.) 「イギリス領アメリカの圧倒的部分は、ローマ教皇の權威を拒絶した後、他のいかなる宗教の至上性をも承認しない人々によつて、植民された。彼らは、新世界に、彼らとともにキリスト教の一信仰形態を持ちこんだ。私は、この信仰形態を、民主主義的にして共和主義的な信仰 (a democratic and republican religion) と称する以外に、記述しようがないとおもう。この信仰が、共和国の設立と、公務の処理における民主主義の推進に、多大の貢献をした。しかも、植民地時代の原初期から、政治と宗教とは、決して解約されることのない同盟を締結したのである」。この同盟は、いかに重要であらうとも、非公式のものであつた。これは、法的強制力に依拠したわけではなかつたからである。むしろ、憲法修正第一条は、こうした法的強制力への依拠を禁絶している。憲法修正第一条は、議会による国教の樹立や信教上の自由な行為への干渉を禁止している。この禁止条項が、一部の人々の間に不安感や危機感を醸成したような、当時の人々を、無神論を助長する方向に牽引してゆくという負の力は、もとより、存在していなかつた。事実、今日の合衆国における教会への参列者数は、世界の産業国家のなかでも、最高段階にある。これに反し、国教会の首枷の下にあるイギリスのごとき国家は、最低の段階にとどまつている。合衆国における宗教の強靱な持続力の系図を辿るならば、端初は、宗教を通して数多の《島嶼共同体》(island communities) が明晰な外郭に縁取られて画定され、そのなかで、それぞれの信仰が、世代から世代へと周到に伝達されてゆくという事実、究極的に帰着する。こうして、現在、合衆国には、多くの宗教団体が、活発な信教上の活動を展開している。一九八〇年代中葉における合衆国人口の四〇%弱に当る八八〇〇万の人々は、一見、いかなる組織化された宗教団体にも所属していないようにおもわれる。しかし、彼らの大部分は、文化的感覚において、プロテスタント (Protestant) である。そのように考えるならば、今日におけるアメリカ人の宗教構成は、プロテスタント六二%、カトリック教徒 (Roman Catholic) 及び東方正教会教徒 (Eastern Orthodox) 二五%、ユダヤ教徒 (Jewish) 三%、その他一%、以上となる。なお、意識的な無神論者もしくは不可知論者は、一〇%である。以上の数値は、必ずしも合衆国における宗教団体の多様性の実態を全面的に捉えているわけではない。プロテスタントの宗派だけをとりあげても、その数は膨大であり、その説くところも相互に異なる。しかも、その数は、合併と分裂によつて、絶えず変動す

る。新しい宗教団体は、常時、発生し、消滅してゆく。合衆国では、常に、凡そ三〇〇の宗教団体が生滅を繰り返しており、また、三〇〇の宗派が、積極的な信教上の活動を繰り広げている。これらの団体や宗派は、構成員が僅か五五名の Primitive Advent Christian Church から四九〇〇万の構成員を擁する Roman Catholic Church にまで及んでいる。アメリカ社会は、こうして、多元的な層を成して累積している様々な宗派の強固な岩脈によって、根底から深く支えられているといえよう。

以上である。

「合衆国の政治文化における基本的事項―私有財産、自由、民主主義、そして、宗教―は、合衆国全体を通じてほぼ同一である。事実、すべてのアメリカ人は、彼らが、突然に大富豪となり (to strike it rich) 民主主義を当然のことと受けとめ、宗教を尊重し、政府干渉を遠ざけたいとすることを、憚ることなく、なし得ると、確信している。このような態度が、多種多様の背景を担うアメリカ人を、一つに結合するのである」。(Ibid., p.22.)

ところで、M・フォリー (Michael Foley) 教授 (カリフォルニア州立大学) (University of California, Davis) は、合衆国に伝統的な前述の『自由主義』から進歩主義が派生するという立場に対して、次のような批判を加えている。(M. Foley, *The New Senate: Liberal Influence on a Conservative Institution, 1959-1972, 1980, pp.80-81.*)

「進歩主義という言葉の意味の分明化の作業を最も混乱させ、また、これに最も打撃を与えているのが、進歩主義を、基本的事項への合意とみる立場にはかならない。この立場は、新世界の環境と、そこにおける進歩主義的諸価値の明白な実在との間に、有機的関係が存在することを強調し、そうすることによって、アメリカ社会に道徳的・政治的合意が成立することを、強弁する。こうした文脈では、進歩主義は、探究されるべき抽象的原理でもとよりなく、自然発生的な諸価値や諸制度を、純理的に説明し称賛するための素朴なイデオロギーとなる。

「アメリカのすべてが進歩主義である」(“all of America is liberalism”) ため、現に存在するもの、これから将来発展してくるもの、これらすべてが、進歩主義的であると、予め決定される。進歩主義に代替されるべき諸価値や諸現象は、自動的に排除される。アメリカの保守主義は、達成された進歩主義の諸理想をそのまま存続させてゆくための一つの装置であるとされることから、保守主義は、これにより、進歩主義と識別不能に陥いり、さらに、すべての社会内対立を、遍在する進歩主義の枠組のなかの調整の問題に還元してしまう、漠然たる社会的統一状態を、進歩主義とともに仕上げてゆくことになる。アメリカの進歩主義は、これ故、すべて (everything) であると同時に無 (nothing) であるということができよう。このプロテウスのような言葉 (protean term) の柔軟性は、進歩主義が「すべての政治的立場の仮面」 (“mask of all political positions”) として用いられることを可能にする」。

(31) T. Ferguson and J. Rogers, op. cit., p.12.

(32) Ibid., p.12.

- (33) Austin Ranney, "Reagan's First Term", in A. Ranney(ed.), *The American Elections of 1984, 1985*, p.3.
- (34) *Ibid.*, p.3.
- (35) Benjamin I. Page and Mark P. Petracca, *The American Presidency, 1983*, pp.331, 332. H. Donovan, *Roosenselt to Reagan: A Reporter's Encounters with Nine Presidents, op.cit.*, pp.59, 60.
- (36) B.I. Page and M.P. Petracca, *op. cit.*, p.331. Stephen K. Bailey, *Congress Makes a Law, 1964*, p.161.
- (37) A. Ranney, *op. cit.*, pp.3-4.
- (38) Richard Maidment and Anthony McGrew, *The American Political Process, 1986*, pp.81-84.
- (39) 「連大社会」関係雑誌「社会」(Larry Berman, *The New American Presidency, 1987*, pp.251-252.) Medicare, Medicaid, the Civil Right Act of 1965, the Elementary and Secondary Education Act, the Higher Education Act, the War on Poverty, Head Start, the Neighborhood Youth Corps, the Air Pollution and Control Act, the Educational Opportunity Act, the Jobs Program, the Safe Street Act, Model Cities, Aid to Appalachia, the Economic Development Act, the Department of Housing and Urban Development, the Department of Transportation, aid to urban mass transit, the National Endowment for the Arts, the National Endowment for the Humanities, the Federal Water Pollution Control Act, and the High Speed Ground Transportation Act.
- (40) L. Berman, *op. cit.*, pp.252, 253.
- (41) R. Maidment and A. McGrew, *op. cit.*, pp.81-82.
- (42) Ferguson and Rogers, *op. cit.*, pp.48-50.
- (43) *Ibid.*, p.12.
- (44) 「この頃」が「ソビエト連邦」の「前」に「二頁—一八頁」三三頁—三六頁に「」° see Richard M. Scammon and Ben J. Wattenberg, "Is It the End of an Era?" in *Public Opinion, vol.3 (October/November 1980)*, pp. 2-12. W.D. Burnham, "The Ascendancy of the Right", in *Dissent, (Fall 1983)*, pp.434-441. John Robinson, "The Ups and Downs and Ins and Outs of Ideology", in *Public Opinion, vol.7 (February/March 1984)*, pp.12-15.
- (45) J.J. Harrigan, *op. cit.*, p.91.
- (46) Dye and Zeigler, *op. cit.*, p.211.
- (47) Ferguson and Rogers, *op. cit.*, p.14.
- (48) J.J. Harrigan, *op. cit.*, p.478.

- (49) *Time*, March 30, 1987, p.29.
- (50) *Ibid.*, p.29.
- (51) J.J. Harrigan, op. cit., p.478.
- (52) R.M. Pious, op. cit., p.696. W.D. Burnham, *Democracy in the Making*, op. cit., p.609.
選挙人団体制については以下参照。Wallace S. Sayre and Judith H. Parris, *Voting for President, 1970*. Alexander Bickel, *Reform and Continuity: The Electoral College, the Convention and the Party System, 1971*. John Yunker and Lawrence D. Langley, "The Biases of the Electoral College: Who Is Really Advanced?", in Donald R. Matthews(ed.), *Perspectives on Presidential Selection, 1972*. Judith Best, *The Case against Direct Election of the President; A Defense of the Electoral College, 1975*. L. D. Langley and Alan G. Braun, *The Politics of Electoral College Reform, 2nd ed., 1975*. Martin Diamond, *The Electoral College and the American Idea of Democracy, 1977*. Neil Peirce and L. D. Langley, *The People's President, rev. ed., 1981*. Herbert Asher, *Presidential Elections and American Politics, 2nd ed., 1980, and 3rd ed., 1984*.
- (53) J.W. Davis, op. cit., p.79.
なお、大統領選挙人の選出方法を簡単に記すならば、次のようになる。〔Samuel C. Patterson, Roger H. Davidson, and Randall B. Ripley, *A More Perfect Union: Introduction to American Government, 3rd ed., 1985*, pp.140-141. James Q. Wilson, *American Government: Brief Edition, 1987*, pp.212-213. 「本稿のなかで引用するアメリカ合衆国憲法の邦訳は、C・A・ヒムート『アメリカ政党史』斎藤真・有賀貞訳編(一九六八年)(東大出版会)に収められている「資料」の「9アメリカ合衆国憲法(1788年)」(二五八頁—二七六頁)による。〕
合衆国憲法第一節第二項は、「各州はその州議会の定める方法により、その州から連邦議会に送り得る元老院および代議院の議員の総数と同数の選挙人を任命する」と規定している。こうした各州の「州議会の定める方法」は、様々である。しかし、大統領選挙人の大部分は、包括的公認候補者名簿制(*general ticket system*)に基づき選出される。これは、各州における各党の大統領選挙人全員の名前が、候補者名簿に記載され、彼らが一体として立候補する制度である。これ故、選挙民が大統領に投票するとき、現実には、彼らは「その州から連邦議会に送り得る元老院および代議院の議員の総数と同数の選挙人」に投票することになる。今日におけるこの唯一の例外は、メイン州である。ここでは、一九六九年に、下院議員選挙区制(*district system*)が採用されている。メイン州に割り当てられた四名の大統領選挙人のうち、二名は、州全体を一つの選挙区として選出される。他の二名は、各下院議員選挙区から、それぞれ、選出される。一九七二年、一九七六年、一九八〇年、そして、一九八四年の各々の大統領選挙において、共和党候補は、双方の選挙区を制した。このため、これらの選挙で、メイン州の大統領選挙人の投票が、民主・共和両党に分裂することはなかった。このような分裂投票が生じた過去の例は、一八九二年のミシガン州であ

る。この場合、下院議員選挙区から選出される大統領選挙人一四名のうち、九名が共和党員であり、五名が民主党員であった。それでは、大統領選挙人は、どのようにして指名されるのであろうか。それは、各州法の定めるところによる。一九八〇年の場合、大統領選挙人が、州政党大会 (state political party conventions) で指名される州は、三八州であった。他の大部分の州は、州政党委員会もしくは予備選挙 (state party committees or primary elections) によって、大統領選挙人を指名している。ただし、ペンシルヴェニア州では、州法は、それぞれの大統領候補が自己の政党の大統領選挙人を選定すべきことを、規定している。こうしたことから、大統領選挙人候補者の大部分は、政党によって選出されることになる。通常、大統領選挙人として選出されたことは、党に対する忠勤を公認する些少な名譽が授与されたことと実体的に一致する。十一月の大統領選挙では、選挙民は、大統領選挙人の候補者名簿間における選定を行なう。しかし、大部分の州では、各党の大統領選挙人の名前は、投票用紙に記載されていない。一九八〇年の場合、大統領・副大統領両候補の名前のみが、投票用紙に明記されていた州は、三八州であり、これに、コロンビア地区が加わる。一二の州では、大統領・副大統領両候補と大統領選挙人の双方の名前が、載せられている。しかし、大統領選挙人の名前が投票用紙に掲載されているか否かにかかわらず、選挙民は、大統領選挙人を選出する。それぞれの州において、最大票数を糾合した大統領選挙人候補者名簿が、勝利を確保する。別のいい方をすれば、州における人民投票の相対的な多数者支持 (plurality) の汲引に成功した大統領・副大統領両候補が、当該州における大統領選挙人全員を獲得する。

(54) 大統領選挙人の大部分は、忠実な党員である。彼らが、投票に臨んで、独自の判断を行使し、それに基づいて行動を起すということは、まず、考えられない。むしろ、彼らは、自己の所属政党の全国大会 (National Convention) で指名された大統領・副大統領両候補に投票するものと、常に予想されている。通常の場合、こうした予想を逆転させる事態が成立する可能性は、零に等しい。彼らの投票は、自己の所属政党の全国大会で指名された大統領・副大統領両候補に対して、自動的に行われるため、大部分の州における投票用紙には、大統領・副大統領両候補の名前のみが、印刷されるにすぎない。二一の州では、大統領選挙人は、法律によって、彼らの所属政党で指名された大統領・副大統領両候補、もしくは、彼らの州における人民投票で相対的多数の支持を獲得した大統領・副大統領両候補の、いずれかに、投票することを義務づけられている。あるいは、彼らは、政党組織の要求に応じ、所属政党によって指名された大統領・副大統領両候補に対する支持を、誓約しなければならぬ。しかし、その他の州では、大統領選挙人は、憲法、連邦法、そして、州法に規定された義務にしたがい、投票することを以って足りる。こうした状況が、いわゆる《不実な大統領選挙人》(faithless elector) の問題を提起する。《不実な大統領選挙人》とは、自己の州における人民投票の勝利者以外の大統領候補に投票する大統領選挙人である。一八二〇年から一九四四年に至るまでの大統領選挙では、こうした《不実な大統領選挙人》は、皆無であった。しかし、その後の一九四八年、一九五六年、一九六〇年、一九六八年、一九七二年、そして、一九七六年の六回の大統領選挙では、これまでの平穏な状況は、劇的な変調を示した。これらの場合、大統領選挙人の若干名は、彼らの投票を受くべき資格のある候補者以外の第三者に、票を投じた。最近の事例として、一九七二年に、ヴァージニア州選出の大統領選挙人(共和

党)は、ニクソン候補支持という党から課せられた厳格な枠組の外に一気に飛翔し、弱小政党である自由主義党 (Libertarian Party) (一九七二年設立)の候補者に投票した。(自由主義党の基本政策は、内政面における社会諸機能の完全私有化・政府権力の徹底的制限・大幅な減税であり、外交面における非干渉主義である。一九七二年の直接選挙の得票数二、六九一票、一九七六年一七三、〇一一票、一九八〇年九二一、二九九票、一九八四年二二八、三二四票である。)この大統領選挙人は、語るも不思議なことには (Mirabile dictu) 一九七六年に、自由主義党の大統領候補として、大統領選挙に出馬した。一九七六年には、ワシントン州選出の同じく共和党所属の一大統領選挙人は、フォード候補に投票すべきところ、レーガンに投票した。以上六回のいずれの場合でも、このような正規の投票軌道からの逸脱現象も、選挙の結果を左右するまでに至っていない。この意味において、『不実な大統領選挙人』問題は、現実の問題というよりは、むしろ、仮定の問題といつて可からう。(S.C. Patterson et al., op. cit., pp.141-142. F.J. Sorauf, op. cit., 3rd ed., 1976, pp.44-45, 5th ed., pp.48-49, pp. 269-270, and 6th ed., 1988, pp.52-53.)

(55) L. Berman, op. cit., pp.166-167.

(56) 下院による大統領の選定は、いままでに二度生じている。最初は一八〇一年であり、T・ジェフソン (Thomas Jefferson) が A・バー (Arron Burr) と大統領選挙人の獲得数が同数 (七三) であったため、下院によって大統領に選定された。次が、一八二五年であり、いずれの候補者も大統領選挙人の過半数の支持を確保し得なかった故、下院が J・Q・アダムス (John Quincy Adams) を大統領に選任した。

(57) 上院が副大統領を選定した唯一の例は、一八三七年の R・M・ジョンソン (Richard M. Johnson) (民主党) である。一八三六年の大統領選挙において、民主党の大統領候補 M・V・ビョーレン (Martin Van Buren) は、人民投票の五〇・九%、大統領選挙人獲得数一七〇によって、反対党のホイッグ党 (Whig Party) の分裂に乘じ、勝利を得た。しかし、ビョーレンとペアーを組んだジョンソン副大統領候補は、ヴァージニア州における民主党にとって、好ましからざる候補であった。このためジョンソンは、選挙人団体制における大統領選挙人総数二九四の、まさしく正確に二分の一に当る一四七の支持を調達し得たにすぎなかった。そこで、副大統領の選任は、上院に付託された。しかし、民主党支配の上院は、問題なく、ジョンソンを、副大統領に選任したのである。こうした上院における副統領選挙の困惑した状況が、一八〇四年における憲法修正第一二条の制定への通路を開いた。憲法修正第一二条二項は、次のように規定する。「副大統領のための投票の最大多数を得た者をもって、副大統領とする。ただし、その数は選任された選挙人全数の過半数であることを要する。もし何人も右の過半数を得なかつたときは、人名表につき最高点を得た者二名の中から、元老院をして副大統領を選任させる。この目的のためには、元老院議員の総数の三分の二をもって定足数とし、そして選任のためには、総数の過半数を要するものとする。しかし何人も、憲法上大統領の職に就くことのできなない者は、合衆国副統領の職に就くことができない。」(W.D. Burnham, op. cit., p.292. Page and Petracca, op. cit., p.400.)

(58) Nelson W. Polsby and Aaron Wildavsky, *Presidential Elections: Strategies of American Electoral Politics*, 6th ed., 1984, pp.5, 50.

(59) このような間接選挙は、人民による民主主義 (popular democracy) に対する憲法制定者の生来の不信任に基因するところの、大統領の直接

選挙への彼らの恐怖感を映像化した、その投影図にほかならない。憲法制定者は、選挙人団体制を、理性と良識ある人々の純然たる審議機関とすることを意図してゐた。(F.J. Sorant, op. cit., 5th ed., p.269. J.W. Davis, op. cit., p.78.) 「アダムス」(The Federalist) 第六八篇の A・ハミルトン (Alexander Hamilton) の次の一文を「覗かれる」(The Federalist, or The New Constitution, by Alexander Hamilton, James Madison and John Jay, Edited with an Introduction and Notes by Max Beloff, 1948, p.348.)

「人民の総意は、きわめて重要な信頼が託されるべき人物の選択の場で作動することが、望ましい。……この目標は、その選択権の行使を、既成の団体ではなく、そうした特別の目的のために選出された人々に付託することによって、達せられよう。大統領の直接選挙は、以下の人々によって行われるべきである。……大統領の地位に適合した資質を余すところなく分析することができ、さらに、その選択を決定するのに適当と認められるまでに理性と説得力の賢明な結合を促し熟考を進捗せしめる状況の下で、遺憾のない行動力を発揮し得る人々、というのが、これに当る」。

もとより、すべての憲法制定者が、大統領の直接選挙に反対してゐたわけではない。例えば、J・ウィルソン (James Wilson) と R・モリス (Robert Morris) は、一七八七年の憲法制定会議において、大統領の直接選挙に賛成し、次のような発言をしている。「斎藤真『ジエイムス・ウィルソンと連邦憲法制定の基本原理解』国際基督教大学「社会科学ジャーナル」第二四号(一)(一九八五年・十月)二三頁―四七頁。Max Farrand(ed.), *The Records of the Federal Convention of 1787*, 1937, vol.1 p.68 L. Berman, op. cit., p.28.]

「もし人民が行政部首長を選挙するとしたならば、彼らは、傑出した資質を備えた人物、もしくは、きわめて役にたつ人物を、選択するに相違ない。その人物は、いわば、大陸規模の声望を獲得し得る人物である。もし邦立法部が行政部首長を選出するならば、それは、陰謀、策動、そして、党派心の所業となるであろう。そうした選出は、枢機卿の教皇選考会議による教皇の選出に、酷似している。この場合、真価が、選任への資格となることは、まず、あり得ないとみてよい。もし行政部首長が全国立法部によって選択されるとしたら、行政部首長は、全国立法部から独立し得ないであろう。もし行政部首長がこのような独立性を確保し得ないと仮定するならば、全国立法部の側における算奪と暴政が、結果としてもたらされることは、必定であろう」。

憲法制定会議における代議員の多数は、大統領の間接選挙に賛成であった。(L. Berman, op. cit., p.28.) 憲法制定者のこのような態度の根底には、人民の多数者に対する不信と恐怖・人民の擁護する民主主義に対する敵意と憎悪という明快な心的回路が、敷設されている。このことは、G・メイソン (George Mason) の、「大統領のための至当な特質の選択を人民に委託すること」(to refer the choice of a proper characteristic for chief magistrate to the people) は「盲人に色彩の吟味を委託すること」(to refer a trial of colours to a blind man) に等しいと述べた言葉のうちに、集約的な表現を見出すことができる。(M. Farrand(ed.), op. cit., vol.II, p.31. L. Berman, op. cit., pp.28-29.) このような人民の多数者と民主主義に対する警戒心と疑念は、A・ハミルトンが一七八七年六月八日の憲法制定会議で述べた言葉に代表される。そ

れは、屢々引用される次の一文である。[M. Farrand(ed.), op. cit., 1911, vol. I, p. 299.]

「すべての社会は、それ自身、少数者と多数者に分れる。前者は、富み、かつ、家柄がよい。後者は、人民大衆である。民の声は、神の声といわれる。だが、いかにこの言葉が一般に引用され確信されようとも、それは、事実に反する。人民は、粗野で信用できない。彼らは、事柄を正しく判断することも決定することもできないといってよい。それ故に、第一の階層に、すなわち、少数者に、政府への明白かつ恒久的な参加権を与えよ。彼らは、第二の階層の、すなわち、多数者の、不安定を抑制するであろう。そして、彼らは、不安定によって何らの利益も得られない故に、よき政府を、絶えず維持するであろう。人民大衆の真只中で不断に動揺する民主主義的議会は、着実に公共善を追求することができない。少数者から成る恒久的な団体だけが、民主政治の軽率妄動を抑えることができるからである」。

これと同種の見解は、制定会議事録の随処に散見される。二、三の例をあげるならば、R・シャーメン(Roger Sherman)は、「人民は、可能な限り、政府に直接的に関与させてはならない。彼らは、知識をもたないうえに、欺かれやすい」(Ibid., vol. I, p. 48.)と述べ、E・ランドルフ(Edmund Randolph)も同様に、「(第二院の)一般目的は、合衆国がその下で苦しめぬいた悪疾に治療剤を投与することにある。これらの悪疾の原因を辿ってゆくならば、それが民主政治の粗野と愚行にあることは、誰しも均しく認めるところである。従って、我が政府のこうした傾向に対して、何らかの抑制が探究されねばならぬ」(Ibid., vol. I, p. 51.)と発言している。さらに、W・リヴィングストン(William Livingston)は、「人民は、これまで、常に、そして、将来においても同じく、彼らの掌中に権力の行使権を留保しておくだけの資格をもたない。彼らは、それを、当然、何れかに委譲しないでおかないからである」(Charles A. Beard, *The Economic Interpretation of the Constitution of the United States*, 1913, p. 202.)と述べている。彼らのすべてを捉えて離さなかつた恐怖は、単一の利益、すなわち、アメリカ人の多数者を構成していた、当時の「絶望的な債務者」(desperate debtors)が共同して行動を起し、急進的な政策の形成と実施によって、社会的・経済的・政治的諸制度を、破壊することであった。(Wilfred E. Binkley, *American Political Parties: Their Natural History*, 1958, p. 37.) 制定会議の代議員は、一人として、単純なる多数者の支配を肯定したり支持したりしてはいなかった。いな、彼らに限らず、アメリカ人の主要な社会集団のいずれも、一たび単純多数者支配に内在する危険性が探知された場合、果たして、この原理を積極的に受容するかどうか、疑問である。「人民支配の原理」(popular rule)に深く信従し、そのことを公言して憚らなかつたT・ジェフソン(Thomas Jefferson)ですら、「多数者の暴制」(tyranny of majorities)を恐れていたのである。(Ibid., p. 17.) 制定会議における代議員の支配的意见は、一七八六年十月五日のJ・マディソン(James Madison)からJ・モンロー(James Monroe)宛の書翰に鮮麗に示されている。(Gaillard Hunt(ed.), *James Madison, Works, Writings, 1900-1910*, vol. II, pp. 361ff.) 「私見によれば、多数者の利益が、正邪を決める政治的基準であるという、現今における格言ほど、とかく悪用され、従って、闡明を必要とするものはない。利益という言葉を究極の幸福と同義に解するならば、……それは、明らかに真実である。しかし、この言葉を財産と富との端的な増大を指す通俗的意味に解するならば、これ以上の誤りはないであろう。後者

の意味に解するならば、利益とは、すべての社会で、財産所有の個人から成る少数者を掠奪し彼らを奴隷状態に追いこみ、また、連邦規模の社会では、その構成部分である少数者を犠牲に供するところの、多数者の利益にほかならない。事実、それは、権利の尺度としての暴力を、別の名称で、また、外観をかえて、表現し直したものにすぎない。そして、後者の意味に照して考えるならば、西部の居留民は、利益を間違えず、そのように解している」。

右と同じく、ニューヨーク銀行 (the Bank of New York) の設立者である G・モリス (Governour Morris) (ペンシルヴァニア邦代表) は、「財産のない人民に投票権を与えるならば、彼らは、必ず、それを富者に売り渡す」と述べている。マサチューセッツの F・エイムズ (Fisher Ames) も、「我が国は、連合を形成するには余りにも巨大であり、愛国心を養成するには余りにもむさくるしく、そして、自由にとつては余りにも民主的でありすぎる。……民主主義の欠陥が、その愚行を重ねることによって、民主主義全体を支配している。これが、民主主義が迫るべき運命である」と記している。同様に、ニューイングランドの G・カボット (George Cabot) も、「私は、自然な形で運営されている民主主義は、統治形態のなかでも最悪のものであると、考える」と述べ、「もしニューイングランドの人々が、土地の価格にして二〇〇〇ドル以上の財産を所有していない代議員に投票しないとすれば、よりよい事態が招かれるであろう」といっている。さらに、南カロライナの T・ピンクネイ (Thomas Pinckney) は、大統領には一〇万ドル、最高裁判所判事には五万ドル、上下両院議員には、これと均衡のとれた額を、それぞれ、財産資格として要求している。(Herbert Agar, *The Price of Union*, 1960, pp.41-42.)

けれども、憲法制定者は、人民の多数者を嫌悪し、「富裕な少数者を多数者から保護する」(to protect the minority of the opulent against the minority) [J. Madison, Jonathan Elliot(ed.), *The Debates in the Several States Conventions on the Adoption of the Federal Constitution*, 1830, vol.I, p.450.]を意図したにせよ、彼らは、少数者支配の実現を求めたわけでは決してない。彼らは、専制主義への反対と民主権への信仰を伴う一七世紀のイギリス共和主義思想の知的継承者であった。彼らは、民主主義の著しい進出を恐れたことは確かな事実であったが、極端な右翼に走ることに、深い危惧を抱いていたのである。憲法制定者は、自己の統制圏外にあった外的な中央権力と激しい革命的闘争を経験しただけに、無政府状態と自然状態とを回避するために、いかなる種類の政府でも受容しなければならぬとする T・ホブズ (Thomas Hobbes) の結論にしが、得る心理的狀態ではなかった。(Richard Hofstadter, *The American Political Tradition; And the Men who Made It*, 1973, p.5.) 彼らには、それ故、「貴族制にも王制にも常に反対する識見」[Elbridge Gerry, M. Farrand(ed.), op. cit., vol.I, p.132.]があり、従って、彼らは、「自由政府の下では、支配者が奉仕者であり、人民は、支配者に優越する者であり、主権者である」[Benjamin Franklin, *Ibid.*, vol.II, p.120.]とを、固く確信していた。G・メイソンが指摘したように、「我々は、民主政治から幾多の抑圧と不正を経験してきたにもかかわらず、人民の精神は、民主政治を支持しており、我々は、人民のこの精神を念頭に置かねばならない」。彼は、「我々が民主的でありすぎた」ことは認めしたが、同時に、「我々が他の極端に走る」ことを恐れたのである。(Ibid., vol.I, p.101.) J・ウィルソンも述

なくてはならない。「政府は、まず、第一に、力をもたねばならない。同時に、政府は、第二に、人民一般の精神あるいは感覚をもたねばならない」。(C.A. Beard, *American Politics and Government*, 1927, p.71.) 同じく、マジンソンも、構築されるべき巨大な統治構造は、「第一院・第二院の立法部の二本の柱だけに基礎を置くよりも、「人民自身の強固な基盤の上に基づくほうが、遙かに安定性と持続性を有する」(M. Farrand(ed.), vol.1, pp.49-50.)と述べている。それ故、憲法制定者の課題は、「王制ないし貴族制と民主制の行きすぎという二つの極端なポイントを設定し、このいずれにも接近することなく、その中間に、統治形態を定めることであつたといつてよい。マジンソンが、「ザ・フェデラリスト」第十篇のなかで説いているように、憲法制定者の課題は、「公共善と私権とを党派性の危険性から安全ならしめ、同時に、人民による統治の精神と形態とを維持する」こと(「to secure the public good and private rights, against the danger of such a faction, and at the same time to preserve the spirit and the form of popular government」(*The Federalist*, op.cit., p.44.)にあつたといふことができた。同じく、マジンソンは、「合衆国政治制度の欠陥」(Vice of the Political System of the United States)と題する一七八七年の論文のなかで、憲法制定者の課題を、次のように表現している。

「文明社会は、債権者と債務者、富者と貧者、いかえれば、農民、大商人、製造業者、様々な宗派の成員、各種の指導者の扈從者、諸種の財産所有者、等々に、偶然に分れるように、多種多様の利益と党派に分割される。共和政体(Republican Government)では、法律を終極的に制定するのは、その構成内容の如何を問わず、多数者である。それ故、明白な利益、あるいは、共通の激情が、多数者の結合をもたらす場合、少数者の、あるいは、諸種の個人の、権利や利益を多数者が不当に侵害するのを、どのようにして抑制すべきであらうか」。(W.E. Binkley, op. cit., p.16.) このような、人民に何の信頼を置かずして政府の権力的基礎を人民の合意に求めるといふ困難な課題(R. Hofstadter, op. cit., p.6.)を法的に確認し制度的に保障したのが、連邦憲法に定められた、権力の機能的・地域的分割の政府であり、「弱い政府」であると同時に「強い政府」であるという矛盾的自己統一の政府にほかならない。「斎藤真『民主主義の風土化』(現代思想)Ⅵ・民衆と自由(一九五七年)岩波書店)三二頁―五〇頁参照。斎藤真『アメリカ史の文脈』(一九八一年)岩波書店)五頁―六六頁参照。see also Thomas H. Hammond and Gary J. Miller, "The Care of the Constitutionalism" in *Amer. Pol. Sci. Rev.* vol.81 (*December 1987*), pp.1155-1174.]

- (18) Howard L. Reiter, *Parties and Elections in Corporate America*, 1987, p.226. Polsby and Wildavsky, op. cit., pp.50-51.
- (19) H.L. Reiter, op. cit., p.226. U.S. Department of Commerce and Bureau of the Census, *National Data Book and Guide to Sources*, Statistical Abstract of the United States, 1986, 1985, pp.10-11.
- (20) Polsby and Wildavsky, op. cit., 4th ed., 1976, p.243.
- (21) Polsby and Wildavsky, op. cit., 6th ed., p.247.
- (22) N.W. Polsby, *Congress and the Presidency*, 2nd ed., 1971, p.8.

- (68) N.W. Polsby, op. cit., 3rd ed., 1976, p.8. *Statistical Abstract of the United States, 1986*, op. cit., p.242.
- (69) Herbert B. Asher, *Presidential Elections and American Politics; Voters, Candidates, and Campaigns Since 1952*, revised ed., 1980, p.336.
- (70) Ibid., p.336. S.C. Patterson et al., op. cit., pp.143-145. see John H. Yunker and L. D. Longley, "The Biases of the Electoral College: Who is Really Advantaged?", in *Perspectives on Presidential Selection, 1973*, pp.172-203. Steven J. Brams and Morton D. Davis, "The 3/2's Rule in Presidential Campaigning" in *Ame. Pol. Sci. Rev. Vol. 68 (March 1978)*, pp.113-134.
- (71) H.B. Asher, op. cit., p.336. see also Stanley Kelly, Jr., "The Presidential Campaign", in Milton C. Cummings, Jr.,(ed.), *The National Election of 1964, 1966*, pp.64, 75.
- (72) J.J. Harrigan, op. cit., pp.164-165.
- (73) H.L. Reiter, op. cit., p.226.
- (74) Ibid., p.226 Brams and Davis, op. cit., p.134.
- (75) J.Q. Wilson op. cit., pp.212-213.

大統領の選挙戦術と選挙人団体制との関連について、H・B・アッシャー(Herbert B. Asher)(オハイオ州立大学)(Ohio State University)教授は、次の三点を指摘している。(H.B. Asher, op. cit., revised ed., 1980, pp.339-340.)

第一は、いかなる大統領候補も、主要な州全部の大統領選挙人の投票を、完全に掌握することが、できないという点である。このため、大部分の選挙戦術は、南部地域であれ、その他の地域であれ、若干の巨大州の大統領選挙人の投票を支配することに、焦点が向けられる。

第二は、確実なブロック投票を背後に控える大統領候補が、有利な地歩を占めるといふ点である。このような候補者は、選挙人団体制における過半数の得票に不可欠である残余の投票を確保するための数多の選挙戦術のいずれをも、自由に選択することが可能である。

第三は、一九五二年以来の選挙人団体制における広く南部諸州(メリーランド、デラウェア、コロンビア地区、ヴァージニア、西ヴァージニア、北カロライナ、南カロライナ、ジョージア、フロリダ、ケンタッキー、テネシー、アラバマ、ミズリー、アーカンソー、ルイジアナ、オクラホマ、テキサス) *Statistical Abstract of the United States, 1987, 107th ed., 1986, p.230.* の分類による)の投票配分状況を示すところによれば、南部諸州が、今日、共和党の強力な牙城に変貌しつつあるという点である。一九七二年に、共和党大統領候補R・M・ニクソンが、選挙人団体制において一六五票を獲得し、他方、民主党候補G・マクガヴァン(George McGovern)の得票数が三票(コロンビア地区)であったという事実は、このことの象徴であろう。なお、南部諸州における共和党候補の大統領選挙人獲得数は、一九四四年零、一九四八年一、一九五二年七七、一九五六年一〇五、一九六〇年五〇、一九六四年四七、一九六八年七七、一九七二年一六五、一九七六年二

表13 50州における二大政党間の競争状況：1974—1980

One-Party Democratic	Modified One-Party Democratic	Two-Party	Modified One-Party Republican
Alabama (.9438)	South Carolina (.8034)	Montana (.6259)	North Dakota (.3374)
Georgia (.8849)	West Virginia (.8032)	Michigan (.6125)	
Louisiana (.8762)	Texas (.7993)	Ohio (.5916)	
Mississippi (.8673)	Massachusetts (.7916)	Washington (.5808)	
Arkansas (.8630)	Kentucky (.7907)	Alaska (.5771)	
North Carolina (.8555)	Oklahoma (.7841)	Pennsylvania (.5574)	
Maryland (.8509)	Nevada (.7593)	Delaware (.5490)	
Rhode Island (.8506)	Hawaii (.7547)	New York (.5390)	
	Florida (.7524)	Illinois (.5384)	
	Connecticut (.7336)	Nebraska (.5166)	
	New Jersey (.7330)	Maine (.5164)	
	Virginia (.7162)	Kansas (.4671)	
	New Mexico (.7113)	Utah (.4653)	
	California (.7081)	Iowa (.4539)	
	Oregon (.6954)	Arizona (.4482)	
	Missouri (.6932)	Colorado (.4429)	
	Minnesota (.6680)	Indiana (.4145)	
	Tennessee (.6648)	New Hampshire (.3916)	
	Wisconsin (.6634)	Idaho (.3898)	
		Wyoming (.3879)	
		Vermont (.3612)	
		South Dakota (.3512)	

Source John F. Bibby, Cornelius P. Cotter, James L. Gibson, and Robert J. Huckshorn, "Parties State Politics," in Virginia Gray, Herbert Jacob, and Kenneth Vines(eds.), *Politics in the American States*, 4th ed. (Boston: Little, 1983), p.66 (Table 3.3).

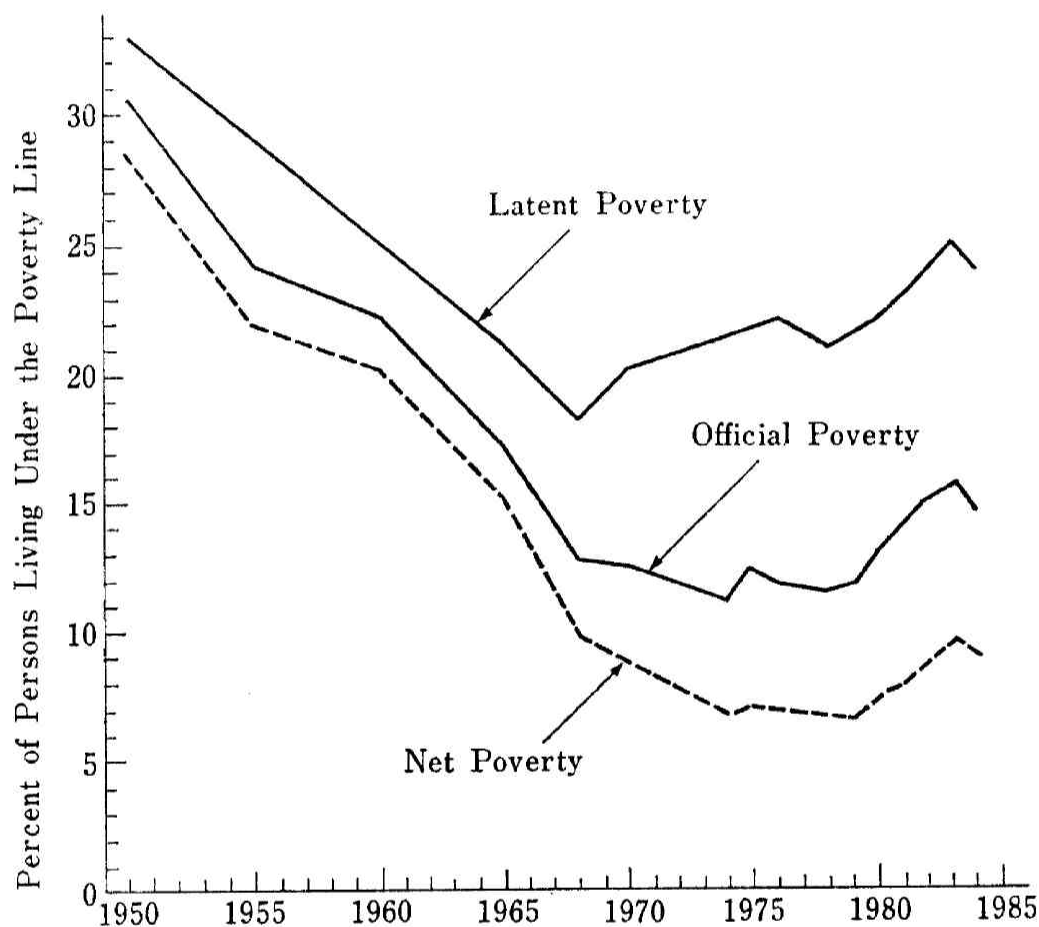
○、一九八〇年一三三、一九八四年一七四、以上である。(Ibid., p.230.) もし南部が、大統領選挙において、かつての民主党に対するごとく共和党に対して、今後、団結して支持を与えるとしたら、民主党候補は、必然的に、巨大諸州に対して選挙運動を積極的に展開することになるであろう。因みに、いかなる民主党大統領候補も、過去一三〇年の間、南部諸州の多数の支持なしに、大統領職を制することはできなかった。今日における民主党支持の強固な岩盤は、北東部とコロンビア地区、それに、ミシガンやミネソタのような若干の中西部諸州である。(J. J. Harrigan, op. cit., p.163.) 民主党候補は、こうした巨大州の二、三を失うだけで、選挙に敗北するであろう。

- (73) J.Q. Wilson, op. cit., p.213.
- (74) Polsby and Wildavsky, op. cit., p.247-248.
- 五〇州における政党制度の実態を、民主党一党制 (one-party Democratic)、『修正型民主党一党制 (modified one-party Democratic)』、『修正型共和党一党制 (modified one-party Republican)』、『二党制 (two-party)』の四範疇に分類することは、可能である。(F.J. Sorauf, op. cit., 5th ed., pp.36-37.) これは、表13に示される。(Ibid., p.38)
- 表13の各範疇における順位は、以下の複合指数 (composite index) に基づく。①民主党州知事候補に対する人民投票の比率②州立法部における民主党の議席占有率③民主党の統制下にあるすべての州知事ならびに州立法部議員の任期の比率、以上である。こうした比率から結果として生ずる平均値は、一・〇〇〇 (完全な民主党の成功) から〇・〇〇〇 (全面的な共和党の成功) に至るまでの点数として表示される。この点数は、表13に記載されている。なお、この点数は、算定の基礎を州公職のみに求めている。従って、大統領選挙もしくは上院議員選挙における州の投票は、考慮の対象外である。これ故、これらの点数は、一九八〇年の大統領選挙におけるR・レーガンの大勝に伴う全国政治の変則形態から、ある程度、遊離しているといつてよい。けれども、巨大州の多くが、二党制の範疇に属していることは、注目される。(Ibid., p.37.)
- (75) J.J. Harrigan, op. cit., p.165.
- (76) Ibid., pp.163-164.
- (77) see also Harry Lazer, *The American Political System in Transition: From a New Republic to the Great Society*, 1967, pp.176-177.
- (78) *Statistical Abstract of the United States 1987*, op. cit., p.20.
- なお、ここにいう都市人口とは、一九八〇年における国勢調査の定義するところによれば、以下の三地域に居住する人々のすべてを含む。①市 (cities)、『村落 (villages)』、『自治町村 (boroughs)』(フラスカ州・ニューヨーク州を除く)、それに、『郡区 (towns)』(ニューイングランド諸州・ニューヨーク州・ウィスコンシン州を除く)として法人格を取得した人口二五〇〇以上の地域、ただし、散開された都市 (extended cities) における郡部 (当該地域の一部もしくは相当部分における人口密度の低い地域) に居住する者は除外される。②国勢調査が明確に指定した人口二五〇〇以上の地域 (それ以前には法人格を取得していない地域)。③都市地域 (urbanized areas) に包括されるその他の土地 (法人取得の有無を問わない)。都市地域とは、『中心都市 (central city)』もしくは『中核都市 (central core)』とその隣接する人口密集地の双方を含み、その総人口が少くとも五万以上である地域を指す。以上に述べた都市人口以外の人口は、『すべて、郡部人口 (rural population)』と定義される。(Statistical Abstract of the United States 1987, op. cit., pp.3-4.) 都市居住者一〇〇%は、『人口六三万八〇〇〇のコロンビア地区である。(Ibid., p.20.)

- (67) Ibid., p.20.
- (68) J.Q. Wilson, op. cit., p.213. Polsby and Wildavsky, op. cit., p.248. H. Lazer, op. cit., p.176. H.B. Asher, op. cit., p.340.
- (68) Polsby and Wildavsky op. cit., p.248.
- (68) *U.S. News & World Report, March 1, 1971*, p.24. Murray S. Stedman, Jr., *Urban Politics, 1972*, p.27.
- 六六の都市地域における中心諸都市の場合、一九六〇年から一九七〇年に至るまでの一〇年間に、白人人口は、三五七〇万から三三八〇万に、一九〇万・五%減であるのに較べ、黒人人口は、八〇〇万から一〇八〇万へと、二八〇万・三五%増となっている。郊外諸地域の場合、白人人口は、四二六〇万から五四一〇万に、一二五〇万・三〇%増であるのに対して、黒人人口は、一八〇万から二六〇万へと、八〇万・四四%増を示している。(M.S. Stedman, Jr., op. cit., p.27.)
- (68) Douglas M. Fox "Some Aspects of Urban Social Economic, and Political Change Since 1954", in D.M. Fox(ed.), *The New Urban Politics: Cities and the Federal Government, 1972*, p.2.
- (68) *Statistical Abstract of United States 1987*, op. cit., p.32.
- (68) Ibid., pp.32-33.
- (68) Ibid., pp.31-33.
- (68) Thomas R. Dye, *Understanding Public Policy, 6th ed., 1987*, pp.110-111.
- (68) Ibid., p.110.
- 社会保障庁による貧困の公式定義に対しては、今日の進歩主義・保守主義の双方の立場から、鋭い問題点が提示されている。これを要約すれば、以下のようになる。(T.R. Dye, op. cit., pp.110-113. see also Michael Harrington, *The Other America: Poverty in the United States, 1962*. Mollie Orshansky, "Cutting the Poor," in *Social Security Bulletin, Vol.27 (January 1965)*, pp.3-29. Edgar K. Browning, "How Much More Equality Can We Afford?", in *Public Interest, vol.43 (Spring 1976)*, pp.90-110. Harrell R. Rodgers, Jr., "Hiding Versus Ending Poverty," in *Politics and Society Vol.8, No.2 (1978)*, pp.253-266. E.S. Greenberg, op. cit., pp.100-103. John L. Palmer and Isabel V. Sawhill(ed.), *The Reagan Record, 1985*.
- 現代進歩主義の立場からの批判は、左の通りである。①社会保障庁の貧困に関する公式定義は、生活費、気候風土、それに、一般に認められている生活様式、などの、地域間における差異を捨象している。②貧困水準が依拠している『険しい』食糧予算は、十分な栄養補給と健康保持のためには、余りにも少額である。③公式定義は、福祉事業及び社会保障からの現金収入を含む。もしこうした政府援助が存在しないとしたら、貧困者数は、さらに増大し、全人口の二五%に達するであろう。④公式定義は、多くの『近貧困層』("near poor")を、考慮外に却

図3 貧困の三定義

Official Poverty = Cash Income
Latent Poverty = Without Government Benefits Counted
Net Poverty = With Government In-Kind Benefits Counted



Sources: 1950 to 1980 from *Losing Ground: American Social Policy 1950-1980* by Charles Murray. 1981-1984 by the author from U.S. Bureau of the Census, "Money, Income, and Poverty Status of Families and Persons in the United States," 1984 Advance Report. Washington: Government Printing Office, September, 1985.

斥している。貧困水準の一二五%を越えない収入で生活する人々が、この国には、四八〇〇万も存在し、彼らは、全人口の一八・一%を占める。⑤公式定義は、人々が生活に必要と看做す財貨や用役を、認識の視野に収めていない。ギャラップ報告 (the Gallup Report) によれば、一九八〇年に、世人の間では、四人家族の生活に必要な不可欠の《最少経費》(“the smallest amount of money”) が、週二五〇ドル、年間一三、〇〇〇ドルであると考えられていた。この年における公式の貧困水準は、八、四一四ドルであった。

これに対し、現代保守主義者は、貧困に関する公式定義に、次のように挑戦する。①公式定義は、家族資産の価値を局外視する。自ら無抵当の家屋、家具、自動車などを所有する人々(通常、高齢者)は、現在、貧困水準以下の収入しか得ていないとしても、必ずしも、彼らは苦難の状況にあるとはいえない。②学生に象徴されるように、公式には貧困と認定されているにせよ、自らを貧困者とは看做さない多くの人々や家族が存在する。③貧困であると否とを問わず、多くの人は、自己の収入を、現実の価額よりも低く申告する。このことが、貧困者数の過大見積りを招致する。④さらに重要なことは、公式定義は、政府が貧困者に付与する《現物給付》(“in-kind benefits”) を除外しているという点である。もしこれらの《現物給付》が現金収入として計算されるならば、貧困者数は、公式統計に記載される数値の二分の一にすぎなくなるであろう。ここでいう《現物給付》には、食料割引券、無償の国民医療保障制度、公営住宅、学校給食、などが、含まれる。以上である。

なお、社会保障庁自身も、もし政府によって貧困者に付与される《現物給付》が、すべて、現金収入として計算されるならば、一九八四年のアメリカにおける貧困層の比率は、僅か九%になるであろうと、推定している。この数値は、《純貧困》(“net poverty”) 率と、考えられてよい。《純貧困》とは、政府供与の《現物給付》をすべて現金収入として計算した後もなお、貧困の域に停滞している人々を指す。《純貧困》を、公式定義に合致する《公式貧困》(“official poverty”)、《潜在貧困》(“latent poverty”) とともに、図示すれば、図 6 のようになる。(T.R. Dye, op. cit., p.112.) 《潜在貧困》とは、連邦政府の社会諸施策によって給付される援助がなかったならば、貧困状態に陥いる人々をいう。一九八四年の時点で、彼らは全人口の約四%に当ると推定されている。(Ibid., p.113.)

社会保障庁が公式に規定する《貧困線》を SSA poverty line と称するならば、一九六〇年から一九八三年に至る期間における SAS poverty line 以下にある人々の比率は、表 16 のようになる。(E.S. Greenberg, op. cit., p.102.)

表16 SSA poverty line 以下の人口比：1960—1983

Year	%
1960	22.2
1965	17.3
1968	12.8
1972	12.0
1973	11.6
1974	11.6
1977	11.6
1980	13.0
1982	15.1
1983	15.3

Source; U.S. Bureau of the Census., *Current Population Reports*, Series P-60, Various years through 1984.

(8) T.R. Dye, op. cit., p.113.

- (95) Ibid., p.113. Dye and Zeigler, op. cit., p.421. *Statistical Abstract of the United States 1987*, op. cit., p.35.
- (96) T.R. Dye, op. cit., p.114.
- (97) Dye and Zeigler, op. cit., p.421.
- (98) T.R. Dye, op. cit., p.118.
- (99) E.S. Greenberg, op. cit., p.103.
- (100) *Statistical Abstract of the United States 1987*, op. cit., p.378.
- (101) *The 1986 Almanac*, 39th ed., 1986, p.60.
- (102) *Statistical Abstract of the United States 1987*, op. cit., p.121.
- (103) Ibid., p.121.
- (104) T.R. Dye, op. cit., p.117.
- 黒人の窮乏状態は、相補関係にある二要因の複合結果である。第一は、黒人が相当程度と認められる財産を所有していないという要因である。このことは黒人が、資本主義制において財産に自然に生じてくる金銭上の諸利益、従って、他人の労働に依存する能力、生産を指揮する権能、景気循環の変動に耐え得る能力、などを、悉く剝離されているという事実を示す。第二は、黒人の生活資料が労賃ないし給与にほぼ全面的に依存しているという要因である。黒人人口のなから、失業者と社会福祉もしくは社会保障の受給者を除外するならば、黒人家族全体の九六%以上は、全面的に、生活資料を、労賃ないし給与に仰いでいる。彼らの生活は、労働力市場において、自己の労働力を売却する彼ら自身に、懸っている。全国平均以下にとどまる教育水準及び熟練水準、恒常的な就職上の差別、失業者ならびに低賃金労働者の巨大な一群と未熟練・半熟練の職種を争奪し合わねばならない苛酷な競争状態、こうした悲惨な諸条件の重畳の下にたつ彼らが、自己の労働力を、自ら満足し得る価額で売却するということは、きわめて困難である。これ故、黒人労働力は、財産所有者が高価格で買入れる必要のない商品の域を未だ離脱していない。黒人家族は、資本主義経済における安価な商品であることの不幸な宿命を背負っている。(E.S. Greenberg, op. cit., pp.103-104. see also Lloyd L. Hogan, "Black and American Economy," in *Current History* (November 1974), pp.222-234. Lester C. Thurow, *Generating Inequality: Mechanisms of Distribution in the United States Economy*, 1975. Sheldon Danziger, Robert Haveman and Robert Plotnick, "Retrenchment or Reorientation: Options for Income Support Policy", in *Public Policy*, Vol.28 (Fall 1980), pp.473-490. Joel Havemann, "Sharing the Wealth: The Gap Between Rich and Poor Grows Wider", in *The National Journal* (October 23, 1982), pp.1788-1795, and Linda E. Demkovich and J. Havemann, "The Poor and the Near Poor May Be Bearing the Brunt," in Ibid., pp.1796-1800.
- (105) Polsby and Wildavsky, op. cit., p.248.

表18 大統領に対する投票, 1952—1980: 投票集積の五方法

Year	Electoral College	Proportional Plan	District Plan	Bonus Plan	Direct Election (percentage of total vote)
1952					
Eisenhower	442	288.5	375	544	55.1%
Stevenson	89	239.8	156	89	44.4
Others	0	2.7	0	0	.5
1956					
Eisenhower	457	296.7	411	559	57.4
Stevenson	73	227.2	120	73	42.0
Others	0	7.1	0	0	.6
1960					
Nixon	219	266.1	278	219	49.5
Kennedy	303	265.6	245	405	49.8
Others	0	5.3	0	0	.7
1964					
Goldwater	52	213.6	72	52	38.5
Johnson	486	320.0	466	588	61.0
Others	0	3.9	0	0	.5
1968					
Nixon	301	231.5	289	403	43.2
Humphrey	191	225.4	192	191	42.7
Wallace	46	78.8	57	46	13.5
Others	0	2.3	0	0	.6
1972					
Nixon	520	330.3	474	622	60.7
McGovern	17	197.5	64	17	37.5
Others	1	10.0	0	0	1.8
1976					
Ford	240	258.0	269	240	48.0
Carter	297	269.7	269	399	50.1
Others	1	10.2	0	0	1.9
1980					
Reagan	489	272.9	396	591	50.7
Carter	49	220.9	142	49	41.0
Anderson	0	35.3	0	0	6.6
Others	0	8.9	0	0	1.7

(101) J.W. Davis, op. cit., p.85.

選挙人団体制については、様々な角度から、批判が寄せられている。これらの批判は、次の三者に要約される。(Page and Petracca, op. cit., pp.105-106. S.C. Patterson et al., op. cit., pp.143-144.)

① 大統領選挙の勝者の人民投票獲得数と大統領選挙人獲得数との間に、正確な対応関係は存在していない。② 《単位選出制原理》に基因する選挙民多数の支持の拡大現象である Matthew effect (Matthew 13:12 による) が認められる。③ 《不実な大統領選挙人》が出現し彼らの

忠誠心を《せり売り》(auction)する可能性が存在する。

こうした欠陥をはらむとされる選挙人団体制の代案として、通常、次の四者が指摘されている。(L. Berman, op. cit., pp.173-176. L.W. Koenig, op. cit., pp.59-62.)

①人民による直接選挙案 (direct election plan)。②各州におけるそれぞれの大統領候補の人民投票獲得数に比例して当該州の大統領選挙人をそれぞれの大統領候補に配分する比例配分案 (proportional plan)。③単一人選挙区案 (single-member district plan)。各州に割り当てられた大統領選挙人は、まず、州立法部によって、当該州の下院議員数に等しい数の単一人選挙区に、配分される。各選挙区の投票者は、一名の大統領選挙人を選出する。次いで、当該州選出の上院議員数に一致する二名の大統領選挙人は、州全体の投票者から選出される。④全国ボーナス案 (national bonus plan)。選挙人団体制における現存の大統領選挙人票五三三票は、この案の下でも、存続する。人民投票における勝者に、一〇二票(各州及びコロンビア地区に各二票という計算に基づく)の《賭金》(pool)が付与される。以上の四者の方法によって、一九五二年から一九八〇年に至るまでの各大統領の得票数を試算するならば、表18のようになる。(L. Berman, op. cit., p.175.)

- (98) T.R. Dye, op. cit., pp.144-146.
- (99) A. Ranney, "Reagan's First Term" in A. Ranney(ed.), *The American Elections of 1984*, op. cit., pp.2-3. E.S. Greenberg, op. cit., pp.175-176.
- (100) A. Ranney, op. cit., p.2. E.S. Greenberg, op. cit., p.176.
- (101) A. Ranney, op. cit., p.2. see also William Schneider, "The November 4 Vote for President: What Did It Mean?", in A. Ranney(ed.), *The American Election of 1980, 1981*, p.248.
- (102) A. Ranney op. cit., p.2.
- (103) E.S. Greenberg, op. cit., p.176. Dennis Kavanagh, "Changes in Party Systems and Public Philosophies", in Richard Hodder-Williams and James Ceaser (ed.), *Politics in Britain and the United States*, 1986, p.66.
- (104) E.S. Greenberg, op. cit., p.176. see also "Voters Send Carter a Message", in *The National Journal* (November 8, 1980), pp.1876-1878.
- (105) Ferguson and Rogers, op. cit., p.34. 一九七一年の時点における選挙人団体制に基づく計算による。
- (106) E.S. Greenberg, op. cit., p.176.
- (107) A. Ranney, op. cit., p.2. W. Schneider, op. cit., p.248.
- (108) A. Ranney, op. cit., p.2. W. Schneider, op. cit., p.248.
- (109) Dye and Zeigler, op. cit., p.175.

- (114) S.C. Patterson et al., op. cit., p.160.
- (115) Dye and Zeigler, op. cit., p.218.
- (116) Ibid., p.218.
- (117) W.D. Burnham, op. cit., p.333.
- リーガン候補は、続けて、次のように問いかけている。(Ibid., p.333.)
- 「四年前に較べ、あなた方は、小売店に行き物を買ひ易くなったであろうか。……この国の失業は、四年前よりも、増加したであろうか、それとも、減少したであろうか。アメリカは、過去と同様、世界を通じて、いまもなお、尊敬を受けているであろうか。我が国の防衛は万全であり、我々は、四年前と同様、強大であると、あなた方は、果たして、感ずるであろうか。」
- (118) Dye and Zeigler, op. cit., p.217.
- (119) Ibid., p.213.
- (120) Ibid., p.213.
- (121) J.J. Harrigan, op. cit., p.155.
- (122) Dye and Zeigler, op. cit., p.174. see also William Crotty, *The Party Game, 1985*, pp.29-37.
- (123) Dye and Zeigler, op. cit. pp.217-219.
- (124) *Statistical Abstract of the United States 1987*, op. cit., p.417.
- (125) Ibid., p.375.
- (126) Ibid., p.419.
- (127) 拙稿『公共政策決定過程におけるアメリカ大統領及び議会の機能位相』、『神奈川法学』第二十二卷第一号(一九八六年)一五〇頁—一五二頁参照。
- (128) *Statistical Abstract of the United States 1987*, op. cit., p.417.
- (129) Ibid., p.375.
- (130) Ibid., p.419.
- (131) Ferguson and Rogers, op. cit., p.26.
- (132) Dye and Zeigler, op. cit., p.219.
- (133) Ibid., p.218.

- (134) S.C. Patterson et al., op. cit., Appendix D, D-3.
- (135) Dye and Zeigler, op. cit., p.218.
- (136) Ibid., p.220.
- (137) Ibid., p.219.
- (138) Ibid., pp.218-219.
- (139) Gerald M. Pomper, "The Presidential Election", in G.M. Pomper et al., (ed.), *The Election of 1984, 1985*, p.81. Dye and Zeigler, op. cit., p.175.
- (140) T.R. Dye, op. cit., p.144.
- (141) これは、次の理由による。(Ibid., pp.140-141.)
- 大部分の州において、生活保護の受給者が、常勤職に就いたならば、生活保護小切手 (assistance check) の給付は、停止されるか、あるいは、減せられる。もしその受給者がその後一時解雇されたならば、社会福祉受給者名簿 (welfare roll) に再び登録されるのに、かなりの時間が費やされる。換言するならば、雇傭は不安定であるが、生活保護は、確実に給付される。さらに重要なことは、大部分の受給者が就き得る職種が低賃金だということである。その額が、生活保護の給付額を越えることは、まず、あり得ない。交通費、育児費、その他の労働に伴う経費を考慮するとき、とくに、このことが、いえる。こうした事実のすべてが、彼らに、求職を思いとどまらせる。社会福祉依存の状態と労働意欲の挫折は、別個独立の生活保護ならびに社会用役 (public service) の諸施策の総合的な《累積効果》 ("pyramiding effect") によって、拡大される。社会福祉受給者名簿に登録されている家族は、食料割引券制度の恩恵に与り、国民医療保障制度 (Medicaid) を通じて健康管理を受け、無料もしくは低廉な家賃によって公営住宅に入居し、公立学校における給食を無料化され、その他、個人負担零もしくはほとんど零によって様々な社会福祉・教育上の諸給付を受領する資格を有している。貧困層に与えられるこうした給付や用役は、もとより、収入とは看做されない。けれども、彼ら以外の人々は、同種の用役を受ける場合、これに対する自己の収入のなから、対価を支払わねばならない。もし社会福祉受給者名簿に登録されている家族の世帯主が就職したならば、生活保護を失うばかりではなく、食料割引券の恩恵、国民医療保障制度による健康管理、公営住宅への入居、その他、多くの社会用役の受給資格を、喪失することになる。様々な研究が報告しているところによれば、生活保護・食料割引券・学校給食・国民医療保障制度の基本的な社会福祉給付四者を受領している家族と同一の生活水準を維持するためには、都市における家族は、年収二万ドル以上を、確保しなければならぬ。このような事情から、社会福祉受給者名簿からの当該受給者の抹消を可能にするのは、高給な職種の出現のみである。
- (142) 社会福祉給付に対する不正請求は、連邦・州両政府における行政官にとって、憂慮に耐えない問題である。かつて、行政管理予算局 (the

Office of Management and Budget) が引用した標本調査の示すところによれば (The Budget of the United States Government, 1975, 1974, pp. 128-129.)、扶養児童世帯補助施策 (Aid to Families with Dependent Children Program) (AFDC program) の下における社会福祉給付請求全体の四〇%が、不正確であった。また、AFDC受給者の凡そ一〇%は、いかなる意味においても受給資格を欠き、二三%は、正當に受くべき給付額を越える額を受けており、八%は、正當に受くべき給付額以下の額を受領していた。食料割引券制度においても、ほぼこれと同様の結果が、経験的に得られている。さらに、国民医療保障制度の下における支払額の約一〇%は、不正によるものと推定されている。こうした不正支給額の受領者は、貧困層の患者に現実に行なわれなかった治療行為に対する支払を国民医療保障制度に請求した、非倫理的な医師、患者、それに、研究所である。(T.R. Dye, op. cit., p. 140.)

(143) 一九八一年に、レーガン政権は、公式には、経済復興施策 (Program for Economic Recovery) と称せられる経済成長のための包括的施策を携えて登場した。(T.R. Dye, op. cit., p. 251. Office of the President, A Program for Economic Recovery, February 18, 1981.) この施策は、非公式に《レーガノミックス》(“Reaganomics”) と呼ばれ、そこには、供給側重視の経済学 (supply-side economics) の濃密な陰影が、確かな形で認められる。《レーガノミックス》は、過去におけるケインズ経済学に基づく諸政策は、すべて失敗に帰したとする信念を核として凝集する。高率税制、インフレーション、経済成長の沈滞、これらすべては、政府による有効需要の増大策の結果として成立した現象である。レーガンによるならば、インフレーション、失業、低生産性、低投資、などの、この国における経済的諸問題の最も重要な形相因は、ほかならぬ政府自身である。高率税制、財政投融资、社会経済規制、通貨至上主義政策、などを推進した連邦政府政策は、束の間の短期的目標を達成するために、長期的な経済成長と物価の安定とを犠牲に供してきたのである。失業の減少を図る政府の努力は、単に、インフレーションを煽っただけに終わった。こうした考え方を承け継ぐ経済復興施策の地底に、次の四つの基本的な政策路線の複旋律を聞くことができる。①連邦政府出費における成長率を抑制するための予算改革。②三年間にわたる個人所得に対する二五%の減税と企業投資を促進するための付加税 (additional tax) の削減。③安全性もしくは環境保護の微少な向上のために産業に巨額の資金を負担せしめる政府規制の緩和。④連邦準備制度理事会 (the Federal Reserve Board) の協力の下に達成されるべき貨幣供給量の緩慢な増加。こうした基本的な政策路線の意図するところは、人々に、労働・貯蓄・投資を促すための刺激を付与することにある。理論の上では、これらの政策路線の実施を通して、人々は自己の収入のより多くの部分を手元に保持することが可能となるため、経済は、急速に成長するであろう。また、インフレーションは、より多くの財貨の生産によって制御されるであろう。さらに、人々の勤労意欲は高まり、新たな工場施設が建設され、新たな職が生みだされてゆくことになる。なお、供給側重視の経済学の核心を射当てるならば、それは、高率の税制と異常規模の政府職能の肥大とは、両々相俟って、生産量と生産性をともに減退せしめるところに信条である。(see also Allen Schick, Congress and Money, 1980. Nathan Keyfitz “Why Social Security Is in Trouble”, in Public Interest, vol. 58 (Winter 1980), pp. 102-119. William Greider, “The Education of David Stockman”, in Atlantic

vol. 248 (December 1981), pp.27-40. A. Wildavsky, *The Politics of the Budgetary Process*, 4th ed., 1984. Paul Licht, *Artful Work: The Politics of Social Security Reform*, 1985. James Tobin, "The Fiscal Revolution: Distributing Prospects", in *Challenge*, vol. 27 (January/February 1985), pp.12-16. Robert Fisner and Paul J. Pieper, "How to Make Sense of the Deficit" in *Public Interest*, vol.78 (Winter 1985), pp. 101-118.

(141) T.R. Dye, op. cit., pp.144-145.

連邦予算支出額における社会福祉関係費(社会保険、生活保護、健康・医療、退役軍人、教育、住宅、その他の福祉に関する経費の総和)の年平均増加率(前年比)(一九七七年—一九八四年)を示すならば、次のようになる。(拙著『現代行政学』(第一部)二八八頁—二九〇頁参照。 *Statistical Abstract of the United States 1987*, op. cit., p.340.)

一九七七年—一九八三年 一〇・八%増、一九七八年—一九八三年 二・八%増、一九七九年—一九八三年 一・七%増、一九八〇年—一九八三年 一・七%増、一九八一年—一九八三年 一・七%増、一九八二年—一九八三年 一・七%増、一九八三年—一九八四年 一・七%増、一九八四年—一九八五年(前年比) 前年比五・一%増以上である。

(145) T.R. Dye, op. cit., p.145.

(146) J.J. Harrigan, op. cit. p.472.

(147) T.R. Dye, op. cit., p.126.

(148) 包括的補助金とは、特定目的のみに使途が限定される範疇的補助金(categorical grants)と異なり、様々な目的のために使用され、またその対象となる施策の執行方法に関して連邦政府による誘導指標の提示が絶無も同然の補助金をいう。包括的補助金は、数個の範疇的補助金の統合を通して形成される。その特徴は、こうした統合による連邦政府出費の節減とその使途に関する受給者への大幅な裁量権の移譲の二者である。アリゾナ州知事B・ムピット(Bruce Babbitt)が述べた「包括的補助金は、州知事に『兎報』("bad news")を手渡す代理を命じながら連邦政府予算を削減してゆかための今日における一種の戦略的予算である」という言葉は、蓋し至言である。(Rochelle L. Stanfield, "For the States, It's Time to Put Up or Shut Up on Federal Block Grants", in *The National Journal*, (October 10, 1981), cited in R. M. Pious, op. cit., p.87. R. L. Stanfield, "Block Grants Look Fine to States; It's the Money That's the Problem", and "Filling the Federal Vacuum" in *The National Journal* (May 9, 1981), and (October 24, 1981). J.J. Harrigan, op. cit., p.60. see also Paul R. Dommel et al., *Decentralizing Community Development: Second Report of the Brookings Institution Monitoring Study of the Community Development Block Grant Program*, 1978. Lawrence D. Brown, James W. Fossett and Kenneth T. Palmer, *The Changing Politics of Federal Grants*, 1984.

公共政策決定過程におけるアメリカ大統領及び議会の機能位相

大統領の社会的背景

Class and occupation	President	Year became president
Upper class		
Prosperous farmers and planters	Washington	1789
	Adams, J.	1797
	Jefferson	1801
	Madison	1809
	Monroe	1817
	Adams, J.Q.	1825
	Harrison, W.H.	1841
	Tyler	1841
Professionals		
Ministers	Arthur (Episcopalian)	1881
	Cleveland (Presbyterian)	1885, 1893
	Wilson (Presbyterian)	1913
Other	Pierce (general)	1853
	Harrison, B. (lieutenant colonel)	1889
	Taft (lawyer)	1909
	Harding (physician)	1921
Prosperous businessmen	Roosevelt, T.	1901
	Roosevelt, F.	1933
	Kennedy	1961
Civil servants	Taylor (collector of internal revenue)	1849

表30 父の職業別による

Class and occupation	President	Year became president
Middle class		
Small businessmen	Van Buren (tavern owner)	1837
	Coolidge (storekeeper)	1923
	Ford (owner of lumber and paint business)	1974
Small landowners	Truman	1945
	Johnson, L.	1963
	Carter	1977
Tradesmen	Polk (surveyor)	1845
	Grant (tanner)	1869
	McKinley (ironmonger)	1897
Working class		
Dirt Farmers	Jackson	1829
	Fillmore	1850
	Buchanan	1857
	Hayes	1877
	Lincoln	1861
Other	Johnson, A. (janitor-porter)	1865
	Garfield (canal worker)	1881
	Hoover (blacksmith)	1829
	Eisenhower (mechanic)	1953
	Nixon (streetcar conductor)	1969
	Reagan (shoe salesman)	1981

- (87) T.R. Dye, *op. cit.*, pp.145-146.
- (88) *Ibid.*, p.146.
- (89) Dye and Zeigler, *op. cit.*, p.213.
- (90) Merrill Shanks and Warren E. Miller, cited in *Ibid.*, p.213.
- (91) Dye and Zeigler, *op. cit.*, p.78.
- (92) *Ibid.*, pp.77-78.
- (93) *Ibid.*, pp.77-78. P.H. Burch, Jr., *Elites in American History, Vol.III, 1980.* see also Ferdinand Lundberg, *America's Sixty Families, 1937.*
- (94) Dye and Zeigler, *op. cit.*, p.78.
- (95) *Ibid.*, p.78. P.H. Burch, Jr., *op. cit.*, vol.III, p.388.
- (96) Erwin C. Hargrove and Michael Nelson, *Presidents, Politics, and Policy, 1984*, pp.138-139.
- (97) *Ibid.*, p.142. 父の職業別による一七八九年以来の大統領の社会的背景を表した図表のようになる。Watson and Thomas, *op. cit.*, 2nd ed., 1988, pp.128-129.
- (98) Dye and Zeigler, *op. cit.*, p.78. P.H. Burch, Jr., *op. cit.*, vol.III, p.388.